官報

号外

国会会議録

令和八年六月十七日

○第二百二十一回国会　参議院会議録第二十二号

令和八年六月十七日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十二号
令和八年六月十七日
午前十時開議
第一　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
第二　令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
第三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。鈴木憲和農林水産大臣。
〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕
○国務大臣（鈴木憲和君）　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
米については、令和六年八月、南海トラフ地震臨時情報などを受けた需要の急増による小売店での品薄などに起因して価格が上昇し、令和七年三月には前年の約二倍にまで価格が高騰し、供給不安も発生しました。
この価格高騰の要因及び供給不安解消のために行った政府備蓄の売渡しの対応を検証した結果、農林水産省が多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄は売渡し手続に時間を要し、機動性に欠けていたという課題が明らかになりました。
これらの課題に対応し、消費者への米の供給を安定的に行うため、この法律案を提出した次第であります。
次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、多様化する流通実態の把握強化であります。
まず、届出の対象に、米穀の出荷又は販売事業者に加え、米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製事業者を追加することとしております。
次に、地域の米穀供給の相当部分を占める事業者は、在庫数量、出荷販売数量などの定期報告をしなければならないこととしております。
さらに、定期報告違反に対する罰則を新設するとともに、報告徴求違反、変更及び廃止の届出違反に対する罰則を引き上げることとしております。
第二に、備蓄制度の見直しであります。
まず、備蓄の目的を見直し、生産量の減少に加え、需要量の増加による供給不足にも備えて保有できることとしております。
次に、民間備蓄の創設であります。米穀の備蓄の機動的な運営を図るため、大規模な米穀の出荷又は販売事業者は、基準保有量の米穀を常時保有しなければならないこととしております。農林水産大臣は、供給不足であって、民間備蓄を政府備蓄よりも迅速に譲り渡すことができると認めるときは、基準保有量を減少し、さらに、不足の状況に応じて、民間備蓄事業者に対し、米穀の譲渡しに係る勧告、命令等をできることとしております。
第三に、生産調整方針の大臣認定制度などを廃止する一方で、米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産を行うよう努める旨を規定するとともに、政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓、輸出の促進、生産性の向上に関する施策等を講ずることとしております。
以上が、この法律案の趣旨でございます。
（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。徳永エリ君。
〔徳永エリ君登壇、拍手〕
○徳永エリ君　立憲民主・無所属の徳永エリです。
私は、会派を代表して、ただいま議題となりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、全て農林水産大臣に質問します。
日本書紀には、豊葦原の千五百秋の瑞穂の国という記述があります。アシが豊かに生い茂り、長い年月がたっても永遠に、秋になるとみずみずしい稲穂が実る国という意味で、日本を神話的な豊穣の国と象徴しています。我が国は瑞穂の国、稲作は、日本人の主食というだけではなく、生活、精神、社会に大きく根付き、豊かな文化を形成してきました。
しかし、今、農家の平均年齢は六十七・七歳、稲作単一経営では半数以上が七十歳を超えています。高齢化、担い手、後継者不足、温暖化による被害や鳥獣被害、生産資材価格の高騰による厳しい経営など、多くの苦難と直面し、この五年間で総農家数は二〇％以上も減少しました。生産基盤の脆弱化が進行しており、瑞穂の国が危機に直面しています。
今般、令和の米騒動を教訓に、流通実態把握の強化、備蓄制度の見直し、これまでの需要減少を前提とした生産調整規定の廃止など、主要食糧法を改正するということですが、本来であれば、令和九年度からの水田政策の抜本見直しと食糧法の改正案はセットで審議するべきものであり、また、改正案には看過できない点が多く、以下、質問いたします。
令和九年度からの新たな水田政策は、水田活用の直接支払交付金を抜本的に見直し、米、小麦、大豆、飼料用作物など、作物ごとの生産性向上等

の支援への転換、産地交付金の見直し、中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設など、水田政策の言わば大改革が行われようとしていますが、そのためには、農林水産関係予算の増額が必至です。

しかし、令和七年四月十一日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画には、「予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。」と記されており、既存の施策の予算の範囲内でしか対応できないことになっています。また、農林水産省は、見直し後の作物ごとの具体的な支援水準を明らかにしていませんし、八月の概算要求でも単価は示さないということですが、なぜでしょうか。農林水産関係予算が増額されなくては、この大改革の実効性は担保されないのではないでしょうか。大臣のお考えをお伺いします。

令和の米騒動の根本的な原因は、農林水産省が多様化する流通実態を的確に把握できていなかったことです。改正案では、外食、中食を含め流通業者の取引実態を把握するため、届出事業者の拡大、定期的な報告の義務化、罰則の強化を行うこととしています。

民間事業者に事務負担を強いて、罰則を強化してまで報告義務を課したとして、複雑で多様化している米の流通実態をどこまで把握することができるのか疑問であり、そもそも農林水産省が自らやるべき実態把握の責任を報告義務という形で民間に押し付け、責任を放棄するものにほかなりません。しかも、対象事業者はおよそ二万事業者、毎月定期的な報告を求めるのはおよそ三千事業者。全ての事業者からきちんと報告を得ることが不可欠だと考えますが、流通実態の把握の実効性をどのように確保するのか、お伺いします。

民間備蓄制度の創設について、政府は、令和の米騒動を検証し、政府備蓄米の売渡し手続に時間を要し、機動性を欠くという課題が明らかになったとして、備蓄米の機動的放出を可能にするために民間備蓄制度を法定化するということですが、備蓄は、食料安定供給、食料安全保障を支える柱であり、国の重要な責務であります。まずは、政府備蓄の運営上の課題を改善するべきであり、その上で補完的に民間備蓄を活用するべきなのではないでしょうか。民間を挙げた備蓄体制を構築という言葉には、国としての役割、責任を後退させようとしているかのように感じられます。

新たな備蓄体制においても、運営には国が責任を持つ、国の役割が後退することはないことを、大臣、明言していただけますか。

その上で、政府備蓄は、十年に一度の不作や通常程度の不作が二年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として百万トンとされていますが、令和六年十一月の財政制度等審議会の建議では、現在の適正備蓄水準が、大不作の場合などに備え、平成十三年に当時の年間需要量九百万トンを前提に設定されたものであることを踏まえると、まずは、七百万トン程度まで減少している現在の需要量を前提に設定し直す必要があるとして、適正備蓄水準を下げる必要性に言及しています。

さらに、令和七年十二月の建議では、売買差損や保管経費により、毎年度四百から六百億円程度の財政負担が発生している、備蓄運営の在り方については、こうしたコストを国民に明らかにした上で検討されるべきであるとしています。つまり、国の財政負担が重いから備蓄水準を下げよと言っているわけであります。

改正案では、生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直すとしています。備蓄の目的、役割が拡大するのですから、適正備蓄水準は、最低でも現行の百万トンは維持し、食料安全保障を確保するためには更なる拡大が必要なのではないでしょうか。

今回の見直しによる適正備蓄水準について、農林水産省はどのように考えているのでしょうか。政府備蓄、民間備蓄、それぞれについて適正と考える備蓄水準を、その根拠とともに御説明してください。

また、民間備蓄を担う事業者は、本来国が行うべき備蓄の一端を担う重要な任務を負うことになります。そのため、保管経費や掛かり増し経費が発生し、備蓄米の放出に際しては差損が発生する場合があります。これらに対し、民間事業者が不利益を被ることのないよう十分な財政上の支援が必要と考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

改正案では、米の需要減少を前提とした生産調整方針に関する規定を廃止するとともに、需要に応じた生産に係る責務規定の新設、生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記することとしています。

この需要に応じた生産とは具体的にどういうことなのか。すなわち、需要とは、現在の需要、トレンドやブームによる需要、そして、国内需要だけではなく海外需要も含まれるのか、政府の考え方を御説明ください。

また、政府がやるべきことは、需要に応じた生産の促進というよりは、むしろ出口対策、需要の創出、拡大に取り組むことなのではないでしょうか。政府が先頭に立って取り組むこと、その責務の重要性について、大臣の御所見をお伺いいたします。

改正案は、「米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。」との規定を新設するとしています。

新設される規定は努力規定であって、昨年施行された食料供給困難事態対策法のように農家に罰則を科すというものではありません。しかしながら、仮に供給不足、過剰作付けが生じ、需要に応じた生産が実現されなかった場合、この新たな努力規定を根拠として、生産者に対し、何らかのペナルティーを科す、また、行政上の不利益が課されるというようなことがないのか。なぜ努力規定を新設したのか、その理由についてもお伺いいたします。

生産者が需要に応じた生産をするためには、政府による正確な需要見通しが欠かせません。需要に応じた生産を実現させる前提として、需要見通しは精緻で正確なものでなければなりません。

農林水産省は、令和の米騒動の検証において、需要見通しは、過去の需要実績ベースのマイナストレンドに基づき、一人一年当たり消費量を推計した上で、総人口を乗じることで算出してきたため、減少傾向になったと。また、家計調査やインバウンドによる需要増等の実態を踏まえた直近の消費動向を考慮してこなかったとしていますが、これらの反省を踏まえ、今後、どのようにして精緻で正確な需要見通しを策定するのか、具体的に御説明いただきたいと思います。

昨年改定された食料・農業・農村基本計画では、米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策を強力に推進するとあります。品種改良については、多収性、高温耐性を備えた品種の開発、普及とあり、目標、ＫＰＩについては、多収性や高温耐性などに資する品種の育成として、二〇三〇年三十五品種を掲げています。新たな品種を育成されれば、その種子の生産、供給が安定的に行われる必要がありますが、種子生産の担い手の減

少と高齢化の進展により、種子生産体制の脆弱化も懸念されております。

また、これまで、民間企業では二〇〇〇年に三井化学がみつひかりという米の多収性品種の種苗の登録販売を始めましたが、今年三月末をもって事業から撤退しました。民間による米、麦、大豆といった主要農作物の種子の育成は、二〇一八年四月の種子法の廃止以降、この例など、ごく限られている実情にあります。

このことからも、主要農作物については、農研機構や都道府県の農業試験場など、公的試験研究機関での育成を財政面も含めて国が支援する必要があるのではないでしょうか。また、種苗の生産に係る技術を継承するための人材育成の必要性についてもお伺いをいたします。

食料・農業・農村基本計画では、水田政策の見直しについて、水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するとし、麦、大豆、飼料作物については、食料自給率向上の費用効果を踏まえて、水田、畑にかかわらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討するなどとしています。

つまり、水田における米以外の生産についても見直しつつ、支援をするということになりますが、なぜ水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策についての現行法第二条第二項の規定を改正案では削除するのでしょうか。水田政策の見直しに先行して行おうとしているこの改正によって、生産者が不安になり、意欲がそがれることがないように、明確に御説明ください。

中東情勢の影響、円安の進行により、今、過去最高となっている農業資材価格が更に上昇すれば、生産コストが増加し、しかも農産物の価格転嫁は難しく、農業生産はコスト割れとなり、赤字経営に陥ってしまい、再生産ができなくなります。収入保険などの現行の経営安定対策は、収入の減少を補うものでしかなく、コスト上昇による採算割れにはセーフティーネットとして機能しません。

こうした現下の問題も踏まえ、再生産可能なセーフティーネットの在り方について政府はどのように考えているのか、お伺いいたします。

農業は、工業製品と違い、必ずしも計画どおりの生産はできません。災害による農業被害リスクも、常に付きまとっています。そんな中で、国民の食料安全保障を守るためには、何があっても農家が安心して経営を続け、農畜産物を生産し続けることができる欧米のような手厚い所得補償が必要です。

立憲民主党は、生産費と販売価格の差額を埋める赤字補填という従来の考え方ではなく、国民の食料安全保障を確保し、生産基盤である農地を守り、環境保全など農業の多面的機能の維持、発揮のために尽力されている農家に対する直接支払、食料確保・農地維持支払制度を提案をいたしております。

都市部に食料を供給しているのは、地方であり、農家の皆さんです。しかし、農家に対するリスペクトが今の政策からは感じられません。欧米のように、政府が農家の経営を強く守り、農家が安心して誇りを持って国民の食料を作り続けることができる所得補償制度の創設の必要性について、大臣の考えをお伺いします。

日本と南米のメルコスールＥＰＡ、Ｇ７、フランスで行われておりますけれども、交渉入りをするという報道がありました。日本の農業に大きな影響があります。是非とも、国益に資する、そして日本の農業を守り、つないでいける、そんな交渉にしていただきたい。そのことを最後にお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木憲和君）　徳永エリ議員の御質問にお答えいたします。

新たな水田政策の支援水準と農林水産関係予算の増額についてのお尋ねがありました。

新たな水田政策については、令和九年度から開始することを基本とし、今後詳細な制度設計の検討を進めることとしており、その中で支援単価についても併せて検討していくものであるため、現時点でお示ししておりません。

また、新たな水田政策を実行するための予算については、支援単価を始めとした詳細な制度設計の検討結果を踏まえて措置されるものですが、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用し、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たせるよう、必要な額の確保に努めてまいります。

次に、流通実態の把握の実効性についてお尋ねがありました。

今般の改正法案では、加工、中食、外食事業者を届出対象に追加すること、在庫数量や取引数量の定期報告を義務化することにより、流通実態の把握強化を進めるとともに、その実効性を確保するため、届出、定期報告に係る罰則を厳罰化することとしています。

また、事業者の負担を軽減することも重要であることから、定期報告の対象者は一定の規模以上の方に限ることや、報告方法も電子申請を導入することなどの対応を行うこととしており、これらの措置により流通実態の把握の実効性を確保してまいります。

次に、備蓄の運営における政府の責任についてのお尋ねがありました。

国民の主食である米の安定供給は国の責務であり、食料安全保障の観点から不可欠であることから、供給が不足する場合に備え、引き続き国として責任を持って備蓄運営を行ってまいります。

一方、政府備蓄については、売渡し手続に時間を要するなどの課題が明らかになったため、本改正案では、備蓄米放出の機動性を確保する観点から、政府備蓄を補完するものとして民間備蓄を明記したところでありますが、これにより備蓄運営における国の役割が後退することは全くありません。

次に、政府備蓄と民間備蓄の備蓄水準についてのお尋ねがありました。

現在、備蓄米の適正水準は、十年に一度の不作や通常程度の不作が二年連続で続いた場合にも対応可能な水準として、米の基本指針において百万トン程度としています。

今後の備蓄水準は、引き続き百万トン程度とした上で、これを維持する中で、例えば、政府備蓄で八十万トン、民間備蓄で二十万トンを確保することを想定しています。

この民間備蓄二十万トンについては、米の供給不足に対する不安感による市場の混乱を早期に払拭する観点から、過去の不作時や南海トラフ地震臨時情報が発出された場合における需要量の増加等も踏まえ想定した水準であります。

次に、民間備蓄の財政上の支援についてお尋ねがありました。

民間備蓄に係る事業者の負担については、事業者に対し、備蓄米の保有が円滑に行われるよう、政府が必要な財政上の措置等を講ずる旨を改正法案に規定しています。

措置の具体的な内容については、今年度実施する民間備蓄に係る実証事業等を踏まえた上で検討してまいります。

次に、需要に応じた生産についてお尋ねがありました。

需要に応じた生産とは、主食用、米粉用、輸出用といった多様な用途の米について、国内外の需

要を創出した上で、その需要を満たすよう生産することを意味しており、この場合の需要には、現在の需要はもちろん、海外需要も含め、新たに創出された需要も含みます。

次に、米の需要創出や拡大についてのお尋ねがありました。

米の需要創出や拡大については、その重要性を踏まえ、昨年閣議決定した食料・農業・農村基本計画において、米粉などの需要開拓や輸出の拡大等を図ることを位置付けているところです。

さらに、今般の改正法案では、新たに政府の責務として米の需要開拓、輸出促進、生産性の向上の施策などを講ずる旨を明記したところであり、私も先頭に立ってその責務を果たしてまいります。

次に、生産者による需要に応じた生産の規定を設けた理由についてのお尋ねがありました。

米政策については、平成三十年に国が生産数量目標の配分を行わない政策に移行して以来、生産者が、主食用米の需給動向等を踏まえ、自らの経営判断で需要に応じた生産を行うことが実態として根付いています。

今般の改正案では、こうした実態を踏まえ、国による生産調整を廃止し、生産者が主体的に需要に応じた生産に取り組むことを明確に表すため、本規定を新設したところです。

またあわせて、需要に応じた生産が円滑に進むよう、新たに政府の責務として需要開拓、輸出促進、生産性向上等の施策を講ずる旨を明記したところであり、生産者に対し、需要に応じた生産の責任を押し付け、それが実現できなかった場合にペナルティーを科すという考えは全くございません。

次に、精緻で正確な需要見通しの策定についてのお尋ねがありました。

需要見通しについては、昨年九月、これまでの需要のマイナストレンドを前提としていた算定方法を見直し、直近の消費実績やインバウンド需要等を基に算定する方法へ改めたところです。

また、今般の改正法案では、加工、中食、外食の事業者を届出事業者に追加し、流通業者の需要実態を幅広く把握することなどの措置を盛り込んでいるところであり、これらの措置により得られた情報は逐次需要見通しに反映し、精緻な需給見通しの策定に努めてまいります。

次に、公的試験研究機関での品種育成と種苗の生産者の人材育成についてのお尋ねがありました。

気候変動が進行する中、高温や病害虫に強いなどの特性を持つ重要品種の開発が急務であるため、令和七年度から始まった農業構造転換集中対策の中で、農研機構や都道府県が行う重要品種の開発を支援しているところです。

また、重要品種の開発を促進するため、現在国会で御審議をいただいている気候変動等対応品種法案の中で、農研機構の研究設備の供用等の特例措置を盛り込んでいるところです。

加えて、種苗生産に係る人材育成のためには、異なる品種の混入防止や、作業の省力化、効率化が重要です。ドローンやＡＩを活用し、圃場での異なる品種の検出を速やかに行う技術開発のほか、収穫、乾燥、調製作業を省力化する機械の導入、種苗の栽培技術に係る講習会などを支援しているところであり、気候変動に適応した重要品種の導入を品種開発、種苗生産の両面から進めてまいります。

次に、稲以外の作物の生産の振興に関する規定を削除した理由についてのお尋ねがありました。

御指摘の第二条第二項は生産調整の推進に関する施策を規定しているものですが、今般の改正法案で、生産者による需要に応じた生産を進める観点から、生産調整方針を廃止することに併せて本規定を削除したところです。

一方、食料安全保障を確保するには、輸入依存度の高い麦や大豆などについて、全ての田畑をフル活用し、生産性を向上させることが重要です。

このため、昨年四月に策定した食料・農業・農村基本計画の中で麦や大豆などの増産目標を設定するとともに、今般の改正法案においても新たに第五条第四項を設け、需要に応じた生産に関する国の責務として、米の需要開拓や輸出促進、生産性向上と並んで、麦、大豆の生産振興も念頭に関連施策を位置付けたところであり、引き続き、麦、大豆など、水田のフル活用を図ってまいります。

次に、再生産可能なセーフティーネットの在り方についてのお尋ねがありました。

生産者が安心して営農活動を行うためには、生産者の再生産、再投資が可能な価格に落ち着いていくことが重要であると考えております。

本年四月の食料システム法の施行を受けて公表された米のコスト指標は、生産から販売に至る各段階のコストを明確にし、コスト割れでの供給を抑止しようとするものです。これを参考に、生産から流通、販売に至る各段階の取組が適正に行われるよう取り組んでまいります。

その上で、農業収入が減少した場合に備え、従来から収入保険などのセーフティーネット対策を措置しており、引き続きこうした施策を着実に推進してまいります。

次に、所得補償制度の創設についてのお尋ねがありました。

所得補償制度の創設については、税金が原資であることも踏まえると、国民の皆様の御理解を得る必要があるとともに、どのような理念で支援を行うのか、どういった農業者を対象とするのか、支援の水準をどのように設定するのかなど、慎重な検討を要するものと考えております。（拍手）

○議長（関口昌一君）　かごしま彰宏君。

〔かごしま彰宏君登壇、拍手〕

○かごしま彰宏君　国民民主党・新緑風会のかごしま彰宏です。

ただいま議題となりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。

日本の主食である米については、需要は減るものだという前提の下、国の責任で供給を絞ることで需給のバランスを取り、米価を安定させようとしてきました。しかし、需給バランスや価格を議論するとき、本当に守るべきなのは、米の生産基盤であり、国民への安定供給です。

そんな中、想定外に需要が増加し、供給が不足した。その結果起きたのが米不足です。米不足は、多くの国民に混乱を与え、今後も足りなくなるかもしれないという不安を抱かせました。

食糧法改正に当たっては、今後は、いかに米の需要に応えていくのか、いかに米不足に対する不安を払拭するのかを明確に打ち出していく必要があります。だからこそ、今回の食糧法改正は、国は主食にどこまで責任を負うのかという根本的な問いに答えるものであるべきです。

そのような基本認識の下、全問、農林水産大臣に質問いたします。

まず、食糧法は、主食の需給及び価格の安定を図るための法律です。

改めて、主食とは一体何でしょうか。私は、主食とは、主に消費されていることのみならず、どのような環境、国際情勢であっても、国民の食卓に安定的に届けなければならないものだと考えています。

政府は、主食とは国家にとってどのようなものであり、主食を守るに当たり政府はどのような役割を果たすべきであると認識しているのでしょうか。また、食糧法を改正することによって主食の

生産基盤や安定供給はどのように確保されると考えているのか、伺います。

次に、輸入米について伺います。

米価が高騰した際に起きたのは、輸入米の増加です。一キログラム当たり三百四十一円の枠外関税を払っても国産米よりも安いという状況は、輸入米は入ってこないというこれまでの米政策の前提を覆しました。

食料システム法も施行されましたが、生産コストを米価に転嫁する上でも輸入米価格が一つの指標となります。また、今後、米の供給が不足する事態における変動要因として輸入米の動向を考える必要が生じます。

米価が上がれば輸入米が入ってくるという前提の変化に対し、政府はどう分析し、本改正案においてどう対処していますか。備蓄制度の機動的運用で輸入米の増加に対処できると考えているのかどうかを含め、見解を伺います。

次に、食糧法の目的について伺います。

食糧法第一条には、「主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。」と規定されています。

しかし、米不足では、多くの国民が、店頭から米が消え、価格が高騰するという事態に直面しました。国民が当たり前に手に取れると思っていた主食が、脆弱なバランスの上に成り立っていたということを突き付けられたのであります。

だからこそ、今回の食糧法改正案は、需給バランスや価格という指標の先にある国民への主食の安定供給と国内の生産基盤を守ること、そして、また米が足りなくなるかもしれないという不安を払拭することに応えるものであるべきです。

政府は、この法律によってどのようにそれを実現しているのでしょうか。見解を伺います。

次に、食料安全保障について伺います。

近年、気候変動の影響による不作、国際情勢の緊迫化など、食料安全保障をめぐる様々なリスクが顕在化しています。こうした中で、今回の食糧法改正案は、食料安全保障をどのように捉え、その確保にどのように資するものとなっているのでしょうか。単なる需給調整の枠組みを超え、食料安全保障という観点からの政府の認識を伺います。

次に、流通段階における実態把握強化について伺います。

今回の法改正では、流通実態把握の報告対象となる事業者の規模が拡大されます。米騒動を振り返れば、その必要性は理解します。一方で、こうした措置は事業者に新たな人的負担やコスト負担を求めるものです。特に米の流通は、多様な事業者によって支えられており、現場では人手不足も深刻化しています。

政府は、こうした負担をどのように認識しているのでしょうか。また、制度の運用に当たり、事業者負担を最小限とするためにどのような配慮を行うのか、お答えください。

さらに、民間備蓄について伺います。

今回の法改正では、一定規模以上の事業者に対し、一定水準以上の民間備蓄を義務付ける措置が盛り込まれました。しかし、備蓄を行うということは、品質保持や在庫管理、そもそもの倉庫建設など、様々なコストを事業者に負わせることになります。しかも、その目的は、個別企業の利益のためではなく、国全体の食料安全保障のためであります。そうであるならば、その掛かり増しコストを事業者に負わせるべきではありません。

政府として、民間備蓄に伴う追加的な負担についてどのように考えているのか、特に事業者負担を求めるべきではないという観点から、認識を伺います。

次に、需要に応じた生産と需要拡大について伺います。

生産調整を前提とした過去の米生産においても、言わば減る需要に応じた生産を行うことにより、米価を維持する政策が取られてきました。

今回、需要が減るという前提を見直し、需要の増減にかかわらず需給バランスを取るということを需要に応じた生産の考え方としていると理解しています。

一方、改正案第五条第四項には、政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、需要開拓や輸出促進等の措置をとると書いてあります。つまり、食糧法改正案においては、需要の増減には関係ないはずの需要に応じた生産を推進するために需要拡大をするという、矛盾をはらむ規定となっています。

需要拡大には賛成です。一方で、条文上このような矛盾が生じるのはなぜでしょうか。それは、条文上、需要に応じた生産の定義がなく、そもそも需要に応じた生産が向かう方向性が曖昧なまま残されているからです。

需要に応じた生産とは、結局何なのでしょうか。需要拡大策を取るとは言いますが、需要拡大ができなかった際に、需要に応じた生産に与える影響はどのようなものでしょうか。また、需要拡大に対して、政府はどの程度の責任を持つのでしょうか。見解を伺います。

あわせて、需要に応じた生産における政府の責任について伺います。

改正案第五条では、需給見通し等を参考として、生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことが規定されています。加えて、ＪＡ等の団体や地方公共団体にも必要な助言や情報提供などが求められています。他方、政府の措置については、需給バランスを取る中での役割は見通しの公表にとどまります。しかし、果たして、見通しを示すことだけが政府の役割なのでしょうか。

見通しを示せば、個々の生産者が自分の判断で適切に需要に応じた生産ができると考えているのでしょうか。それとも、政府が生産基盤の維持や需要変動への対応も含めて責任を負うのか。政府は、この需要に応じた生産の中で自らの役割をどのように位置付けているのか、見解を伺います。

最後に、需給見通しについて伺います。

需給見通しは、需要に応じた生産を支える重要な参考指標として位置付けられています。しかし、米不足の要因の一つは、需給見通しが実態と乖離したことです。見通しである以上、完全に当て続けることは不可能です。だからこそ、問題は、見通しを外したときにどう対応するかです。

今後、需給見通しと実態に大きな乖離が生じた場合、政府はそれをどう検証し、どのような措置を講じるのか、見解を伺います。

主食を守ることは、需給の安定や米価の維持を図ることだけではありません。将来にわたって生産できる農地を守り、人を守り、地域を守り、そして国民が不安なく米を手に取ることのできる、その環境を守ることであります。私は、昨年の混乱によって、改めてその原点を突き付けられたのだと思います。

今回の法改正が、そうした国民の食をつかさどる国家としての責任を果たすための第一歩となるのか。そのことを確認するため、政府の率直な答弁を求め、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木憲和君）　かごしま彰宏議員の御質問にお答えいたします。

主食の役割の認識とその生産基盤、安定供給の確保についてお尋ねがありました。

主食とは、国民の日々の生活に欠かせない貴重な食べ物です。特に、我が国の主食である米については、食料安全保障の観点の、食料安全保障の

確保の観点から、需給の安定を図ることが重要と考えています。そのためには、国が責任を持って生産者の需要に応じた生産を推進していくことが必要です。

そのため、本改正案では、引き続き、需給見通しの作成など政府が講ずる措置を基本方針に規定するとともに、新たに第五条第四項を設け、政府の責務として、米の生産の持続的発展を図るため、需要開拓、輸出促進、生産性向上などを講ずる旨を明記したところであり、政府として責任を持って米の生産基盤を維持し、安定供給を実現してまいります。

次に、輸入米の動向についてのお尋ねがありました。

民間貿易による米の輸入拡大については、生産量が需要量に対し不足したことにより、国産米の価格が上昇し、輸入米の方が安くなったためと考えており、今後、民間輸入が定着し、国内市場が奪われかねないことを懸念しています。

今般の改正法案では、政府の責務として新たに生産性の向上や需要開拓を位置付けており、農地の大区画化や多収品種の導入などによる生産コストの低減を推進するほか、業務用、米粉用など多様な用途の米について、政府が前面に立って国内外の需要を創造してまいります。

またあわせて、民間備蓄制度の創設を盛り込んでおり、米の供給不足時には機動的に備蓄米を放出することで、国産米の需給の安定と、これを通じた価格の安定を図ってまいります。

次に、米の安定供給の確保と供給に係る国民の不安の払拭についてのお尋ねがありました。

本改正案では、生産者による需要に応じた生産を進めるとともに、多様化する流通実態を的確に把握するため、外食、中食、加工業者を届出対象に追加する、民間事業者に対し在庫数量や取引数量などの定期報告を義務付けるなどの措置を講ずることとしております。

また、米の供給不足が生じた場合に備蓄米の機動的放出を可能にするため民間備蓄制度を創設することとしており、これらの取組により、米の安定供給を図り、国民の不安払拭に努めてまいります。

次に、食料安全保障の確保と食糧法改正の関係についてのお尋ねがありました。

食料安全保障を確保するためには、我が国の主食である米に関して、国内外の需要を創出した上でその需要に応じた生産を進めていくこと、多様化する流通実態を平時から的確に把握し、供給不足が生じた場合には迅速に消費者まで米を供給できる体制を構築することが必要であると考えております。

このため、今般の改正法案において、需要減少を前提とした生産調整に係る規定を廃止し、需要に応じた生産が可能となるよう、米の需要開拓、輸出促進などの施策を講ずることを政府の責務として位置付けるほか、多様化する流通実態を的確に把握するため、届出対象の追加、定期報告の義務付けなどの措置を講ずるとともに、備蓄米の機動的放出を可能とするため民間備蓄制度を創設することとしております。これらの取組を着実に実施することで、食料安全保障の確保を図ってまいります。

次に、流通実態の把握に関する事業者の負担軽減についてのお尋ねがありました。

新たな届出、定期報告の実施に当たり、事業者の皆様の負担を極力軽減する観点から、定期報告の対象者は一定の規模以上の方に限ることや、報告方法も電子申請を導入することなどの対応を行うこととしており、引き続き、現場の御意見も伺いながら検討を進めてまいります。

次に、民間備蓄に伴う追加的な負担についてのお尋ねがありました。

民間備蓄に係る事業者の負担については、備蓄米の保有が円滑に行われるよう、政府が必要な財政上の措置等を講ずることを改正法案に規定しています。

民間備蓄の具体的な運用、支援内容については、今年度実施する民間備蓄に係る実証事業等を踏まえた上で検討してまいります。

次に、需要に応じた生産についてお尋ねがありました。

需要に応じた生産とは、主食用、米粉用、輸出用といった多様な用途の米について、国内外の需要を創出した上で、その需要を満たすよう生産することを意味しています。

昨年四月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画では、二〇三〇年の米の生産目標を二〇二三年の七百九十一万トンから八百十八万トンに増加させることとしています。

今般の改正法案では、第五条第四項において政府が需要開拓や輸出促進などの施策を講ずることを位置付けており、多様な価格帯の米の供給の支援、現地系のスーパーやレストランなどの新たな販路の開拓、米粉、米加工品などのプロモーション強化などを通じ、政府自らが前面に立って米の需要開拓に積極的に取り組んでまいります。

次に、需要に応じた生産における政府の役割についてお尋ねがありました。

今般の改正法案においても、引き続き、御指摘の需給見通しの作成など政府が講ずる措置を規定しています。

また、新たに第五条第四項では、政府は、米の需要開拓、輸出促進、生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米生産の持続的な発展を図るものとすると明記したところであり、政府が責任を持って需要に応じた生産に取り組んでまいります。

さらに、米生産の持続的な発展を図るため、需要開拓や輸出促進に加え、農地の大区画化や新品種開発、スマート農業の導入等による生産性の向上、収入保険などの経営安定対策などの施策を併せて講じてまいります。

次に、需給見通しについてのお尋ねがありました。

昨年九月、需給見通しについては、直近の動向等を踏まえた精緻なものとするため、需要見通しを幅を持って設定した上で、生産見通しは需要量の幅の上位の値で設定するよう見直したところであります。

また、今般の改正法案では、加工、中食、外食事業者を届出対象に追加すること、民間事業者に対し在庫数量や取引数量を定期的に報告いただき、流通業者の需要実態を幅広く把握することなどの措置により得られた情報を需給見通しに反映するよう逐次見直しを行い、大きな乖離が生じないようにしてまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　高橋光男君。

〔高橋光男君登壇、拍手〕

○高橋光男君　公明党の高橋光男です。

私は、会派を代表して、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

政治の使命は、国民の命と暮らしを守り抜くことです。命と暮らしに欠かせない食料を日々支えてくださっているのが、全国の農林水産業に従事される皆様です。冒頭、現場で汗を流すお一人お一人に心から敬意と感謝を申し上げます。

しかし、その現場は限界に近づいています。基幹的農業従事者は、二〇〇〇年の約二百四十万人から二〇二五年には約百万人にまで減少。平均年齢はほぼ七十歳。荒廃農地も全国で約二十五万ヘクタールにも及びます。現場では、もうからない、子に継がせられないとの声を多く伺います。

とりわけ米は長く低価格が続き、消費者には安くて当たり前という感覚が定着し、その間、生産者の負担に目が注がれることはまれでした。

この状況を一変させたのが令和の米騒動です。政府自身も、需要の見通しと実績に大きなずれが生じ、高温等で精米歩留りが悪化したことを認めています。令和五年産では四十四万トン、令和六年産でも三十二万トン、需要に対して供給が不足しました。米不足は、日々の食卓や給食、介護施設や子供食堂、中食、外食など、国民全員に影響を与える問題。ゆえに二度と繰り返してはなりません。

公明党は、その反省から、食糧法改正を食料安全保障への真の改革の契機とする決意に立ち、質問いたします。

第一に、国の危機認識を伺います。

食料は、国防やエネルギーと同じく、国の安全保障です。中東情勢を背景に、ナフサ由来の農業用資材や包材、肥料、燃油の先行きに不安があります。中道、立憲、公明三党は先月、ナフサ由来農業用資材の安定供給などを政府に申し入れ、さきの補正予算にも、肥料や飼料、資材の価格高騰対策等を修正提案しました。

政府は、なぜそうした支援を補正予算に盛り込まなかったのか。なぜ、他の安全保障に比して極めて低水準の予算のままなのでしょうか。当初予算も含め、食料安全保障に抜本的な予算を確保、手当てする意思はあるのか、鈴木農林水産大臣並びに片山財務大臣の見解を伺います。

以下、食糧法改正に関して、全て農水大臣に伺います。

まず、法改正の意義についてお尋ねします。

政府案は、米の加工、中食、外食事業者も届出対象に追加し、在庫量や販売量などの定期報告を求め、備蓄の目的を需要増による不足にも広げ、民間備蓄制度を創設するものです。ただ、現場からは、米がどこにどれだけあるかを正確に把握できなければ役に立たないとの声、備蓄米も不足時だけでなく過剰時にも機能させるべきとの声をいただいています。

今回の改正で、国民の食卓と現場の不安をどう解消していくのか、認識を伺います。

備蓄米については、昨年、我々公明党の提案に従い、国民生活を守るために提供され、その判断は必要でした。政府備蓄は、通常百万トン程度を前提に、毎年二十万トン程度を買い入れる仕組みです。ところが、放出により水準は大きく低下し、今は三十二万トン、うち十五万トンは令和二年産米です。食用として問題ないのでしょうか。令和八年産の買入れは二十一万トンの予定ですが、それだけで足りるのでしょうか。

価格急落と有事の双方に備えるため、民間備蓄も活用し、国の責任で早期に百万トン水準へ戻すべきと考えますが、見解を伺います。

需給の安定に必要な情報基盤についてお聞きします。

価格安定の前提は需給安定です。需要量に加え、供給量、すなわち生産量の実態の把握が不可欠です。農水省は、水稲収穫量調査の精度向上に向け、人工衛星データやＡＩを活用した実証に取り組んでいるものと承知します。今回の改正で報告義務だけを増やせば、現場の負担になります。衛星、ＡＩなどの官民の技術を駆使し、農家に過度な負担を掛けず、作付面積や収量を正確につかむ仕組みを早急に実装すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

コスト指標と価格形成に関してお尋ねします。

市場原理だけでは農作物の需給均衡は図れません。農家は、肥料や燃油が上がっても、すぐには価格に転嫁できません。だからこそ、再生産可能な価格の物差しが必要です。米穀機構は四月、米のコスト指標を公表しました。

食料・農業・農村基本法が定める合理的な価格形成を進めるためには、フードＧメンが現場に入り込み、集荷、卸、小売、外食まで食料システム全体で適正な取引につなげ、消費者理解も進むようにすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

小規模農家と中山間地域支援について伺います。

持続可能な農業には、条件不利地の経営実態を直視しなければなりません。地元市川町の棚田農家から、次のようなお話を伺いました。この十年間で、資材や機械代など経費約八百万円に対し、米販売収入は約三百六十万円、実に四百万円超の赤字、一体何をやってきたんだと。御自身への吐露の言葉でしたが、私は政治への憤りの声として重く受け止めました。

実際、小さな面積ほど米の生産費は高く、五ヘクタール未満では収益確保が難しいのが現実です。集約やスマート農業も、平場のようには進みません。それでも、農地は水をため、土砂災害を防ぎ、地域の暮らしを支えています。

棚田や離島などの国土保全の観点からも、中山間地域等直接支払や多面的機能支払は現行水準を超える拡充を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

制度からこぼれる方々への支援も忘れてはなりません。中山間直払いは対象になり得ても、事務負担などで未申請の地域が多くあります。収入保険は青色申告が前提です。ナラシ対策も認定農業者などが中心で、対象外の農家が多いのが実態です。

主食用米には、コスト急騰や価格急落への補填措置がほとんど存在しません。一定の在庫水準や価格下落、コスト上昇を条件に発動する新たな経営安定制度を導入すべきと考えますが、見解を求めます。

食糧法改正と切り離せない課題として、来年度からの新たな水田政策について伺います。

水田活用直接支払交付金につき、政府は、面積払い中心から作物ごとの生産性向上、収量に応じた支援へ転換する方針を示していますが、単価や収量要件などは未定です。これでは、現場は来年産の作付けや契約を判断できません。

条件不利地や中山間地域が取り残されない設計とし、少なくとも、現行水準以上の予算を確保して新制度の具体を早く示すべきです。また、地域計画も作って終わりにせず、推進組織やコーディネーターの配置、農地中間管理機構の手続の簡素化、迅速化により、受け手が未定の農地でも担い手や新規就農者へとつなげる体制を強化すべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

ここで、担い手確保に関して防衛大臣に伺います。

体力と規律を有し、車両や機械操作の経験を持つ退職自衛官は、地方農業の新たな担い手として有望です。地元にも、梨農家などに転身し、活躍している方がいます。大変有り難いことです。職業選択の自由を前提としつつも、防衛省として、農水省や自治体、ＪＡ等と連携し、退職自衛官の就農支援を進めるべきではないでしょうか。御所見を伺います。

農地を守る最後の要は人です。大規模化、スマート農業、若手農家の挑戦は進み始めています。一方、家族経営、兼業農家、集落営農、農業ボランティア、外国人材も地域を支える担い手です。若者が希望を持ち、地域が支え合い、皆が力を合わせて働ける仕組みをどうつくるのか。食料安全保障の根幹である担い手の育成、確保、協働体制をどう強化するのか、最後に農水大臣の決意を伺います。

公明党は、どこまでも現場第一で、額に汗かく皆様のお声を国に届け、食料の安定供給と食料安全保障の確立へ全力で邁進することをお誓い申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木憲和君）　高橋光男議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正予算や農林水産関係予算についてのお尋ねがありました。

今回の補正予算は、中東情勢を踏まえ、国民の暮らしや経済活動に支障が生じないよう適切に判断し、必要に応じてタイムリーに対応するため、重点支援地方交付金や予備費を措置し、リスクの最小化の観点から万全の備えを取ったものです。

農業生産資材等の価格高騰に対しては、令和八年度当初予算や令和七年度補正予算などを活用し、燃油や飼料の価格高騰による影響を緩和するため、補填金を交付する制度を講じているほか、農林漁業セーフティネット資金などに対する金利負担軽減の措置も講じているところです。

また、農林水産関係予算については、近年、厳しい財政事情の中にあっても必要な予算の確保を図っており、令和八年度当初予算は前年度比二百五十億円増となっています。さらに、令和七年度から五年間の農業構造転換集中対策期間においては対策費用一・三兆円を別枠予算として措置することとしており、引き続き、必要な予算を確保し、食料安全保障の強化を図ってまいります。

次に、本法改正で米の安定供給に係る国民の不安をどう解消していくのかについてのお尋ねがありました。

本改正案では、多様化する流通実態を的確に把握するため、外食、中食、加工業者を届出対象に追加をする、民間事業者に対し在庫数量や取引数量などの定期報告を義務付ける等の措置を講ずることとしております。また、備蓄米の機動的放出を可能にするため民間備蓄制度を創設することとしており、これらの取組により、国民の皆様に対し米の安定供給を図ってまいります。

なお、政府備蓄は食料安全保障の観点から不可欠であることから、供給が不足する場合に備え、量が足りていなければ売り渡す、量が足りていれば売り渡さないとの考えで運営することとしており、米価の維持を目的とした運営は行わない考えです。

次に、政府備蓄米の備蓄水準の回復についてのお尋ねがありました。

政府備蓄米の在庫量は現在三十二万トンですが、保管中の品質劣化を防止するため、倉庫内の温度、湿度を一定水準に保ち、令和二年産米を含め、主食用としての品質を維持しているところです。

本年四月から六月にかけて令和八年産の政府備蓄米の買入れを行ったところですが、政府備蓄米の買戻しについては、今後の需給状況や販売動向等を見定めた上で適切に判断してまいります。

次に、人工衛星やＡＩなどを活用し、米の収穫量などを正確に把握する仕組みについてのお尋ねがありました。

米の需給の安定を図るためには、デジタル技術を活用して、効率的に生産量に関する統計調査の精度を向上させることが重要です。このため、昨年十一月に開かれた米の安定供給等実現関係閣僚会議において、将来は人工衛星データやＡＩを活用した生産量の算定に移行することを目指すこととされ、本年度から実証研究を開始したところです。

収穫量などを効率的かつ正確に把握する統計手法の確立に早急に取り組んでまいります。

次に、フードＧメン、フードＧメンが現場に入り、食料システム全体で適正な取引につなげるべきとのお尋ねがありました。

米について、生産者による再生産が可能で、消費者にも理解される合理的な価格形成を図るためには、本年四月に施行された食料システム法に基づき、米穀機構から公表されたコスト指標も参考に、生産から流通、販売に至る各段階の取引が適正に行われることが重要です。

このため、農林水産省では、フードＧメンの体制を整備し、本省、地方農政局の情報窓口に寄せられた情報や食品事業者への取引実態調査で得られた情報を基に、フードＧメンが食品事業者の事業所に出向き、誠実に協議に応じているかなどの調査を実施しています。

調査の結果、協議に応じないなどの事案が確認された場合には、農林水産大臣が食品事業者に対し指導、助言、勧告、公表などの措置を講ずることで、適正な取引の確保に努めてまいります。

次に、中山間地域等直接支払と多面的機能支払についてお尋ねがありました。

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払については、昨年四月の食料・農業・農村基本計画の中で、令和九年度以降の水田政策の見直しの一環として、「中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。」と明記されたところです。

これを踏まえ、中山間地域等直接支払については、地方公共団体が、傾斜によらない不利性を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続のために必要と認める場合、対象農地へ位置付ける、多面的機能支払は、地域外の人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援するといった検討を進めることとしており、今後、関係者の御意見等を踏まえ、詳細を検討してまいります。

次に、コスト上昇などを条件に発動する新たな経営安定制度の導入についてのお尋ねがありました。

生産者が安心して営農活動を行うためには、生産者の再生産、再投資が可能な価格水準に落ち着いていくことが重要であると考えております。

本年四月の食料システム法の施行を受けて公表された米のコスト指標は、生産から販売に至る各段階のコストを明確にし、コスト割れでの供給を抑止しようとするものです。これを参考に、生産から流通、販売に至る各段階の取引が適正に行われるよう取り組んでまいります。

その上で、農業収入が減少した場合に備え、従来から収入保険などのセーフティーネット対策を措置しており、引き続きこうした施策を着実に推進してまいります。

なお、新たな経営安定制度の導入に当たっては、生産性向上に向けた取組に与える影響や、どういった生産者を対象とするのか、支援水準をどのように設定するのかなど、慎重な検討を要するものと考えています。

次に、新たな水田政策について、早期の制度設計と十分な予算確保についてお尋ねがありました。

令和九年度からの新たな水田政策においては、加工用米、米粉用米など主食用以外の米や麦、大豆などについて、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いで支援することを検討しています。

収量の算定に当たっては、中山間地域などの条件不利地域の実態も考慮し、全国一律の基準ではなく、地域別の基準の設定を検討しています。

具体的な支援の単価や要件については今後早急に検討を進めてまいりますが、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用し、新たな水田政策に必要な予算額についてはしっかり確保するべく努力してまいります。

次に、地域計画における受け手不在の農地についてのお尋ねがありました。

地域計画は、一度策定して終わりにするのではなく、受け手不在農地の解消などのためにも、関

係機関が連携し、継続的な見直しを行い、その完成度を高めていくことが重要です。

このため、市町村、農業委員会に加え、ＪＡや土地改良区などの協力団体も含めた現場活動の推進体制の強化や、地域の話合いのコーディネーターなどの派遣などを支援しているところです。

また、農地バンクについては、地域外からの担い手の誘致など、受け手を見付ける努力を続ける市町村などと連携して、積極的に中間管理を行うことを促してまいります。

あわせて、農地の貸借に係る関係書類の削減など、農地バンクの手続の簡素化、迅速化を図っているところであり、これらの取組により、受け手不在農地も含め、より多くの農地を担い手や新規就農者につなげてまいります。

次に、担い手の育成、確保と地域の協働体制についてのお尋ねがありました。

農業者の減少が進む中で、食料安全保障の確立を図るためには、農業で生計を立てる担い手の育成、確保を図るとともに、地域農業が維持発展できるようにすることが重要です。

そのためには、農業を他産業よりも魅力がある、稼げる産業にすることが必要です。農地の集約化や大区画化などの生産性向上や、農作物のブランド化などによる付加価値向上、輸出による販路拡大など、農業経営の収益力を高めるための取組を進めていくとともに、地域が共同で行う水路、農道などの管理活動などを支援し、協働体制の強化を図ってまいります。（拍手）

〔国務大臣片山さつき君登壇、拍手〕

○国務大臣（片山さつき君）　高橋議員から、補正予算や食料安全保障に関する予算についてお尋ねがありました。

今般の補正予算は、中東情勢が不透明である中で、必要に応じてタイムリーに対応できるようにするため、リスクの最小化の観点から中東情勢等対応予備費の創設などを行ったものであり、本予備費の目的に沿うものであれば活用も可能となっております。

その上で、政府としては、本年三月から燃料油に係る緊急的激変緩和措置を行っているほか、電気・ガス料金についても、使用量が増加する七月から九月において支援を実施することとしており、こうした措置によっても、農林漁業者の方々の御負担も一定程度は軽減されるものと考えております。

加えて、農林漁業者については、既に燃油や飼料の価格の高騰に対して補填金を交付する制度のほか、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット貸付けにおける最大二％の金利引下げなどの支援策も講じてきていると承知しております。

こうした取組を通じて、引き続き、農林水産省とよく連携しながら、農林漁業者の経営をしっかり下支えしていくとともに、食料安全保障の強化を図ってまいります。（拍手）

〔国務大臣小泉進次郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（小泉進次郎君）　高橋光男議員にお答えいたします。

退職自衛官の就農支援についてお尋ねがありました。

防衛省では、令和七年六月に農林水産省や農林水産関連団体との間で申合せを締結し、全国の農業大学校における研修や退職予定自衛官に対する農業インターンシップを開催するなど、就農のための支援を行っており、令和元年度以降の七年間で約百三十名が農業へ再就職するなど、多くの自衛官がセカンドキャリアとして農業を志しているところです。

また、民間においても、例えば農業自衛隊という団体は、現役自衛官や民間の方々が、日本を守るという防衛省・自衛隊の使命と食を守るという農業の重要性の観点を結び付けるべく、実際に農業に取り組むなどの活動を行っています。私もこの団体と意見交換をさせていただきましたが、農業は自衛隊で培った能力を生かせる分野であると改めて実感しました。

今後も、就農を希望する退職予定自衛官への一層の支援と農林水産業の担い手確保のため、関係機関等と連携した取組を強化してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　杉本純子君。

〔杉本純子君登壇、拍手〕

○杉本純子君　参政党、杉本純子です。

ただいま議題となりました主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。また、質問については、全て鈴木農林水産大臣にお伺いいたします。

令和の米騒動と呼ばれたお米の不足と価格高騰は、今もまだ終息したとは言えません。二〇二六年四月時点の米の相対取引価格は、前年と比較してプラス二三％、二年前と比較して二倍以上の価格であり、歴史的とも言える高値が続いております。

一方、米の民間在庫は四月時点で玄米ベース二百四十九万トンであり、前年と比較して八十一万トン多い状況です。五月の米取引関係者の判断に関する調査結果によりますと、見通しとして米は余るため、米価も下がると判断され、米価の暴落が起こるのではといった報道もなされております。

こうした米の価格と在庫状況の現状についてどう評価しているのか、またあわせて、政府はこの現状を改善すべきものと判断しているのか、お示しください。

今回の法案は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正ですが、需給、価格共に全く安定していないのが現状であります。価格はマーケットで決まるものと大臣又は政府の答弁で聞いておりますが、そもそも価格の安定と需要に応じた生産という二つの目標の間には大きな矛盾がないでしょうか。

現在の日本の仕組みだと、米価は生産量の増減に大きく左右されます。つまり、需要に応じた生産は、需要ぎりぎりの量を正確に生産しなければ価格が高騰したり暴落したりしてしまうという大変危ういものであります。

需給を安定させることで価格を安定させるという方針そのものが極めて不確実であり、需要に応じた生産を目指すことと価格の安定を目指すことは現実には両立し難いと考えます。また、価格が下がるリスクを避けようという理由から、どうしても需要に応じた生産は増産よりも減産に向かいやすくはないでしょうか。

しかし、価格を維持するために生産量を減らさなくても、価格に関係なく生産量に応じて国が直接行う直接支払で十分な収入が得られれば、農家の皆様の所得は安定し、安心してお米を作り続けることができます。また、そうして生産量を減らさなければ、お米が足りず価格が高騰してしまうというリスクも小さくできるはずです。

現在も一部で行われている直接支払を大きく広げて、お米を作る農家さんをしっかり支え、もっとお米を作ろうと思っていただけるような制度に改めるべきと考えます。直接支払を広げることについての見解をお示しください。

日本の基幹的農業従事者は激減し、二十年前と比較して半分以下となっております。さらに、令和七年までの五年間では約二四％、四人に一人も農家が減っているという、まさに崩壊の危機にあります。このままのペースで減少すれば、需要に応じた生産を行うという前に生産する人がいなくなってしまうのです。

今後、ロボットやＡＩによる省力化を進められるのだとしても、日本の食を支えてきたのは多くの小規模な家族経営農家であります。今後、大規模な企業や法人の参入も行われることと思いますが、それらを優遇するばかりではなく、小規模農家を守ること、とりわけ中山間地域など厳しい条件の地域でも農業を続けてこられた、そうした方々を守ることが食料安全保障を確立するためには重要です。

ビジネスとして農業を考え、利益ばかりを優先するとどうなるでしょうか。自然災害や有事が起こったとき、もうからなくなったと判断すれば撤退することになります。代々受け継がれてきた土地への思いや農業への誇り、さらに国民の食を担っているという強い責任感は、ビジネスとは全く別のものであります。農業はビジネスとしてではなく、国民の命を守る国防として捉えるべきであります。

国民を守るために、政府が国の農業をしっかり支えていくことは当然です。長年にわたり日本の食を支えてきた農家の現場に、この国の農政は十分に向き合ってきたと言えるのでしょうか。食料自給率が上昇していない現象は、政府が国の農業を支え切れていないあかしでもあります。

日本の食料安全保障が極めて危うい状況にあるという危機感をもっと強く持つべきです。日本の食を守ることは、日本人の命を守ることと同じです。農業を国防という観点からどのように位置付けているのか、見解をお伺いいたします。

あわせて、日本の食料自給率についてもお尋ねいたします。

政府は、平成十二年に十年後にカロリーベース食料自給率四五％の目標を掲げて以来、五年ごとに同じ目標を掲げ直すということを毎回のように続けております。しかし、現在の自給率は約三八％と、最初に目標を掲げたときの四〇％をむしろ下回っております。なぜ日本の食料自給率は上がらないのか、この責任をどう認識されているのか、お聞かせください。

日本のお米は、代々ずっと大切に受け継がれ、守られてきました。しかし、お米は国産というこの当たり前が、今崩れつつあります。飲食店や中食業者が物価高や低迷し続ける日本経済の中で生き残るために、高い関税が掛かっていてもなお国産米より安いという理由で輸入米が使用されるケースが増えています。このまま市場のシェアが海外産に奪われ続ければ、日本の稲作は更に縮小し、お米の生産力も減少の一途をたどってしまいます。一度失われた田んぼや稲作の技術は、簡単に元には戻りません。

ならば、今こそ国が日本の米市場を確実に取り戻すという強い意志を示すべきであります。農家が安心して生産を続けられるように、国としてしっかりと予算を付ける、これこそが国内でお金が豊かに循環する本当の積極財政につながるのではないでしょうか。

日本の農業、日本の農家を絶対に守り抜くという国としての覚悟と決意をお答えください。

食料安全保障を強化するといっても、具体的な方策がなければ日本の農業は変わりません。そこで、全国の学校給食の完全米食化を提案いたします。

全国の小中学校では、約九百万人の児童生徒が給食を食べています。給食が年間百九十日実施されていると仮定すると、約十七億食という計算であります。この給食の主食を国産の米に固定すれば、安定した需要が生まれ、農家の皆さんはより安定した経営を望むことができます。

国家戦略としての学校給食の米食化について、大臣の見解をお伺いいたします。

本当に日本の農業と国益を守る気があるならば、国がやるべきことは、需要に合わせて生産を縮小させることではありません。海外産米に奪われている市場を国産米へと着実に置き換えていく、そのために、安心して作ってください、国が責任を持って支えますと農家の皆様の背中を押すことであります。

作れば作るほど農家が豊かになり、同時に豊かな大地が守られる。そんな前向きな農政に転換してこそ、本法の大きな目標である国民生活と国民経済の安定につながると考えます。

豊かな農業を取り戻す第一歩としての米の増産への決断についてお聞かせください。

最後に、農家の皆様の日々の努力が報われ、生産への意欲が未来に、そして次の世代につながっていく農政、また新規就農者が農業に魅力と将来への安心をしっかり感じられる農政、そんな日本の農政への大転換を強くお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。そして、これは皆様と一緒にかなえられることだと思っております。是非一緒になって日本の農業を守っていきたいと思います。

質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鈴木憲和君登壇、拍手〕

○国務大臣（鈴木憲和君）　杉本純子議員の御質問にお答えいたします。

米の価格と在庫状況に関する現状と改善についてのお尋ねがありました。

米価の現状については、本年四月の相対取引価格は六十キログラム当たり三万三千四百四十七円ですが、米穀機構による調査によれば、需給動向は今後緩むとの見通しが示されています。米の価格は需給バランスなど民間取引の中で決まり、国としてその水準について評価することは適当ではないと考えております。

また、米の民間在庫量については、本年四月末時点で二百四十九万トンと、平成二十一年以降二番目に高い在庫水準です。

このような状況を踏まえ、農林水産省では、主食用米を長期計画的に販売する取組に加え、加工用や輸出用などの販売促進、商品開発などの取組を支援しており、その上で、加工用や輸出用など多様な用途の米の実需者からのニーズについて生産者に情報提供を行い、多様な用途の米の作付けを促すことで需給の安定を図ってまいります。

次に、米の生産拡大につながるような直接支払制度についてのお尋ねがありました。

生産者への直接支払については、税金が原資であることも踏まえると、国民の皆様の御理解を得るとともに、どのような理念で支援を行うか、どういった生産者を対象とするのか、支援の水準をどのように設定するのかなど、慎重な検討を要するものと考えております。

次に、食料安全保障と農業の位置付けについてお尋ねがありました。

食料は人間の生命の維持に必要不可欠なものであることから、一昨年に改正された食料・農業・農村基本法において、食料安全保障の確保を基本理念の一つとして位置付けたところです。

これを踏まえ、農林水産省としては、農業生産基盤の強化や中山間地域などの条件不利地域への支援など、各般の施策を総動員して、農業の持続的な発展、ひいては食料安全保障の確保を図ってまいります。

次に、食料自給率についてのお尋ねがありました。

カロリーベースの食料自給率は近年三八％前後で推移していますが、これは、これまで増産に取り組んできた輸入依存度の高い小麦や大豆の生産量の増加といった上げ要因がある一方で、食の多様化などにより、国内で唯一自給可能な米の消費量の減少といった下げ要因があるためと考えております。

食料・農業・農村基本法では、国は、食料安全保障の確保などの基本理念にのっとり、食料、農業、農村に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとされております。

食料自給率の向上を図るため、輸入依存度の高い小麦、大豆などの生産性向上や農林水産物の輸出拡大をより一層図るとともに、パック御飯の生産拡大や中食、外食など、実需者と生産者との結び付きの強化などを通じた新たな需要への供給力強化といった施策を講じてまいります。

次に、米の生産における国の覚悟と決意についてのお尋ねがありました。

米は、我が国の主食であり、国内で自給可能な唯一の穀物として、食料安全保障の観点からも極めて重要です。このため、政府としては、令和七年度からの農業構造転換集中対策において、農地の大区画化などの農業の生産性向上に必要な予算を別枠で確保するとともに、令和九年度からの新たな水田政策においても、非主食用米などについて、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いで支援することを検討しているところであり、引き続き、稲作農家が意欲を持って生産できる環境を整備してまいります。

次に、米飯学校給食についてのお尋ねがありました。

米飯学校給食については、次世代の消費の主体となる子供たちに米飯を中心とした日本型食生活を受け継いでもらうための重要な取組と認識しています。

これまでも、関係省庁と連携し、米飯学校給食を推進してきたところであり、その実施回数は、調査が始まった昭和五十一年の週平均〇・六回から、直近の令和五年は週平均三・六回まで増加してきております。

さらに、全国各地で国産の米粉を使ったパンや麺が提供されるなどの取組も踏まえ、引き続き、関係省庁と連携し、学校給食での米の活用を進めてまいります。

次に、米の増産への決断についてのお尋ねがありました。

米については、食料・農業・農村基本計画において、二〇三〇年の生産目標を二〇二三年の七百九十一万トンから増大させ、八百十八万トンとすることとしており、この目標の下で、需要に応じた生産を前提として米の増産を進めることにより、米の需給の安定を図っていく方針です。

人口減少、高齢化が進む中であったとしても、主食用、米粉用、輸出用など多様な米について、政府自らが前面に立って国内外の需要拡大を進めていくことで、需要に応じた生産を前提とした米の増産が可能となるよう、全力で取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　**日程第一　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書**

日程第二　令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

（いずれも衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長西田昌司君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔西田昌司君登壇、拍手〕

○西田昌司君　ただいま議題となりました令和六年度予備費二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和六年度予備費二件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用について国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、まず、一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用は、燃料油価格激変緩和対策事業等に必要な経費などであります。

次いで、一般会計予備費の使用は、道路等災害復旧事業等に必要な経費などであります。

委員会におきましては、これら二件を一括して議題とし、まず、財務大臣から説明を聴取した後、質疑は決算外二件と一括して行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉良委員より一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費については反対し、一般会計予備費については賛成する旨の意見が述べられました。次いで、れいわ新選組を代表して伊勢崎委員より予備費二件に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、令和六年度予備費二件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十一
賛成	二百二十五
反対	十六

よって、本件は承諾することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、日程第二の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十一
賛成	二百三十四
反対	七

よって、本件は承諾することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イエローゾーンの拡大及びその上空でのドローン等の飛行に係る罰則を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新たな規制についての適切な周知、同意取得及び通報手続の弾力化、飛躍的な性能向上への対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一

賛成　二百二十六

反対　十五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長熊谷裕人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔熊谷裕人君登壇、拍手〕

○熊谷裕人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、商業用レコードに録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新たな権利の趣旨や内容の周知啓発方法、二次使用料の徴収、分配の透明性を確保する方策、徴収に当たっての小規模事業者等への配慮の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十二

賛成　二百四十

反対　二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第五　民法等の一部を改正する法律案

日程第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤孝江君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔伊藤孝江君登壇、拍手〕

○伊藤孝江君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民法等の一部を改正する法律案は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、後見及び保佐の制度の廃止並びに補助の制度の適用範囲の拡大、事理を弁識する能力を欠く常況にある者についての補助の制度の特例の創設、任意後見契約と補助の制度との関係の見直し等を行うとともに、電磁的記録等をもって作成する保管証書遺言の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか六十の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、現行の成年後見制度の問題点と見直しの趣旨、補助制度の利用終了後の地域における本人支援のための体制整備、事理弁識能力を欠く常況にある者の保護の在り方、保管証書遺言制度において他人が遺言者に成り済ますことを防止するための対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、参政党を代表して安達委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して仁比委員より両法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　二百二十一
反対　二十

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議員

中田　優子君　宮出　千慧君　原田　秀一君　吉良よし子君　望月　良男君　北村　晴男君　吉田　忠智君　櫻井　充君
平戸　航太君　櫻井　祥子君　山田　吉彦君　伊藤　辰夫君　百田　尚樹君　平山佐知子君　鶴保　庸介君　橋本　聖子君
後藤　翔太君　小林さやか君　仁比　聡平君　岡崎　太君　梶原　大介君　齊藤健一郎君　木村　義雄君　鈴木　宗男君
安達　悠司君　塩入　清香君　田村　まみ君　芳賀　道也君　若井　敦子君　神谷　政幸君　吉川　沙織君　ラサール石井君
庭田　幸恵君　杉本　純子君　小池　晃君　石　平君　東野　秀樹君　越智　俊之君　奥田ふみよ君　福島みずほ君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君　足立　康史君　後藤　斎君　山本佐知子君　宮本　和宏君　山内佳菜子君　伊勢崎賢治君
堂込麻紀子君　大津　力君　金子　道仁君　松野　明美君　いんどう周作君　若井　敦子君　福士　珠美君　小島とも子君
岩本　麻奈君　山中　泉君　浜野　喜史君　伊藤　孝恵君　吉井　章君　寺田　静君　大島九州男君　横沢　高徳君
浜口　誠君　松田　学君　青島　健太君　中条きよし君　かまやち敏君　本田　顕子君　村田　享子君　三上　えり君
安藤　裕君　梅村みずほ君　舟山　康江君　榛葉賀津也君　臼井　正一君　加田　裕之君　古賀　千景君　柴　愼一君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君　川合　孝典君　嘉田由紀子君　朝日健太郎君　鬼木　誠君　羽田　次郎君
上田　清司君　奥村　祥大君　高木かおり君　串田　誠一君　進藤金日子君　今井絵理子君　塩村あやか君　田島麻衣子君
白川　容子君　かごしま彰宏君　片山　大介君　石井　苗子君　こやり隆史君　石田　昌宏君　岸　真紀子君　石垣のりこ君
岩渕　友君　大門実紀史君　柴田　巧君　松沢　成文君　馬場　成志君　藤川　政人君　熊谷　裕人君　木戸口英司君
牛田　茉友君　水野　孝一君　浅田　均君　猪瀬　直樹君　長谷川　岳君　江島　潔君　古賀　之士君　杉尾　秀哉君
山添　拓君　江原くみ子君　上野ほたる君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　青木　一彦君　小沢　雅仁君　下野　六太君
　　新実　彰平君　山本　啓介君　磯﨑　仁彦君　石井　浩郎君　石橋　通宏君　原田大二郎君
　　ながえ孝子君　佐々木りえ君　中西　祐介君　山本　順三君　森本　真治君　宮崎　勝君
　　永井　学君　友納　理緒君　岡田　直樹君　石井　準一君　徳永　エリ君　里見　隆治君
　　石井めぐみ君　福山　守君　松山　政司君　末松　信介君　水岡　俊一君　杉　久武君
　　脇　雅昭君　古庄　玄知君　有村　治子君　高良　沙哉君　広田　一君　上田　勇君
　　長谷川英晴君　藤井　一博君　安野　貴博君　伊波　洋一君　森　ゆうこ君　高橋　光男君
　　古賀友一郎君　高橋　克法君　星　北斗君　小林　一大君　尾辻　朋実君　高橋はるみ君　辻元　清美君　秋野　公造君　平木　大作君
　　酒井　庸行君　山谷えり子君　加藤　明良君　生稲　晃子君　清水　真人君　郡山りょう君　青木　愛君　川村　雄大君　竹谷とし子君
　　宮沢　洋一君　野村　哲郎君　赤松　健君　宮本　周司君　出川　桃子君　西田　英範君　蓮　舫君　司　隆史君　石川　博崇君
　　牧野たかお君　片山さつき君　阿達　雅志君　山田　宏君　泉　房穂君　見坂　茂範君　田名部匡代君　窪田　哲也君　西田　実仁君
　　井上　義行君　滝波　宏文君　小林孝一郎君　鈴木　大地君　牧山ひろえ君　勝部　賢志君　天畠　大輔君
　　上月　良祐君　北村　経夫君　高木　真理君　岩本　剛人君　伊波　洋一君　小西　洋之君　伊藤　孝江君　木村　英子君
　　三原じゅん子君　堀井　巌君　小川　克巳君　船橋　利実君　古賀　之士君　竹内　真二君
　　舞立　昇治君　山下　雄平君　山田　太郎君　自見はなこ君　小沢　雅仁君　三浦　信祐君
　　野上浩太郎君　松村　祥史君　藤木　眞也君　松川　るい君　石橋　通宏君　横山　信一君
　　高橋　克法君　打越さく良君　大家　敏志君　原田大二郎君　秋野　公造君
　　山谷えり子君　上野　通子君　森　まさこ君　宮崎　勝君　平木　大作君
　　野村　哲郎君　古川　俊治君　猪口　邦子君　里見　隆治君　石川　博崇君
　　片山さつき君　松下　新平君　福岡　資麿君　杉　久武君　西田　実仁君
　　浅尾慶一郎君　西田　昌司君　上田　勇君　木村　英子君

国務大臣
法務大臣　平口　洋君
財務大臣　片山さつき君
文部科学大臣　松本　洋平君
農林水産大臣　鈴木　憲和君
防衛大臣　小泉進次郎君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　あかま二郎君
副大臣
農林水産副大臣　山下　雄平君

議長の報告事項

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　神谷　宗幣君
補欠　大津　力君
総務委員
辞任　牧野たかお君
補欠　いんどう周作君
法務委員
辞任　朝日健太郎君
補欠　鈴木　宗男君
農林水産委員
辞任　磯﨑　仁彦君
鈴木　宗男君
松山　政司君
補欠　東野　秀樹君
朝日健太郎君
井上　義行君
経済産業委員
辞任　いんどう周作君
補欠　牧野たかお君
環境委員
辞任　井上　義行君
東野　秀樹君
補欠　松山　政司君
磯﨑　仁彦君
予算委員
辞任　田村　まみ君
補欠　奥村　祥大君
決算委員
辞任　奥村　祥大君
上田　勇君
司　隆史君
吉良よし子君
伊勢崎賢治君
補欠　田村　まみ君
三浦　信祐君
秋野　公造君
山添　拓君
木村　英子君
懲罰委員
辞任　秋野　公造君
補欠　司　隆史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員
辞任　羽田　次郎君
補欠　森本　真治君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第一三号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
決算委員会に付託

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案
産業技術力強化法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問に対する答弁書（第五二号）

参議院議員石垣のりこ君提出ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問に対する答弁書（第五三号）

同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚君、徳本広孝君及び野田崇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害等調整委員会委員に横田信孝君及び大橋洋一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に横山美夏君、永山篤史君、浅見裕子君、川添義弘君、藤澤美恵子君、坂本圭君及び杉浦綾子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸安全委員会委員に伊藤裕康君、田口晴邦君及び高橋明子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律
廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律
産業技術力強化法の一部を改正する法律

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和八年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「令和八年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和七年度消費者政策の実施の状況」に関する報告を受領した。

同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和七年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された条約に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「地方財政計画の事後検証等の状況について」の報告を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　佐藤　啓君　　補欠　脇　雅昭君
　　鶴保　庸介君　　若井　敦子君
総務委員
辞任　いんどう周作君　　補欠　山崎　正昭君
　　脇　雅昭君　　佐藤　啓君
法務委員
辞任　有村　治子君　　補欠　加田　裕之君
　　山崎　正昭君　　いんどう周作君
経済産業委員
辞任　加田　裕之君　　補欠　有村　治子君
国土交通委員
辞任　若井　敦子君　　補欠　鶴保　庸介君
予算委員
辞任　奥村　祥大君　　補欠　田村　まみ君
　　安達　悠司君　　山中　泉君
決算委員
辞任　田村　まみ君　　補欠　奥村　祥大君
　　秋野　公造君　　司　隆史君
　　三浦　信祐君　　上田　勇君
　　山中　泉君　　安達　悠司君
　　山添　拓君　　吉良よし子君
　　木村　英子君　　伊勢崎賢治君
懲罰委員
辞任　　補欠
　　司　隆史君　　秋野　公造君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会
　理事　嘉田由紀子君（嘉田由紀子君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（和田政宗君外三名提出）（衆第一四号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）
　外交防衛委員会に付託

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）
　財政金融委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第五四号）

同日議長は、趙正湜大韓民国国会議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　若井　敦子君　　補欠　鶴保　庸介君
　　脇　雅昭君　　佐藤　啓君
総務委員
辞任　佐藤　啓君　　補欠　脇　雅昭君
　　山崎　正昭君　　いんどう周作君
法務委員
辞任　いんどう周作君　　補欠　山崎　正昭君
　　加田　裕之君　　有村　治子君
外交防衛委員
辞任　山中　泉君　　補欠　松田　学君
財政金融委員
辞任　松田　学君　　補欠　山中　泉君
文教科学委員
辞任　片山さつき君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　　補欠　滝波　宏文君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
　　古賀　千景君　　石橋　通宏君
厚生労働委員
辞任　石橋　通宏君　　補欠　古賀　千景君
経済産業委員
辞任　有村　治子君　　補欠　加田　裕之君
国土交通委員
辞任　鶴保　庸介君　　補欠　若井　敦子君
予算委員
辞任　山中　泉君　　補欠　安達　悠司君
決算委員
辞任　滝波　宏文君　　補欠　片山さつき君
　　安達　悠司君　　山中　泉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員
辞任　郡山りょう君　　補欠　石垣のりこ君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会委員
辞任　出川　桃子君　　補欠　臼井　正一君
　　西田　英範君　　生稲　晃子君
　　東野　秀樹君　　かまやち敏君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会
　理事　星　北斗君（星北斗君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（衆第一三号）

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一五号）

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）（衆第一五号）

同日議員から次の議案が撤回された。

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣君外三名発議）（参第七号）

同日議長は、去る四月六日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は発議者が撤回した旨同院に通知した。

刑法の一部を改正する法律案（神谷宗幣君外三名発議）

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外三名提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）審査報告書

議長の報告事項　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案　令和六年度一般会計予

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）審査報告書

同日内閣から、食育基本法第十五条の規定に基づく「令和七年度食育推進施策」に関する報告を受領した。

審査報告書

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十五日

決算委員長　西田　昌司

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の予算額は、一兆円であって、このうち、令和六年九月三日に使用した金額は九千八百九十一億五千三百三十八万五千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月四日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

審査報告書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十五日

決算委員長　西田　昌司

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

令和六年度一般会計予備費の予算額は、一兆円であって、このうち、令和六年四月二十三日から令和七年三月二十一日までの間に使用した金額は六千九百五十八億千四百三十六万千円である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月四日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

審査報告書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十六日

内閣委員長　北村　経夫

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における小型無人機等をめぐる状況に鑑み、重要施設に対する危険を未然に防止するため、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を拡大するとともに、対象施設及びその指定敷地等の上空以外の対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の違法な飛行を行った者に対する罰則を設ける等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲について、いわゆる「イエローゾーン」の範囲が拡大するとともに、イエローゾーン上空における小型無人機等の違法な飛行に対し、その事実のみをもって直ちに罰則が科されることに鑑み、小型無人機等の販売店、関係機関・団体、都道府県警察等と連携しながら、効果的な広報啓発活動を推進し、規制内容の周知を徹底すること。さらに、外国人観光客を含む小型無人機等の利用者に対する規制内容の効果的な周知を図るため、多言語対応の情報提供の実施状況、違反発生状況等を踏まえた客観的な効果検証を継続的に行い、その結果を当該広報啓発活動の見直しに当たり適時適切に反映させること。

二　飛躍的に性能が向上した小型無人機と異な

り、気球を始めとした特定航空用機器を用いた飛行については、風向風速の急変その他のやむを得ない事情により、予期せずイエローゾーン上空における飛行が行われることとなった場合に係る本法の柔軟な運用に努めること。

三　本法による規制の強化に伴い、小型無人機等の飛行に係る同意取得及び通報手続の増加が見込まれるところ、必要な手続が迅速かつ円滑に行われるよう、これらの手続に従事する警察職員等に対し必要な指導、助言等を行うとともに、通報等の手続やその窓口等について、分かりやすく広報・周知を行うこと。特に、対象施設の管理者の同意取得手続については、農薬散布のように、一定期間反復継続して行う小型無人機等の飛行について包括的な同意を認めるなどの弾力的な運用が行われるように努めること。

四　本法が定める国内要人が出席する行事会場や外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のための会議場施設等を、対象特別要人所在施設や対象外国公館等として指定しようとするときは、あらかじめ指定基準を定めるとともに、その指定の必要性及び指定期間について慎重に検討を行い、必要な限度を超える規制とならないようにすること。また、その運用に当たっては、関係する地方公共団体と緊密な連携を図ること。

五　対象施設の安全の確保のための措置については、警察官と対象施設の管理者等の役割分担を整理した上で対象施設の管理者等と連携した効果的な対処によって、対象施設の安全を確保すること。また、小型無人機等に対処するための資機材の導入、人員の確保など原子力事業所を始めとする対象施設の管理者に一定の負担が生じ得ることを踏まえ、国において必要な助言、支援等を行うこと。

六　内外における小型無人機等及び対処資機材に関する最新の技術動向について情報収集に努め、その知見を踏まえ、重大事案の未然防止に資するための対処資機材の整備やその更新を適時適切に推進すること。

七　多様な分野における小型無人機等の利活用の促進との調和を図り、国民の権利及び自由に対する過度な制約とならないよう、技術開発の動向や国際的な議論を踏まえた適切な規制の在り方について、引き続き調査及び検討を行うこと。

右決議する。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　第三条の二第一項の規定により対象特別要人所在施設として指定された施設

第二条第二項中「同号ヘ」の下に「に掲げる対象施設については第三条の二第二項の規定により指定された地域をいい、同号ト」を加える。

第三条第二項中「三百メートル」を「千メートル」に改め、同条第三項中「第十一条第三項及び第五項を除き、以下」を「第四条第三項、第五条第四項、第六条第三項、第七条第三項、第十条第三項ただし書及び第十一条第四項において」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（対象特別要人所在施設の指定等）

第三条の二　警察庁長官は、天皇又は内閣総理大臣の所在する施設（第二条第一項第一号ロ及びホに掲げる対象施設を除く。）のうち、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象特別要人所在施設として指定することができる。この場合において、警察庁長官は、併せて当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2　警察庁長官は、前項の規定により対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね千メートルの地域を、当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3　警察庁長官は、第一項の規定により対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。この場合において、当該期間は、天皇又は内閣総理大臣の安全を確保するために必要な期間を定めるものとする。

4　警察庁長官は、第一項の規定により対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとする場合であって、当該対象施設周辺地域が海域を含むときは、あらかじめ、海上保安庁長官と協議しなければならない。

5　警察庁長官は、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨及び期間並びに当該対象特別要人所在施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を官報で告示しなければならない。

6　警察庁長官は、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちに当該指定を解除しなければならない。

7　第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

8　警察庁長官は、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

第四条第二項中「三百メートル」を「千メートル」に改める。

第五条第一項中「外交関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条1(j)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びに別表に定める外国要人（以下この条において単に「外国要人」とい

う。）の所在する場所」を「次に掲げる施設」に改め、同項に次の各号を加える。

一　外交関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条1(j)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所

二　別表に定める外国要人の所在する施設

三　国際会議（別表に定める外国要人が参加するものに限る。）の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設

第五条第二項中「三百メートル」を「千メートル」に改め、同条第三項中「外国要人の所在する場所を」を「同項第二号又は第三号に掲げる施設を」に、「外国要人の所在する場所に」を「施設に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間は、第一項第二号に掲げる施設にあっては当該外国要人の安全を確保するために必要な期間を、同項第三号に掲げる施設にあっては当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めるものとする。

第五条第五項中「外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場所」を「第一項第二号又は第三号に掲げる施設及び当該施設」に改める。

第六条第二項、第七条第二項及び第八条第二項中「三百メートル」を「千メートル」に改める。

第九条中「第三条第一項」の下に「、第三条の二第一項」を加える。

第十一条第二項中「とることが」を「とること（当該対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。）が」に改め、同条第五項中「中「命ずる」の下に「ことが」と、「若しくは命じさせる」の下に「ことが」を、「命ずるいとま」とあるのは「命じ、若しくは命じさせるいとま」を加え、「対象施設」を「対象施設に」に改め、「とる」の下に「こと（当該対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。）」を、「とらせる」の下に「こと」を加える。

第十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十四条　第十条第一項の規定に違反して対象施設周辺地域の上空（対象施設及びその指定敷地等の上空を除く。）で小型無人機等の飛行を行った者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この法律の公布の際現に対象施設とされている施設に係るこの法律の施行の日以後の対象施設周辺地域についてのこの法律による改正後の第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定による指定並びに当該指定に係る第三条第三項、第四条第三項、第五条第四項、第六条第三項、第七条第三項又は第八条第三項の規定による協議及び第三条第四項、第四条第四項、第五条第五項、第六条第四項、第七条第四項又は第八条第四項の規定による告示は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十六日

文教科学委員長　熊谷　裕人

参議院議長　関口　昌一　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、実演家及びレコード製作者の権利の適切な保護に資するため、商業用レコードに録音されている実演又はそのレコードに係る音の再生及び伝達に関する実演家又はレコード製作者の二次使用料を受ける権利を定める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、新たに二次使用料の支払が必要となる利用者が多数かつ幅広く存在することを踏まえ、本改正の趣旨や内容等について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと。

二、二次使用料の支払に関し、利用者を始めとする国民の幅広い理解を得ることができるよう、二次使用料の徴収額・分配額・管理経費・未分配額等の状況をできる限り詳細に公表するとともに、海外との収支の状況等の情報開示を行うなど、二次使用料の透明性の確保に努めること。

三、政府においては、二次使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること。特に、二次使用料の支払に係る利用者の事務負担を減らすとともに、二次使用料の徴収が「費用倒れ」となることを防ぐ観点から、指定団体と音楽著作権管理事業者の連携が十分に図られるよう、緊密な協力関係の構築に向けた指定団体の取組を後押しすること。

四、指定団体においては、二次使用料規程の作成等に当たって、権利者への適切な対価還元の実現を利用者の負担への配慮と両立させる観点から、幅広い利用者の意見に真摯に向き合うとともに、利用者代表との協議に丁寧に対応すること。また、文化庁長官による裁定が行われた場合は、政府は判断の根拠や過程を明らかにすること。

五、飲食・小売業等の小規模店舗や公益的な活動に取り組む文化芸術・スポーツ団体等の負担軽減を図るため、店舗面積や収容人数等に応じた低廉な料金設定や、支払の減額・免除、段階的な導入など、実効性のある緩和措置を講ずること。また、利用者の事務負担を最小限に抑えるため、デジタル技術を活用してワンストップで手続が完了する簡素なシステムを早急に実現すること。

六、学校教育や医療施設、高齢者・障がい者福祉施設等における日常的な音楽利用については、国民が文化芸術にアクセスできる機会が損なわれることのないよう、例外規定の適切な運用や減免措置の拡充等、現場の教育・医療・福祉活動の維持に向けた、きめ細やかな配慮を行うこと。

七、利用者が負担する使用料の公平性及び制度運用の透明性を確保する観点から、著作権法第三十八条における「非営利」「無料」「無報酬」の要件

について、その解釈及び適用範囲の明確化を図るとともに、その内容の周知に努めること。

八、政府は、二次使用料の徴収・分配を担う指定団体に対し、若手や個人で活動する実演家を始め、全ての実演家等へ迅速かつ正確に対価が還元される持続可能で公平な仕組みを構築するよう指導・監督すること。特にＡＩ楽曲識別技術の導入等によるＤＸ化や、相談窓口の設置など体制整備を促すこと。

九、制度運用に当たっては、デジタル技術の活用により、利用実績に基づく正確かつ公平な分配の実現を図るとともに、権利情報の整備及び相互運用性の確保を推進し、徴収、管理及び分配の各過程における透明性の確保に努めること。また、指定団体における適正な運営が確保されるよう、政府は必要な指導・監督を行うこと。

十、実演家等が関わる音楽・放送番組等の分野での取引の一部について、優越的地位の濫用等の独占禁止法上の観点から問題となり得る行為が確認され、取引の適正化が求められていることを踏まえ、新設される権利による実演家等への対価還元の状況について、関係府省庁と連携しつつ、事後評価を実施すること。

十一、音楽界において個人事業主の音楽家が増加している現状に鑑み、新設される権利が不当に囲い込まれないよう、関係府省庁の連携によりフリーランスの保護や取引適正化に向けた支援・法執行体制を強化すること。

十二、実演家等が受け取る既存の使用料等が全体として減少傾向にある中、利用者が増加しているサブスクリプション型の音楽配信サービスについては、大手事業者ほど実演家等への対価が少ない傾向にあるなど、いわゆる「バリュー・ギャップ」等の課題が指摘されていることを踏まえ、ＤＸ時代に対応した音楽を始めとするコンテンツの権利保護と適切な対価還元方策について、引き続き検討すること。

十三、生成ＡＩその他の新たな技術の進展及び国際的な動向を踏まえ、実演家及び権利者の利益保護とイノベーションの促進との調和を図る観点から、著作権制度及び著作隣接権制度の在り方について継続的に検討を行うこと。

十四、本改正が、実演家等の正当な権利保護と処遇改善に資するとともに、海外との相互管理を通じた日本の音楽コンテンツの国際展開やデジタル赤字の解消につながるよう、世界各国の著作隣接権管理団体とのネットワークを速やかに構築し、海外で発生した使用料を確実に日本へ還流させる仕組みを確立すること。また、我が国の音楽を始めとするコンテンツ分野の人材育成、製作、流通、海外展開の総合的な支援を一層強化することにより、次世代アーティストの国内外での活躍を強力に後押しし、日本のコンテンツ産業の興隆を図ること。

十五、本法施行後三年を目途として、その運用状況、実演家等への利益還元の状況、利用者負担の状況、海外との権利使用料の受払状況及びコンテンツ産業の発展への効果について検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて徴収・分配等に係る制度の見直しその他の措置を講ずること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月四日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に、「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

第四条の二中「第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項又は第九十七条の五第一項」に改める。

第八十九条第一項中「第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項」を「第九十五条の四第一項及び第九十五条の五第一項」に、「第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、「第九十五条第一項」の下に「、第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項」を加え、同条第二項中「第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項」を「第九十七条の四第一項及び第九十七条の五第一項」に改め、「第九十七条第一項」の下に「、第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項」を加え、「及び第九十七条の三第三項」を「並びに第九十七条の五第三項」に改める。

第九十四条の二中「第九十五条第一項」の下に「、第九十五条の二第二項第一号及び第九十五条の三第二項第一号」を加える。

第九十四条の三第一項中「次条第一項」の下に「、第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項」を加え、「第二項並びに」を「第二項、」に改め、「第三項」の下に「、第九十七条の二第一項並びに第九十七条の三第一項」を加える。

第九十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（商業用レコードの二次使用）」を付し、同条第一項中「第四項まで」の下に「、次条第一項及び第九十五条の三第一項」を加える。

第九十五条の三第四項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、第四章第二節中同条を第九十五条の五とし、第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二　実演が録音されている商業用レコードを用いて、その実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二　第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3　前条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、同条第五項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

4　第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び前条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十五条の三　商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限り、放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。次号並びに第九十七条の三第二項第一号及び第二号において同じ。）が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二　放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三　第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十一条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合

3　第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定する実演家について、同条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは、「第九十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

4　第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する同条第五項の団体について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十五条第五項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（商業用レコードの二次使用）」を付し、同条第一項中「いう」の下に「。次条第二項第一号及び第九十七条の三第二項第一号において同じ」を、「限る」の下に「。次条第一項及び第九十七条の三第一項において同じ」を加え、同条第二項中「、前項」を「前項」に改め、「準用し」を削り、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、「おいて」の下に「、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条第一項」と」を加える。

第九十七条の三第五項中「第九十五条の三第四項後段」を「第九十五条の五第四項後段」に改め、第四章第三節中同条を第九十七条の五とし、第九十七条の二を第九十七条の四とし、第九十七条の次に次の二条を加える。

第九十七条の二　商業用レコードを用いて、そのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に再生した場合

二　第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第四十一条、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に再生した場合

3　第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の規定により保護を受ける期間について、前条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中「第一項」とあるのは「第九十七条の二第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

4　第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する前条第三項の団体について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する前条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条の三　商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに公に伝達した場合

二　放送され、有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われるものを、通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合

三　第百二条第一項において準用する第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第七項（第二号に係る部分に限る。）若しくは第九項（第二号に係る部分に限る。）、第三十二条第一項、第三十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十五条第一項、第四十一条、第四十二条、第四十二条の二第二項、第四十二条の三、第四十二条の四第二項、第四十六条、第四十七条の四又は第四十七条の五第一項の規定により公に伝達した場合

3　第九十五条第二項及び第四項の規定は第一項に規定するレコード製作者について、同条第三項の規定は第一項の二次使用料を受ける権利の行使について、それぞれ準用する。この場合において、第九十五条第二項中「前項」とあり、及び同条第四項中

「第一項」とあるのは「第九十七条の三第一項」と、同条第二項から第四項までの規定中「国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家」とあるのは「国民であるレコード製作者」と、同条第三項中「実演家が保護を受ける期間」とあるのは「レコード製作者が保護を受ける期間」と読み替えるものとする。

4　第七十四条（第一項第四号及び第二項を除く。）及び第九十五条第六項から第九項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第三項において準用する第九十七条第三項の団体に関し必要な事項は、政令で定める。

第百三条の次に次の七条を加える。

（二次使用料規程の作成）

第百三条の二　指定団体（第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の団体をいう。以下この条から第百三条の六までにおいて同じ。）は、第九十五条の二第三項において準用する第九十五条第五項の規定により第九十五条の二第一項の二次使用料を受ける権利を有する者のために請求することができる二次使用料の額に係る次に掲げる事項を記載した二次使用料規程を定めなければならない。

一　文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分（利用の態様の別による区分をいう。次条第一項及び第三項、第百三条の五第一項並びに第百三条の六第一項において同じ。）ごとの二次使用料の額

二　実施の日

三　その他文化庁長官が定める事項

2　指定団体は、前項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又は利用者を直接若しくは間接の構成員とする団体から意見を聴取するように努めなければならない。

3　指定団体は、第一項の二次使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該二次使用料規程の案を公示しなければならない。

（二次使用料規程の協議）

第百三条の三　前条第三項の規定による公示があつたときは、利用者代表（同条第一項の二次使用料規程におけるいずれかの利用区分において、利用者の総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合、利用者が支払つた二次使用料の総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払つた二次使用料の額の割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人をいう。以下この条、第百三条の五第一項及び第百三条の六第一項において同じ。）は、当該公示の日から一月以内に、当該指定団体に対し、当該公示に係る二次使用料規程の案（当該利用区分に係る部分に限る。第五項並びに次条第一項及び第四項において「二次使用料規程案」という。）の変更について協議を求めることができる。

2　指定団体は、利用者代表から前項の協議を求められたときは、これに応じなければならない。

3　利用者代表は、第一項の協議に際し、当該利用区分における利用者（当該利用者代表が直接又は間接の構成員を有する団体であるときは、当該構成員である利用者を除く。）から意見を聴取するように努めなければならない。

4　文化庁長官は、利用者代表が第一項の協議を求めたにもかかわらず指定団体が当該協議に応じず、又は協議が成立しなかつた場合であつて、当該利用者代表から申立てがあつたときは、当該指定団体に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

5　指定団体は、第一項の協議が成立したとき（二次使用料規程案を変更する必要がないこととされたときを除く。）は、その結果に基づき、二次使用料規程案を変更しなければならない。

（二次使用料規程の裁定）

第百三条の四　第百三条の二第三項の規定による公示の日から起算して六月を経過しても前条第一項の協議が成立しないときは、その当事者は、二次使用料規程案について文化庁長官の裁定を申請することができる。

2　文化庁長官は、前項の裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3　第六十七条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第八項並びに第六十八条第三項の規定は、第一項の裁定について準用する。この場合において、第六十七条第七項中「申請者」とあるのは「当事者」と、同項第一号中「第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額」とあり、及び同条第八項中「その旨及び次に掲げる事項」とあるのは「その旨」と、第六十八条第三項中「当該申請に係る著作権者」とあるのは「他の当事者」と読み替えるものとする。

4　二次使用料規程案を変更する必要がある旨の第一項の裁定があつたときは、二次使用料規程案は、その裁定において定められたところに従い、変更されるものとする。

（二次使用料規程の届出等）

第百三条の五　指定団体は、第百三条の二第三項の規定による公示の日から一月以内に利用者代表から各利用区分に係る第百三条の三第一項の協議の求めがなかつたとき、又は同項の協議が成立し、若しくは前条第一項の裁定があつたときは、その定め、又は変更した二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2　前項の規定による届出のあつた二次使用料規程は、当該二次使用料規程においてその実施の日として定められた日から、その効力を生ずる。

3　指定団体は、第一項の規定による届出をした二次使用料規程に定める額を超える額を、二次使用料として請求してはならない。

（届出をした二次使用料規程に係る協議等）

第百三条の六　指定団体は、利用者代表から、前条第一項又はこの条第五項の規定による届出をした二次使用料規程（当該利用区分に係る部分に限る。以下この条において「届出二次使用料規程」という。）の変更について協議を求められたときは、これに応じなければならない。

2　第百三条の三第三項から第五項までの規定は、前項の規定による届出二次使用料規程の変更の協議について準用する。

3　前項において準用する第百三条の三第四項の規定による命令があつた場合において、協議が成立しないときは、その当事者は、届出二次使用料規程の変更について文化庁長官の裁定を申請することができる。

4　第百三条の四第二項から第四項までの規定は、前項の届出二次使用料規程の変更に関する裁定について準用する。

5　指定団体は、第一項の協議が成立した場合であつて、届出二次使用料規程を変更する必要があることとされたとき、又は届出二次使用料規程を変更する必要がある旨の第三項の裁定があつたときは、変更後の二次使用料規程を、その実施の日までに、文化庁長官に届け出るとともに、文部科学省令で定めるところにより、公表しなければならない。

6　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出をした二次使用料規程について準用する。

（二次使用料規程に関する規定の準用）

第百三条の七　第百三条の二から前条までの規定は、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体並びに第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する。この場合において、第百三条の二第一項中「第九十五条の二第一項」とあるのは、第九十五条の三第三項において準用する第九十五条第五項の団体について準用する場合にあつては「第九十五条の三第一項」と、第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の二第一項」と、第九十七条の三第三項において準用する第九十七条第三項の団体について準用する場合にあつては「第九十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

（二次使用料規程に関する事項の政令への委任）

第百三条の八　第百三条の二から前条までに規定するもののほか、第百三条の二第一項（前条において準用する場合を含む。）の二次使用料規程に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十三条第九項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に、「若しくは第九十七条第一項」を「、第九十五条の二第一項、第九十五条の三第一項、第九十七条第一項、第九十七条の二第一項若しくは第九十七条の三第一項」に改める。

第百十三条の二中「第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号」を「第九十五条の四第三項各号又は第九十七条の四第二項各号」に、「第九十五条の二第一項又は第九十七条の二第一項」を「第九十五条の四第一項又は第九十七条の四第一項」に改める。

附則第二条第三項中「、第九十五条の三第三項」を「から第九十五条の三まで、第九十五条の五第三項」に、「並びに第九十七条の三第三項」を「から第九十七条の三まで並びに第九十七条の五第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条の二及び第九十七条の三の規定は、著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項若しくは著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）附則第二項の規定が適用される実演若しくはレコード又は同法附則第四項本文の規定が適用される実演家に係る実演については、適用しない。

第三条　実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この条において「実演家等保護条約」という。）の締約国であり、かつ、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（次項において「実演・レコード条約」という。）の締約国である国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。次項において同じ。）をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条の二第一項及び第九十五条の三第一項の規定の適用については、新法第九十五条の二第三項及び第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

2　実演家等保護条約の締約国であり、かつ、実演・レコード条約の締約国である国の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前にその音が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条の二第一項及び第九十七条の三第一項の規定の適用については、新法第九十七条の二第三項及び第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

（準備行為）

第四条　文化庁長官は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前においても、新法第九十五条の二第三項若しくは第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項及び新法第九十五条の二第四項若しくは第九十五条の三第四項において準用する新法第九十五条第六項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項及び新法第九十七条の二第四項若しくは第九十七条の三第四項において準用する新法第九十五条の二第三項若しくは第九十七条第三項の規定の例により、新法第九十五条の三第三項において準用する新法第九十五条第五項又は新法第九十七条の二第三項若しくは第九十七条の三第三項において準用する新法第九十七条第三項の規定による指定とみなす。

2　前項の規定による指定を受けた団体（以下この条において「指定団体」と総称する。）は、施行日前においても、新法第百三条の二（新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）、第百三条の三第一項、第二項、第四項及び第五項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）、第百三条の四第一項及び第四項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）並びに第百三条の五第一項（新法第百三条の七において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定の例により、二次使用料規程を定めることができる。

3　指定団体及び利用者代表（新法第百三条の三第一項（新法第百三条の七において準用する場合を含む。）に規定する利用者代表をいう。）は、前項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定による二次使用料

規程の案の公示があったときは、施行日前においても、新法第百三条の三（新法第百三条の七において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第百三条の四第一項及び第四項の規定の例により、当該公示された二次使用料規程の案（第五項において「二次使用料規程案」という。）についての協議を行うことができる。この場合において、当該協議に係る同条第一項の規定の例による裁定の申請は、施行日以後は、同項の規定による申請とみなす。

4　文化庁長官は、前項の協議に係る同項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の三第四項の規定による申立て又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定の申請があったときは、施行日前においても、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定の例により命令を行い、又は新法第百三条の四第二項及び第三項（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）の規定の例により裁定をすることができる。この場合において、当該命令又は裁定は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の三第四項の規定による命令又は新法第百三条の四第一項の規定による裁定とみなす。

5　指定団体は、第二項の規定によりその例によるものとされる新法第百三条の二第三項の規定により公示した二次使用料規程案について、新法第百三条の五第一項に規定する場合に至ったときは、その定めた二次使用料規程を、同項の規定の例により、届け出ることができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、これらの規定により行った行為は、施行日以後は、それぞれ新法第百三条の二から第百三条の四まで（これらの規定を新法第百三条の七において準用する場合を含む。）又は第百三条の五第一項の規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

一　著作権法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十四号）附則第三項

二　著作権法の一部を改正する法律（平成元年法律第四十三号）附則第四項

第七条　著作権法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第九十五条の三」を「第九十五条の五」に改める。

附則第三項中「第九十七条の三」を「第九十七条の五」に改める。

附則第四項中「商業用レコード（」の下に「著作権法」を、「及び」の下に「同法」を加え、「第九十五条の三第二項」を「同法第九十五条の五第二項」に改める。

（著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　著作権法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第九十五条の二第一項及び第九十七条の二第一項」を「第九十五条の四第一項及び第九十七条の四第一項」に、「（著作権法」を「（同法」に改める。

（著作権等管理事業法の一部改正）

第十条　著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「第九十五条の三第四項」を「第九十五条の五第四項」に、「第九十五条の三第一項」を「第九十五条の五第一項」に改め、同条第二号中「第九十七条の三第四項」を「第九十七条の五第四項」に、「第九十七条の三第一項」を「第九十七条の五第一項」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　著作権法の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

附則第四項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の五第三項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の項を次のように改める。

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	第三十五条第一項	設置されているものを除き、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。第三十八条第一項、第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号において同じ。）の設置する学校を含む。
	第三十八条第一項	若しくは観衆
		受けない場合
		受けない場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用する場合
		若しくは観衆
	第九十五条の二第二項第一号及び第九十七条の二第二項第一号	再生した場合又は学校設置会社の設置する学校において聴衆若しくは観衆から料金を受けずにその教育若しくは研究を行う活動に利用した場合
		再生した場合

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第十三条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「及び第八十六条第三項」を「、第八十六条第三項、第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号」に、「する。」を「、同法第九十五条の二第二項第二号、第九十五条の三第二項第三号、第九十七条の二第二項第二号及び第九十七条の三第二項第三号中「第三十三条の二第一項若しくは第二項」とあるのは「第三十三条の二第一項若しくは第二項」とする。」に改める。

（著作権法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　著作権法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「（以下この条において「新法」という。）」を削り、「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改め、同条第二項中「新法中」を「著作権法中」に、「第九十五条の三第三項」を「第九十五条の五第三項」に改める。

審査報告書

民法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十六日

法務委員長　伊藤　孝江

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、後見及び保佐の制度の廃止並びに補助の制度の適用範囲の拡大、事理を弁識する能力を欠く常況にある者についての補助の制度の特例の創設、任意後見契約と補助の制度との関係の見直し等を行うとともに、電磁的記録等をもって作成する保管証書遺言の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　家庭裁判所による補助人の選任に当たり、本人の意見が重要な考慮要素であること及び補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化された趣旨に鑑み、本人意向を最大限尊重し、その利益の最大化に資するよう、家庭裁判所による適切な情報収集に向けた必要な研修その他の取組に努めるとともに必要な体制整備を図り、また、補助人と親族その他日常的に本人を支援する福祉関係者等との適切な連携が確保されるよう、関係機関に対する周知及び運用の徹底を図ること。

二　成年後見制度の利用終了後においても、判断能力が不十分な者が地域において必要な支援を継続して受けることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉及び金融包摂の観点から、第二種社会福祉事業による支援を含む権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援の中核的役割を担う中核機関について、全市町村での設置及び十分な相談機能の発揮に努めること。

三　家庭裁判所が市町村長その他適当な者に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑み、中核機関をはじめ福祉関係者から意見聴取することなどを通じて、本人が地域において適切な支援を受けることに結びつくよう、適切な制度周知や研修その他の必要な取組に努めること。

四　成年後見制度に係る事件の審理及び補助人等の監督が適切に行われるよう、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行うこと。

五　新たな解任事由の創設を踏まえ、専門職後見人による支援の必要性が低下した場合には、親族後見人や市民後見人等への適切な引継ぎを含め、本人の状況に応じた適切な役割分担が図られるよう制度の周知及び環境整備に努めること。また、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するため、市民後見人の確保及び育成に向け、研修の充実、相談・支援体制の整備その他必要な施策を推進すること。

六　補助人等の報酬について、補助人等が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることが規定上明確化されることに鑑み、報酬の額に事務の内容及び負担の実態を適切に反映し、利用者と補助人等の双方に過度な負担を生じさせることがないよう、裁判官等の裁判所職員に対する研修その他必要な取組に努めること。

七　居住する地域や資力の有無にかかわらず成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとること。

八　改正後の法定後見制度の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、本人の自己決定権を最大限尊重し、ノーマライゼーションの理念が十分に反映され、特に、特定補助人を付する制度については、真に必要な場合に限り適切に利用され、障害者の権利を不当に制約することのないよう、制度の周知・広報及び関係者への研修を充実させるとともに、その利用状況について不断の検証を行うこと。

九　家庭裁判所による特定補助人の選任に係る「必要があると認めるとき」の要件については、その判断の予見可能性及び適正性を確保するため、要件該当性の判断に当たり考慮すべき事項及び判断基準の明確化を図る観点から、特に、本人があらかじめ特定補助人の選任を望まない意向を示していた場合その他本人の意向を把握することができる場合には、その意向を適切に考慮するなど、国会審議において示された考え方を踏まえた適切な制度利用がなされるよう、政府及び最高裁判所においてその周知等必要な取組に努めること。

十　補助人等による不正の未然防止及び早期発見並びに被害発生時の適切な対応が実効的に行われるよう、家庭裁判所による監督に関し研修その他必要な取組に努めるとともに、専門職団体による内部監査その他の自主的な不正防止の取組との連携強化に努めること。

十一　任意後見制度の利用が低調である要因について実態を把握し分析するとともに、精神上の理由により将来の財産管理や身上保護に不安を感じる様々な立場にある者が、任意後見制度を積極的に活用し、本人の意思を尊重した生活を営むことが可能となるよう、利用のための相談体制の充実、任意後見監督人の候補者に関する

情報の提供の在り方を検討し、更なる改善に努めるとともに、両法による改正の趣旨も含めた任意後見制度の一層の周知・広報などを通じて、利用の促進を図ること。

十二　成年後見制度の利用の前又は利用と同時に備えることのできる財産の管理・承継のための将来設計として、高齢者、障害者等の生活を支援する福祉型信託を利用することが有効な手段であることに鑑み、国民がその機能、役割等を理解し、利用するためのあらゆる環境整備を進めることについて検討すること。

十三　任意後見制度の適正な利用の促進及び身寄りのない高齢者等の問題に関して、高齢者等終身サポート事業における預託金等の管理業務の信頼性を確保する観点から、信託会社、信託銀行等と高齢者等終身サポート事業との連携の在り方について検討するとともに、適正な事業運営を確保し、利用者が安心して利用できるよう努めること。

十四　成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大を防止するため、高齢の消費者や障害のある消費者の保護の強化などについて検討を行い、知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合などの対応について、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずること。

十五　両法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、民法等の一部を改正する法律附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

十六　現行の成年後見制度でも、家庭裁判所の審判に対する不服申立てにおいて親族側の意見が採用されていないこと等が指摘されていること等を踏まえ、民法等の一部を改正する法律の施行から三年後の検討が実証的なものとなるよう、速やかに成年後見制度の利用者及びその親族から意見を聴取するなど必要な調査を行うこと。

十七　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に置き換える等の改正がされた各法律について、今後個別にその改正を検討する際に、成年後見制度において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」との認定がされたことをもって当該法律に規定する制度において「特定補助人」又は「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に一定の地位を付与することの当否についても検討を行い、必要な措置を講じること。

十八　次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、両法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。

十九　新設される保管証書遺言を含む各種の遺言制度が円滑に運用されるよう、関係機関と連携し、遺言の作成を希望する者が適切な遺言制度を選択するために必要な情報提供その他の遺言制度の利用促進に関する取組を推進すること。

二十　新設される保管証書遺言の信頼を高めるため、法務局の人的・物的体制の充実を図るとともに、保管証書遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の業務の適正な遂行及び利便性向上のため体制の整備等、必要な措置を講ずること。また、本制度の創設により、法務局において電子保管証書遺言書の保管等を行うことなどに鑑み、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティ対策を着実に行うこと。

右決議する。

民法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一　殿

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律

（民法の一部改正）

第一条　民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十八条の二」を「第九十八条の三」に、「第五章　後見」を「第五章　未成年後見」に、「後見の開始」を「未成年後見の開始」に、「後見の機関」を「未成年後見の機関」に、「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「後見の事務」を「未成年後見の事務」に、「後見の終了」を「未成年後見の終了」に、「第六章　保佐及び補助」を「第六章　保佐及び補助
第一節　保佐（第八百七十六条―第八百七十六条の六）
第二節　補助（第八百七十六条の七―第八百七十六条の十一）
第一款　補助開始の審判（第八百七十六条の七―第八百七十六条の十）
第二款　補助人の同意を要する旨の審判等（第八百七十六条の十一）
第三節　補助人の同意を要する旨の審判等（第八百七十六条の十一の二―第八百七十六条の十一の四）
第四節　補助の開始の審判の機関（第八百七十六条の十一の五）」に改める。

第八百七十六条の二―第八百七十六条の六）を「第八百七十六条の二―第八百七十六条の七―第八百七十六条の十一―第八百七十六条の十一の二―第八百七十六条の十一の四）に改める。

第七条から第十九条までを次のように改める。

（補助開始の審判）

第七条　精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

2　本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

3　補助開始の審判は、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による審判のいずれか又は第十一条第一項の規定による審判をする必要がある場合において、これらの審判と同時にしなければならない。

4　補助開始の審判を受けた者に、補助人を付する。

（公正証書による指定）

第八条　前条第一項の公正証書による指定をする場合には、本人が、特定の者を補助開始の審判を請求することができる者として指定する旨を公証人に口授しなければならない。

2　前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。

3　口がきけない者が第一項の指定をする場合には、本人は、公証人の前で、同項に規定す

る旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同項の口授に代えなければならない。

4　公証人は、前項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

（補助人の同意を要する旨の審判等）

第九条　家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一　補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。

二　補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2　前項の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一　預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二　元本を領収し、又は利用すること。

三　借財又は保証をすること。

四　居住の用に供する建物の大修繕に関する工事の請負契約その他の重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五　不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六　訴訟行為をすること。

七　贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

八　相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

九　贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

十　第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

十一　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者及び前項又は次条第一項の規定による審判を受けた者をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

3　本人以外の者の請求により第一項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

4　補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が補助開始の審判を受けた者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

5　補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

6　第一項の規定による審判をする場合において、次条第一項の規定による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

（特定補助人を付する旨の審判等）

第十条　家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。次条第一項において同じ。）が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため第五項に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する旨の審判をすることができる。

一　補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。

二　補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2　前項の規定による審判があったときは、同項の規定による審判を受けた者がした前条第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）は、取り消すことができる。

3　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、前条第二項各号に掲げる行為以外の特定の行為について、第一項の規定による審判を受けた者がした行為を取り消すことができるものとする旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

4　第一項の規定による審判をする場合において、前条第一項の規定による審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

5　特定補助人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

一　第二項の規定により、又は第三項の規定による審判により取り消すことができる行為についての取消権の行使

二　第一項の規定による審判を受けた者に対する意思表示の受領

三　第一項の規定による審判を受けた者の財産に関する保存行為

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

第十一条　家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

一　補助開始の審判をする場合において、第七条第一項に規定する者から請求があったとき。

二　補助開始の審判があった後、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

2　本人以外の者の請求により前項の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

（補助開始の審判等の取消し）

第十二条　第七条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、同項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2　家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、第九条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3　第十条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判を取り消さなければならない。

4　家庭裁判所は、必要がなくなったと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十条第一項の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

5　家庭裁判所は、必要がなくなったと認める

ときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、前条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

6　第九条第一項、第十条第一項及び前条第一項の規定による審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第十三条から第十九条まで　削除

第二十条第二項中「、保佐人」を削り、同条第四項中「被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人」を「第九条第一項の規定による審判を受けた者」に、「保佐人又は補助人」を「補助人」に、「その被保佐人又は被補助人」を「同条第一項の規定による審判を受けた者」に改める。

第九十八条の二中「成年被後見人」を「第十条第一項の規定による審判を受けた者」に改める。

第一編第五章第二節に次の一条を加える。

（意思表示の受領の特別代理人）

第九十八条の三　意思表示の相手方が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がないときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。

2　前項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者のために同項の意思表示を受けることができる。

3　第一項の特別代理人は、同項の事理を弁識する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、第七条第一項又は第十一条第一項の規定による審判の請求をすることができる。

4　第一項に規定する原因が消滅したときその他同項の特別代理人が前二項に規定する行為をする必要がなくなったと認めるときは、家庭裁判所は、第一項の特別代理人若しくは利害関係人の請求により又は職権で、同項の規定による審判を取り消さなければならない。

第百十一条第一項第二号中「後見開始の審判」を「第十条第一項の規定による審判」に改める。

第百二十四条第二項第一号中「保佐人若しくは」を削り、同項第二号中「成年被後見人」を「第十条第一項の規定による審判を受けた者」に改め、「、保佐人」を削る。

第百五十八条の見出し中「未成年者又は成年被後見人」を「未成年者等」に改め、同条第一項中「成年被後見人に法定代理人」を「第十条第一項の規定による審判を受けた者に法定代理人」に、「成年被後見人が」を「同項の規定による審判を受けた者が」に、「成年被後見人に対して」を「同項の規定による審判を受けた者に対して」に改め、同条第二項中「又は成年被後見人」を削り、「後見人に」を「未成年後見人に」に改め、「若しくは成年被後見人」を削り、同項に後段として次のように加える。

　第十条第一項の規定による審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときも、同様とする。

第六百五十三条第三号及び第六百七十九条第三号中「後見開始の審判」を「第十条第一項の規定による審判」に改める。

第七百十三条中「障害」を「理由」に改める。

第七百三十七条及び第七百三十八条を次のように改める。

第七百三十七条及び第七百三十八条　削除

第七百六十四条中「第七百三十八条、」を削る。

第七百八十条中「又は成年被後見人」を削る。

第七百九十四条の見出しを「（未成年後見人が未成年被後見人を養子とする縁組等）」に改め、同条中「後見人が被後見人（未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。）」を「未成年後見人が未成年被後見人」に、「後見人の」を「未成年後見人の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、特定補助人が第十条第一項の規定による審判を受けた者を養子とする場合について準用する。

第七百九十九条中「第七百三十八条及び」を削る。

第八百六条の見出しを「（未成年後見人と未成年被後見人との間等の無許可縁組の取消し）」に改め、同条第一項中「第七百九十四条」を「第七百九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。第八百十七条の二第二項において同じ。）」に改める。

第八百十二条中「第七百三十八条、」を削る。

第八百十七条の二第二項中「第七百九十四条」を「第七百九十四条第一項」に改める。

第四編第五章の章名を次のように改める。

第五章　未成年後見

第四編第五章第一節の節名中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百三十八条を次のように改める。

第八百三十八条　未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始する。

第四編第五章第二節の節名中「後見」を「未成年後見」に改める。

第四編第五章第二節第一款の款名を次のように改める。

第一款　未成年後見人

第八百四十二条及び第八百四十三条を次のように改める。

第八百四十二条及び第八百四十三条　削除

第八百四十四条（見出しを含む。）中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百四十五条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人」を「未成年後見人」に、「、その」を「、辞任した」に改める。

第八百四十六条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人に」を「未成年後見人に」に、「後見の」を「未成年後見の」に、「後見監督人、被後見人」を「未成年後見監督人、未成年被後見人」に改める。

第八百四十七条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「後見人と」を「未成年後見人と」に改め、同条第二号中「、保佐人」を削り、「補助人」の下に「（第八百七十六条の五第三号の事由により解任されたものを除く。）」を加え、同条第四号中「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第四編第五章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款　未成年後見監督人

第八百四十九条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「被後見人」を「未成年後見人」に、「後見人の」を「未成年後見人の」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見人」を「未成年後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十一条の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第一号及び第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第四号中「後見人又は」を「未成年後見人」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十二条の見出し中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条中「第六百五十五条」の下に「、第八百四十条第三項」を、「第八百四十七条」の下に「、第八百五十八条」を加え、「後見監督人について、第八百四十条第三項及び第八百五十七条の二の規定は未成年後見監督人について、第八百四十三条第四項、第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三の規定は成年後見監督人」を「、未成年後見監督人」に改める。

第四編第五章第三節の節名中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百五十三条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百五十四条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百五十五条の見出し中「後見人の被後見人」を「未成年後見人の未成年被後見人」に改め、同条第一項中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第二項中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に改める。

第八百五十六条の見出し中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条中「、後見人」を「、未成年後見人」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十八条を削り、第八百五十七条の二を第八百五十八条とする。

第八百五十九条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百五十九条の二及び第八百五十九条の三を削る。

第八百六十条中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条ただし書中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百六十条の二及び第八百六十条の三を削る。

第八百六十一条の見出し中「後見」を「未成年後見」に改め、同条第一項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「後見人に」を「未成年後見人に」に改める。

第八百六十三条の見出し中「後見」を「未成年後見」に改め、同条第一項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「後見人に」を「未成年後見人に」に、「後見の」を「未成年後見の」に、「被後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に、「被後見人」を「未成年後見人」に、「後見の」を「未成年後見の」に改める。

第八百六十四条の前の見出し中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条中「後見人が、被後見人」を「未成年後見人が、未成年被後見人」に、「第十三条第一項各号」を「第九条第二項各号」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条ただし書中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

第八百六十五条第一項中「後見人が」を「未成年後見人が」に、「し又は」を「し、又は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百六十六条の見出し中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第一項中「後見人が」を「未成年後見人が」に、「被後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百六十七条の二及び第八百六十七条の三を削る。

第八百六十八条中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百六十九条の見出し中「後見」を「未成年後見」に改め、同条第一項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見人が後見」を「未成年後見人が未成年後見」に、「被後見人」を「未成年被後見人」に改める。

第八百七十一条中「後見の計算」を「未成年後見の計算」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

第八百七十二条第一項中「後見の計算」を「未成年後見の計算」に改める。

第八百七十三条第一項中「後見人が被後見人」を「未成年後見人が未成年被後見人」に、「被後見人が後見人」を「未成年後見人が未成年後見人」に、「後見の計算」を「未成年後見の計算」に改め、同条第二項中「後見人は」を「未成年後見人は」に、「被後見人」を「未成年後見人」に改める。

第八百七十三条の二を削る。

第八百七十四条中「後見」を「未成年後見」に改める。

第八百七十五条の見出し中「後見」を「未成年後見人又は未成年後見監督人の事務」に改め、同条第一項中「後見人又は後見監督人と被後見人」を「未成年後見人又は未成年後見監督人と未成年被後見人」に、「後見に」を「未成年後見人又は未成年後見監督人の事務に」に改める。

第四編第六章を次のように改める。

第六章　補助

第一節　補助の開始

第八百七十六条　補助は、補助開始の審判によって開始する。

第二節　補助の機関

第一款　補助人

（補助人の選任等）

第八百七十六条の二　家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

2　補助人が欠けたときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助人を選任する。

3　補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは補助人の請求により又は職権で、更に補助人を選任することができる。

4　補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。以下この項及び第八百七十六条の六第四号において同じ。）の意見、心身の状態並びに生活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無（補助人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

5　家庭裁判所は、第十条第一項の規定による審判を受けた者について、新たに補助人を選任するときは、職権で、補助人を特定補助人と定める。

（補助人の辞任）

第八百七十六条の三　補助人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

（辞任した補助人による新たな補助人の選任の請求）

第八百七十六条の四　補助人がその任務を辞したことによって新たに補助人を選任する必要が生じたときは、辞任した補助人は、遅滞なく新たな補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（補助人の解任）

第八百七十六条の五　次に掲げる事由があるときは、家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、補助人を解任することができる。

一　補助人が不正な行為をしたとき。

二　補助人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

三　補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき。

（補助人の欠格事由）

第八百七十六条の六　次に掲げる者は、補助人となることができない。

一　未成年者

二　家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人（前条第三号の事由により解任されたものを除く。）

三　破産者

四　補助開始の審判を受けた者に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五　行方の知れない者

第二款　補助監督人

（補助監督人の選任）

第八百七十六条の七　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

（補助監督人の欠格事由）

第八百七十六条の八　補助人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、補助監督人となることができない。

（補助監督人の職務）

第八百七十六条の九　補助監督人の職務は、次のとおりとする。

一　補助人の事務を監督すること。

二　補助人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。

三　急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。

四　補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為について補助開始の審判を受けた者を代表し、又は補助開始の審判を受けた者がこれをすることに同意すること。

（委任及び補助人の規定の準用）

第八百七十六条の十　第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十六条の二第四項、第八百七十六条の三、第八百七十六条の五、第八百七十六条の六、第八百七十六条の十二、第八百七十六条の十三、第八百七十六条の十八及び第八百七十六条の十九の規定は、補助監督人について準用する。

第三節　補助の事務

（補助開始の審判を受けた者の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮）

第八百七十六条の十一　補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。

2　補助人は、補助の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した補助開始の審判を受けた者の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（補助人が数人ある場合の権限の行使等）

第八百七十六条の十二　補助人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の補助人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2　家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3　補助人（特定補助人又は第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判を受けた者に限る。）が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可）

第八百七十六条の十三　補助開始の審判を受けた者の居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分については、第十一条第一項の規定による審判があった場合において、当該審判により代理権を付与された補助人は、これらの処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

（利益相反行為）

第八百七十六条の十四　補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

（財産の調査及び目録の作成）

第八百七十六条の十五　特定補助人は、特定補助人として付され、又は定められた後、遅滞なく、第十条第一項の規定による審判を受けた者の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2　財産の調査及びその目録の作成は、補助監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

3　前二項の規定は、特定補助人として付され、又は定められた後第十条第一項の規定による審判を受けた者が包括財産を取得した場合について準用する。

（特定補助人による郵便物等の管理）

第八百七十六条の十六　家庭裁判所は、特定補助人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、特定補助人の請求により、信書の送達の事業を行う者に対し、期間を定めて、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次条において「郵便物等」という。）を特定補助人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2　前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えることができない。

3　家庭裁判所は、第一項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、第十条第一項の規定による審判を受けた者、特定補助人若しくは補助監督人の請求により又は職権で、第一項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。

4　特定補助人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百七十六条の十七　特定補助人は、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

2　特定補助人は、その受け取った前項の郵便物等で特定補助人の事務に関しないものは、速やかに第十条第一項の規定による審判を受けた者に交付しなければならない。

3　第十条第一項の規定による審判を受けた者は、特定補助人に対し、特定補助人が受け取った第一項の郵便物等（前項の規定により同条第一項の規定による審判を受けた者に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

（補助の事務の費用）

第八百七十六条の十八　補助人が補助の事務を行うために必要な費用は、補助開始の審判を受けた者の財産の中から支弁する。

（補助人の報酬）

第八百七十六条の十九　家庭裁判所は、補助の事務の内容、補助人及び補助開始の審判を受けた者の資力その他の事情によって、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を補助人に与えることができる。

（補助の事務の監督）

第八百七十六条の二十　補助監督人又は家庭裁判所は、いつでも、補助人に対し補助の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査することができる。

2　家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助の事務について必要な処分を命ずることができる。

（補助人の家庭裁判所への報告）

第八百七十六条の二十一　補助人は、家庭裁判所の定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。

2　家庭裁判所は、前項の規定による報告を受けた場合において、第十二条第一項から第五項までに規定するときに該当するときは、職権で、同条第一項から第五項までの規定による審判をすることができる。

（委任及び親権の規定の準用）

第八百七十六条の二十二　第六百四十四条の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人（第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判を受けた者に限る。次条及び第八百七十六条の二十五において同じ。）が同項の代理権を付与する旨の審判に基づき補助開始の審判を受けた者を代表する場合について準用する。

第四節　補助の終了

（補助の計算）

第八百七十六条の二十三　補助人の任務が終了したときは、補助人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「補助の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十六条の二十四　補助の計算は、補助監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

（返還金に対する利息の支払等）

第八百七十六条の二十五　補助人が補助開始の審判を受けた者に返還すべき金額及び補助開始の審判を受けた者が補助人に返還すべき金額には、補助の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

2　補助人は、自己のために補助開始の審判を受けた者の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人等の権限）

第八百七十六条の二十六　補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結をすることができる。

2　補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、補助開始の審判を受けた者の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為（当該死亡した時における権限内の行為に限る。）をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

一　相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為

二　相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

三　前二号に掲げるもののほか、相続財産の保存に必要な行為

（委任の規定の準用）

第八百七十六条の二十七　第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、補助について準用する。

（補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効）

第八百七十六条の二十八　第八百三十二条の規定は、補助人又は補助監督人と補助開始の審判を受けた者との間において補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

第八百九十一条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の下に「又は第九百七十六条の二第一項若しくは第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録を不正に作り、破棄し、若しくは隠匿した者」を加える。

第九百十七条中「成年被後見人」を「第十条第一項の規定による審判を受けた者」に改める。

第九百六十二条中「、第十三条及び第十七条」を「及び第十条」に改める。

第九百六十六条の見出し中「被後見人」を「未成年被後見人等」に改め、同条第一項中「被後見人」を「未成年被後見人」に、「後見の計算」を「未成年後見の計算」に、「、後見人」を「、未成年後見人」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十条第一項の規定による審判を受けた者が、補助の計算の終了前に、特定補助人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

第九百六十七条中「自筆証書」の下に「、保管証書」を加える。

第九百六十八条第一項中「自書し、これに印を押さなければ」を「自書しなければ」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。第九百六十八条の三第二項において同じ」を加え、「署名し、印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同条第三項中「署名し、かつ、その変更の場所

に印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（保管証書遺言）

第九百六十八条の二　保管証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一　遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された場合にあっては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを講ずること。

二　遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第四条に規定する遺言書保管官をいう。以下この款において同じ。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

２　前項の規定によりした遺言は、法務局における遺言書の保管等に関する法律の定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければ、その効力を生じない。

（保管証書遺言の方式の特則）

第九百六十八条の三　口がきけない者が保管証書によって遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口述に代えなければならない。

２　前条第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧させることその他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、同号の口述又は同項の規定による通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。

第九百六十九条第二項中「（明治四十一年法律第五十三号）」を削る。

第九百七十条第一項第一号中「署名し、印を押す」を「署名する」に改め、同項第二号中「を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印する」を「に封をする」に改め、同項第四号中「遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押す」を「これに印を押し、遺言者及び証人とともにこれに署名する」に改める。

第九百七十三条の見出し中「成年被後見人」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同条第一項中「成年被後見人」を「第十条第一項の規定による審判を受けた者」に改め、同条第二項中「遺言に立ち会った」を「遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会った」に、「障害」を「理由」に、「付記して、これに署名し、印を押さなければ」を「記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置を講じなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

３　保管証書による遺言に立ち会った医師は、前項に規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

４　秘密証書による遺言に立ち会った医師は、その封紙に第二項に規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

第九百七十四条第二号中「及び受遺者」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第三号中「使用人」を「被用者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　受遺者（推定相続人である者を除く。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、その被用者及び役員）

第九百七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（死亡の危急に迫った者の遺言）」を付し、同条第一項中「署名し、印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九百七十六条の二　前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫った者は、証人一人以上の立会いをもって、遺言をすることができる。

一　証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

二　前号の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

三　前号の証人が、同号の書面又は同号の電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

２　前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

３　口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項第一号の口授に代えなければならない。

４　耳が聞こえない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言の趣旨の口授（前項の規定による申述を含む。）を受けた者は、第一項第二号の書面に記載された内容又は同号の電磁的記録に記録された情報の内容を通訳人の通訳により遺言者に伝えて、同項第三号の読み聞かせに代えることができる。

５　前二項の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

６　前条第四項及び第五項の規定は、前各項の規定による遺言について準用する。

第九百七十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（船舶遭難者等の遺言）」を付し、同条第一項に後段として次のように加える。

天災その他避けることのできない事変が発生した場合において、当該天災又は当該事変から生じた重大かつ急迫の危難を避けることが困難な場所に在って死亡の危急に迫った者についても、同様とする。

第九百七十九条第三項中「、印を押し」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第九百七十九条の二　前条第一項に規定する死亡の危急に迫った者は、同項の規定によるほか、次の各号のいずれかの方式により、口頭で遺言をすることができる。

一　証人一人以上の立会いをもって、口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録する方式

二　口頭で遺言をする状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する方式

２　前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人を立ち会わせることができる。

３　口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

4　口がきけない者が第一項の規定により遺言をする場合において、前項の規定により通訳人に通訳をさせるときは、遺言者は、遺言者（第一項第一号の規定により遺言をする場合にあっては、遺言者及び証人）が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。

5　前各項の規定に従ってした遺言は、証人の一人、第一項第二号の規定による送信を受けた者又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

6　第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

第九百八十条の見出し中「及び押印」を削り、同条中「署名し、印を押さなければ」を「署名しなければ」に改める。

第九百八十一条の見出し中「又は押印」を削り、同条中「署名又は印を押す」を「署名する」に改める。

第九百八十二条中「及び第九百七十三条から第九百七十五条まで」を「、第九百七十三条第一項及び第二項、第九百七十四条並びに第九百七十五条」に、「前条まで」を「第九百七十九条まで及び前二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第九百七十六条の二の規定による遺言について第九百六十八条第三項の規定を準用するときは、同項中「遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ」とあるのは、「遺言者がその場所を指示し、証人の一人がこれを変更した旨を記載し、又は記録し、かつ、その状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録しなければ」と読み替えるものとする。

第九百八十二条に次の一項を加える。

2　第九百七十三条第一項及び第二項、第九百七十四条並びに第九百七十五条の規定は、第九百七十九条の二の規定による遺言について準用する。この場合において、第九百七十三条第二項中「遺言書に記載し、又は記録して」とあるのは「書面に記載し、又は電磁的記録に記録して」と、第九百七十五条中「証書」とあるのは「第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録」と読み替えるものとする。

第九百八十四条後段を削る。

第千四条の見出し中「遺言書」を「遺言書等」に改め、同条第一項中「遺言書の保管者は」を「遺言書又は第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録（以下この章において「遺言書等」という。）の保管者は」に、「。遺言書」を「。遺言書等」に、「遺言書を」を「遺言書等を」に改め、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の規定は、遺言者が第九百七十六条の二の規定により遺言をした場合（同条第一項第二号の電磁的記録に記録されたとき（第九百八十二条第一項において準用する第九百六十八条第三項の規定により変更された場合にあっては、その旨が記録されたとき）に限る。）において、当該遺言に係る遺言書の保管者の一人が第一項の規定による検認の請求をしたときは、他の保管者については、適用しない。

4　前項の規定は、遺言者が第九百七十九条の二の規定により遺言をした場合について準用する。この場合において、同項中「遺言書」とあるのは、「第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録」と読み替えるものとする。

第千五条及び第千二十四条（見出しを含む。）中「遺言書」を「遺言書等」に改める。

（任意後見契約に関する法律の一部改正）

第二条　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「障害」を「理由」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「任意後見監督人が選任された」を「任意後見開始の審判がされた」に改め、同条第三号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「任意後見監督人が選任される」を「任意後見開始の審判がされる」に改め、同条第四号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「任意後見監督人が選任された」を「任意後見開始の審判がされた」に改める。

第三条に後段として次のように加える。

その変更についても、同様とする。

第十一条を第十五条とする。

第十条の見出し中「後見、保佐及び」を削り、同条第一項中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判」に改め、同条第二項中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判」に、「又は任意後見監督人」を「、任意後見監督人（任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者（任意後見契約が終了した日から起算して一年を経過した者を除く。）を含む。）又は第五条第一項の公正証書によって本人の指定した者」に改め、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。

第九条第一項中「第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される」を「任意後見開始の審判がされる」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を、「任意後見契約」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第二項中「第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された」を「任意後見開始の審判がされた」に改め、「任意後見契約」の下に「の全部又は一部」を加え、同条を第十三条とする。

第八条中「に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由がある」を「が不正な行為をしたとき、又は任意後見人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でない」に、「又は検察官の請求により」を「、補助人、補助監督人若しくは検察官の請求により、又は職権で」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第四項中「第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条」を「第八百七十六条の三、第八百七十六条の五、第八百七十六条の六、第八百七十六条の十二、第八百七十六条の十八及び第八百七十六条の十九」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（任意後見人の事務の監督）

第十一条　民法第八百七十六条の二十の規定は、任意後見監督人が選任されていない場合における任意後見人の事務の監督について準用する。この場合において、同条第一項中「補助監督人又は家庭裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同条第二項中「補助監督人、補助開始の審判を受けた者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「（本人の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮）」に改め、同条中「意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければ」を「心身の状態

に応じて、本人に対し、任意後見人の事務に関する情報の提供をして本人の任意後見人の事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、任意後見人の事務に関する意向を把握するようにしなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第六条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条の見出しを「（任意後見開始の審判）」に改め、同条第一項中「障害」を「理由」に、「又は任意後見受任者」を「、任意後見受任者、補助人、補助監督人又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者」に、「任意後見監督人を選任する」を「任意後見開始の審判をする」に改め、第二号を削り、同項第三号イ中「第八百四十七条各号」を「第八百七十六条の六各号」に改め、同号ハ中「、著しい不行跡」を削り、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　前条第一項の合意がある場合において、当該他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至っていないとき。

第四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「任意後見監督人を選任する」を「任意後見開始の審判をする」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削り、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（公正証書による指定）

第六条　民法第八条の規定は、前条第一項に規定する公正証書による指定について準用する。

（任意後見監督人の選任）

第七条　家庭裁判所は、任意後見開始の審判をするときは、職権で、任意後見監督人を選任する。

2　任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族、任意後見人、補助人若しくは補助監督人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

3　任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

4　任意後見監督人を選任するには、本人の意見（任意後見契約の締結の際に本人が公証人に対して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合には、その申述した内容を含む。）、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人及び任意後見受任者又は任意後見人（これらの者が法人であるときは、その法人及びその代表者をいう。以下この項において同じ。）との利害関係の有無（任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人及び任意後見受任者又は任意後見人との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

5　家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、任意後見監督人を選任しないことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

（不開始の合意）

第四条　本人及び任意後見受任者は、任意後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは、次条第一項の任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができる。

2　前項の合意は、公正証書によってしなければならない。

（後見登記等に関する法律の一部改正）

第三条　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）、保佐及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「平成十一年法律第百五十号」の下に「。以下「任意後見契約法」という。」を加え、「総称する」を「いう」に改める。

第四条の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）」を「補助」に改め、同項第一号中「後見等の種別、開始」を「補助開始」に、「、その」を「並びにその」に改め、同項第二号中「成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同項第三号中「成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」と総称する。）」を「補助人」に改め、同項第四号中「成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」と総称する。）」を「補助監督人」に改め、同項第五号中「保佐人又は」を削り、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「成年後見人等又は成年後見監督人等」を「補助人又は補助監督人」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「並びに同法第百三十五条及び第百四十四条」を削り、「含む。）」の下に「又は第百二十八条第一項」を加え、「成年後見人等又は成年後見監督人等」を「補助人又は補助監督人」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「後見等」を「補助」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「成年後見人等」を「補助人」に、「成年後見監督人等」を「補助監督人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「保佐人又は」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六　特定補助人を付する処分がされたときは、その旨

七　特定補助人を付する処分がされた場合において、取り消すことのできる行為が定められたときは、その行為

第四条第二項中「、第百三十四条第二項又は第百四十三条第二項」を「又は第三項」に、「後見命令等」と総称する」を「補助命令等」という」に改め、同項第一号中「後見命令等」及び「審判前の保全処分」を「補助命令等」に、「、その」を「並びにその」に改め、同項第二号中「後見、保佐又は」を削り、「後見命令等の本人」と総称する」を「補助命令等の本人」という」に改め、同項第四号中「第百四十三条第二項」を「第百二十六条第二項」に改め、同項第五号中「後見命令等」を「補助命令等」に改める。

第五条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「前号に規定する」を「家事事件手続法第二百二十五条第一項において準用する同法第百二十七条第一項の」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「並びにその選任の審判の確定の年月日」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　任意後見開始の審判をした裁判所並びにその審判の事件の表示及び確定の年月日

第六条中「、後見等」を「、補助」に、「後見等の開始」を「補助開始」に、「後見命令等」を「補助命令等」に改める。

第七条第一項第二号中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十二号」に改め、同項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第五号中「第五条第十号」を「第五条第十一号」に改め、同条第二項中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見命令等の本人」を「補助命令等の本人」に改める。

第八条第一項中「後見等」を「補助」に、「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同条第三項中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見等」を「補助」に改める。

第十条第一項第一号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同項第二号中「成年後見人等、成年後見監督人等」を「補助人、補助監督人」に改め、同項第三号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同項第四号中「成年後見人等、成年後見監督人等」を「補助人、補助監督人」に改め、同項第五号及び第七号中「後見命令等の本人」を「補助命令等の本人」に改め、同条第二項第一号中「成年被後見人等、後見命令等の本人」を「補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人」に改め、同項第二号中「成年後見人等又は成年後見監督人等」を「補助人又は補助監督人」に、「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同項第三号中「任意後見受任者」の下に「又は任意後見人」を加え、「成年被後見人等又は後見命令等の本人」を「補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は他の任意後見契約の本人」に改め、同項に次の一号を加える。

四　民法第七条第一項の公正証書によって本人の指定した者又は任意後見契約法第五条第一項の公正証書によって任意後見契約の本人の指定した者　その本人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

第十条第三項第一号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同項第二号中「成年後見人等、成年後見監督人等」を「補助人、補助監督人」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「後見命令等の本人」を「補助命令等の本人」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「成年後見人等、成年後見監督人等」を「補助人、補助監督人」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　自己が任意後見受任者又は任意後見人である任意後見契約の本人を他の任意後見契約の本人とする閉鎖登記記録

第十条第四項中「成年被後見人等、後見命令等の本人」を「補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人」に改める。

第十一条第一項第一号中「者」の下に「（家事事件手続法第百十六条の規定により登記を嘱託する者を除く。）」を加え、同条に次の四項を加える。

3　次に掲げる申立てをする者は、当該申立ての時に、第一項の手数料を裁判所に納めなければならない。

一　補助に関する審判事件（家事事件手続法別表第一の一の項、二の項、四の項から十二の項まで又は十四の項から十九の項までの事項についての審判事件に限る。）の申立て

二　任意後見契約法に規定する審判事件（家事事件手続法別表第一の百十一の項、百十二の項、百十五の項から百十七の項まで又は百二十の項の事項についての審判事件に限る。）の申立て

三　第一号に規定する審判事件（家事事件手続法別表第一の一の項、五の項、十五の項又は十八の項の事項についての審判事件に限る。）又は前号に規定する審判事件（同表の百十六の項又は百二十の項の事項についての審判事件に限る。）を本案とする保全処分についての審判事件の申立て

4　前項の規定により納めなければならない手数料は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）及び家事事件手続法の適用については、同項各号に掲げる申立ての手数料とみなす。

5　第三項各号に掲げる申立てについてそれぞれ家事事件手続法第百十六条の規定による登記の嘱託がされることなく、同項各号に規定する審判事件が終了した場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、同項の規定により納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

6　民事訴訟費用等に関する法律第九条第四項から第七項までの規定は、前項の規定による申立てについて準用する。

（家事事件手続法の一部改正）

第四条　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の十五」を「第三条の十六」に、「第一節　成年後見に関する審判事件（第百十七条―第百二十八条）」を「第一節　補助に関する審判事件（第百十七条―第百二十五条）」に、「第二節　保佐に関する審判事件（第百二十八条―第百三十五条）」を「第二節　不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第百二十六条―第百三十四条）」に、「第三節　補助に関する審判事件（第百三十六条―第百四十四条）」を「第三節　失踪の宣告に関する審判事件（第百三十五条―第百四十四条）」に、「第一款　失踪の宣告の審判事件（第百四十八条―第百四十九条）」を「第一款　失踪の宣告の審判事件（第百四十五条―第百四十七条）」に、「第二款　失踪の宣告の取消しの審判事件（第百五十条）」を「第二款　失踪の宣告の取消しの審判事件（第百四十八条―第百四十九条）」に、「第四節　意思表示の受領の特別代理人の選任（第百五十一条）」を「第四節　意思表示の受領の特別代理人の選任（第百五十条）」に、「第五節　婚姻等に関する審判事件（第百五十二条―第百五十八条）」を「第五節　婚姻等に関する審判事件（第百五十一条―第百五十七条）」に改める。

第一編第一章の二中第三条の十五を第三条の十六とし、第三条の十二から第三条の十四までを一条ずつ繰り下げる。

第三条の十一第四項中「第三条の十四」を「第三条の十五」に改め、同条を第三条の十二とし、第三条の十を第三条の十一とし、第三条の四から第三条の九までを一条ずつ繰り下げ、第三条の三の次に次の一条を加える。

（意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件の管轄権）

第三条の四　裁判所は、意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（別に、「第七節」を「第六節」に、「第八節」を「第七節」に、「第九節」を「第八節」に、「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に、「第十二節」を「第十一節」に、「第十一節の二」を「第十二節」に改める。

（補助に関する審判事件の管轄）

第三条の十一　補助に関する審判事件（第百十七条―第百二十五条）は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第百二十六条―第百三十四条）、失踪の宣告に関する審判事件（第百三十五条―第百四十四条）、意思表示の受領の特別代理人の選任（第百五十一条）又は婚姻等に関する審判事件（第百五十二条―第百五十八条）

表第一の五十七の二の項の事項についての審判事件をいう。第百四十九条の二第一項において同じ。）について、その意思表示の相手方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

第十条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第十七条第一項中「この項において」を削り、同条第二項中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、「、保佐人若しくは保佐監督人」を削り、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第三項中「被保佐人、被補助人又は後見人」を「補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人」に改め、「特別の授権」の下に「（特定補助人にあっては、補助監督人の同意）」を加える。

第十八条の見出し中「未成年者及び成年被後見人」を「若しくは未成年者等」に改め、同条中「又は後見人は」を「若しくは未成年後見人又は特定補助人は」に、「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条ただし書中「又は後見人」を「若しくは未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第十九条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第四項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第百十条第一項第一号中「（第百三十四条第一項及び第百四十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二号中「第百三十五条、第百四十四条」を「同条第五項」に改め、「第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）」の下に「、第百二十八条第一項」を加える。

第二編第二章第一節の節名中「成年後見」を「補助」に改める。

第百十七条から第百二十三条までを次のように改める。

（管轄）

第百十七条　補助開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

２　補助に関する審判事件（別表第一の一の項から二十七の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第百十八条　次に掲げる審判事件（第一号、第十三号、第十五号及び第十七号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、補助開始の審判を受ける者となるべき者（未成年者に限る。）及び補助開始の審判を受けた者（未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者に限る。）は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一　補助開始の審判事件

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）

三　補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。）

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判事件（別表第一の四の項の事項についての審判事件をいう。）

五　特定補助人を付する処分の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。）

六　取り消すことのできる行為の定めの審判事件（別表第一の六の項の事項についての審判事件をいう。）

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の七の項の事項についての審判事件をいう。）

八　補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の八の項の事項についての審判事件をいう。）

九　補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の九の項の事項についての審判事件をいう。）

十　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の十の項の事項についての審判事件をいう。）

十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の十一の項の事項についての審判事件をいう。）

十二　補助人の選任の審判事件（別表第一の十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十三　補助人の解任の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。）

十四　補助監督人の選任の審判事件（別表第一の十六の項の事項についての審判事件をいう。）

十五　補助監督人の解任の審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。）

十六　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の二十三の項の事項についての審判事件をいう。第百二十四条において「特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

十七　補助の事務の監督の審判事件（別表第一の二十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十八条において同じ。）

（精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定）

第百十九条　家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

２　家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、特定補助人を付する処分の審判をすることができない。ただし、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の精神の状況につき医師の意

見を聴かなければ、民法第十二条第三項の規定による特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（陳述及び意見の聴取）

第百二十条　家庭裁判所は、次の各号に定める審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号及び第四号から第十四号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者について、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一　補助開始の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第三項若しくは第四項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第二号において同じ。）　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人

五　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者

六　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判（民法第十二条第二項又は第八百七十六条の二十一第二項の規定による場合に限る。第三項第五号において同じ。）　補助開始の審判を受けた者及び補助人

八　補助人に対する代理権の付与の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

九　補助開始の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人

十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十二　補助人又は補助監督人の選任の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

十三　補助人の解任の審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人

十四　補助監督人の解任の審判　補助開始の審判を受けた者及び補助監督人

十五　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者となるべき者又は補助人

二　補助人の選任の審判　補助人となるべき者

三　補助監督人の選任の審判　補助監督人となるべき者

3　家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる。

一　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判

二　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判

三　特定補助人を付する処分の審判

四　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判

五　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判

六　補助人に対する代理権の付与の審判

七　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判

八　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判

九　補助人の選任の審判

十　補助人の解任の審判

（申立ての取下げの制限）

第百二十一条　次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

一　補助開始の申立て

二　民法第八百七十六条の二第二項の規定による補助人の選任の申立て

三　民法第八百七十六条の四の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百七十六条の二第三項の規定による補助人の選任の申立て

（審判の告知等）

第百二十二条　次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一　補助開始の審判　民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者

二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助人及び補助監督人

四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判　特定補助人及び補助監督人

五　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者となるべき者及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者）

六　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人及び補助監督人（当該審判が特定補助人を付する処分の審判又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、特定補助人として付される者となるべき者又は補助監督人となるべき者）

七　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

八　補助人に対する代理権の付与の審判　補助開始の審判を受けた者及び補助人（当該審判が補助開始の審判又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助監督人となるべき者）

九　補助開始の審判の取消しの審判　補助人及び補助監督人

十　取り消すことのできる行為の定めの審判

の取消しの審判　特定補助人及び補助監督人
十一　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者及び補助監督人
十二　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判　特定補助人
2　次の各号に掲げる審判の告知に係る書面が当該各号に定める者に送付された場合において、その送付を受けた時にその者が手続行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四条第一項及び第二項、前項（第八号及び第十一号に係る部分に限る。）並びに次条第二項の規定の適用については、その送付を受けた時にその者に対して告知がされたものとみなす。
一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合を除く。）　補助開始の審判を受ける者となるべき者
二　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
三　補助人の同意に代わる許可の審判　補助開始の審判を受けた者
四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（民法第十二条第四項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第四項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。）　特定補助人を付する処分の審判を受けた者
五　補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者
六　補助人に対する代理権の付与の審判　補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
七　補助開始の審判の取消しの審判（民法第十二条第二項若しくは第六項又は第八百七十六条の二十一第二項（同法第十二条第二項に係る部分に限る。）の規定による場合に限る。）　補助開始の審判を受けた者
八　取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者
九　補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判　補助開始の審判を受けた者
3　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。
4　次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならない。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。
一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。）　補助開始の審判を受ける者となるべき者
二　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者
三　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者
四　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者
（即時抗告）
第百二十三条　次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号、第五号及び第七号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。
一　補助開始の審判　民法第七条第一項及び任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十四条第二項に規定する者
二　補助開始の申立てを却下する審判　申立人
三　補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判　申立人
四　特定補助人を付する処分の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第十二条第三項又は第四項に規定する者
五　特定補助人を付する処分の審判　民法第十条第一項に規定する者
六　特定補助人を付する処分の審判の申立てを却下する審判　申立人
七　取り消すことのできる行為の定めの審判　民法第十条第三項に規定する者
八　補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　民法第十二条第一項に規定する者
九　補助人の解任の審判（民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）　補助人
十　補助人の解任の申立てを却下する審判　申立人、補助監督人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族
十一　補助監督人の解任の審判（民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）　補助監督人
十二　補助監督人の解任の申立てを却下する審判　申立人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族
十三　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判　特定補助人を付する処分の審判を受けた者及びその親族
十四　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判　特定補助人
十五　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判　申立人
十六　補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判　申立人
2　審判の告知を受ける者となるべき者による補始の審判を受ける者でない者及び補助開助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合を除く。）に対する即時抗告の期間は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。
3　審判の告知を受ける者でない者による次の各号に掲げる審判に対する即時抗告の期間は、当該各号に定める者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。
一　補助開始の審判（特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合に限る。）　民法第八百七十六条の二第一項の規定により補助人に選任される者

二　特定補助人を付する処分の審判　特定補助人として付される者

三　取り消すことのできる行為の定めの審判　特定補助人（当該審判が特定補助人を付する処分の審判と同時にされる場合にあっては、特定補助人として付される者）

第百二十三条の二を削る。

第百二十四条から第百二十七条までを次のように改める。

（陳述の聴取の例外）

第百二十四条　特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の事業を行う者の陳述を聴くことを要しない。

（補助の事務の監督）

第百二十五条　家庭裁判所は、適当な者に、補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

２　家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管理をした者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

３　家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

４　民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について準用する。

（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）

第百二十六条　家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、補助開始の申立てがあった場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のため必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

２　家庭裁判所は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てがあった場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産上の行為（民法第九条第一項に規定する行為であって、当該補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てに係るものに限る。第十一項において同じ。）につき、前項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の補助を受けることを命ずることができる。

３　家庭裁判所は、補助開始及び特定補助人を付する処分の審判の申立てがあった場合において、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の民法第九条第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。第十二項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けることを命ずることができる。

４　家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、第百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、第二項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）又は前項の規定による審判（以下この条において「特定補助命令の審判」という。）をすることができる。

５　補助命令の審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

６　補助命令の審判の告知に係る書面が補助開始の審判を受ける者となるべき者に送付された場合において、その送付を受けた時にその者が手続行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四条第一項及び第二項並びにこの条第九項の規定の適用については、その送付を受けた時にその者に告知がされたものとみなす。

７　特定補助命令の審判は、財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

８　特定補助命令の審判は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

９　審判の告知を受ける者でない者及び補助開始の審判を受ける者となるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が第五項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

10　審判の告知を受ける者でない者による特定補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、財産の管理者が第七項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

11　補助命令の審判があったときは、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。

12　特定補助命令の審判があったときは、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者がした民法第九条第二項各号に掲げる行為を取り消すことができる。

13　前二項の場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

14　家庭裁判所は、いつでも財産の管理者を改任することができる。

15　家庭裁判所は、財産の管理者（前項の規定により改任された者を含む。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

16　前項の報告及び計算に要する費用は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の中から支弁する。

17　家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

18　財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

19　民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）、第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第百二十七条　家庭裁判所は、補助人の解任の審判事件が係属している場合において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2　前項の規定による補助人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される補助人、他の補助人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3　家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4　家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5　前各項の規定は、補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二編第二章第二節及び第三節の節名を削る。

第百二十八条から第百四十四条までを次のように改める。

（補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分）

第百二十八条　家庭裁判所は、補助の事務の監督の審判事件が係属している場合（代理権の付与の審判を受けた補助人に財産の目録の提出を命じた場合に限る。）において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助の事務の監督の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人が財産の目録を提出するまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2　前条第二項から第四項までの規定は、補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第百二十九条から第百四十四条まで　削除

第二編第二章中第四節を第二節とし、第五節を第三節とし、同節の次に次の一節を加える。

第四節　意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件

第百四十九条の二　意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件は、その意思表示の相手方の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　家庭裁判所は、いつでも、意思表示の受領の特別代理人を改任することができる。

3　意思表示の受領の特別代理人の選任の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として家庭裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4　家庭裁判所は、前項の規定により予納された額の中から、相当な報酬を意思表示の受領の特別代理人に与えることができる。

5　意思表示の受領の特別代理人の選任又はその取消しの申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

6　民法第六百四十四条の規定は、意思表示の受領の特別代理人について準用する。

第百五十八条第三項中「第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）」を「第百二十六条第十四項から第十九項まで」に、「第百二十五条第三項中「成年被後見人」を「同条第十六項中「補助開始の審判を受ける者となるべき者」に改める。

第二編第二章第六節を同章第五節とする。

第百六十一条第三項ただし書中「心身の障害」を「精神上の理由」に改める。

第百六十四条の二第六項第四号中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第百六十五条第三項第四号中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改め、同項第五号中「後見人」を「特定補助人」に改め、同項第六号並びに同条第四項第二号及び第三号中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改め、同条第七項第一号中「後見人、養親の後見人」を「未成年後見人又は特定補助人、養親の特定補助人」に、「実父母の後見人」を「実父母の未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第二編第二章第七節を同章第六節とする。

第百六十八条第二号中「第百七十三条」を「第百七十三条第一項及び第二項」に改める。

第百七十三条を次のように改める。

（管理者の改任等）

第百七十三条　家庭裁判所は、いつでも、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2　家庭裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3　前項の報告及び計算に要する費用は、子の財産の中から支弁する。

4　家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5　財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても、同様とする。

6　民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

7　家庭裁判所は、子が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、子、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

第二編第二章第八節を同章第七節とする。

第百八十条の見出しを「（補助に関する審判事件及び親権に関する審判事件の規定の準用）」に改め、同条中「第百二十四条」を「第百二十五条」に、「第百二十五条」を「第百七十三条」に、「第八百四十三条第二項の規定による成年後見人」を「第八百七十六条の二第二項の規定による補助人」に、「第八百四十三条第三項の規定による成年後見人」を「第八百七十六条の二第三項の規定による補助人」に改める。

第二編第二章中第九節を第八節とし、第十節を第九節とする。

第百八十九条第二項中「第百二十五条第一項」を「第百七十三条第一項」に、「成年被後見人」を「子」に改める。

第二編第二章中第十一節を第十節とし、第十二節を第十一節とする。

第百九十条の二第二項中「第百二十五条第一項から第六項まで、第百四十六条の二及び第百四十七条」を「第百四十六条の二、第百四十七条及び第百七十三条第一項から第六項まで」に、「第百二十五条第三項」を「同条第三項」に、「成年被後見人」を「子」に改める。

第二編第二章第十二節の二を同章第十二節とする。

第百九十四条第八項中「第百二十五条の」を「第百七十三条の」に、「第百二十五条第三項中「成年被後見人」を「第百七十三条第三項中「子」に改める。

第二百条第四項中「第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）」を「第百二十六条第十四項から第十九項まで」に、「第百二十五条第三項中「成年被後見人」を「同条第十六項中「補助開始の審判を受ける者となるべき者」に改める。

第二百二条第三項中「第百二十五条」を「第百七十三条」に、「成年被後見人」を「子」に改める。

第二百五条中「第百二十五条第一項」を「第百七十三条第一項」に改める。

第二百八条中「第百二十五条」を「第百七十三条」に、「成年被後見人」を「子」に改める。

第二百十一条中「遺言書」を「遺言書等（民法第千四条第一項に規定する遺言書等をいう。次条において同じ。）」に改める。

第二百十二条中「遺言書」を「遺言書等」に改める。

第二百十四条第二号中「証人」の下に「、民法第九百七十九条の二第一項第二号の規定による送信を受けた者」を加える。

第二百十七条第一項中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件」を「任意後見開始の審判事件」に、「次条」を「次条第一号」に改め、同条第二項本文中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件」を「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判を」を「任意後見開始の審判を」に、「当該任意後見監督人を選任した」を「任意後見開始の審判をした」に改め、同項ただし書中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件」を「任意後見開始の審判事件」に改める。

第二百十八条中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）」に改め、同条に次の各号を加える。

一　任意後見開始の審判事件

二　任意後見監督人の選任の審判事件（別表第一の百十二の項の事項についての審判事件をいう。）

三　任意後見監督人の解任の審判事件（別表第一の百十六の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十五条第一項において同じ。）

四　任意後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の百十九の項の事項についての審判事件をいう。）

五　任意後見人の解任の審判事件（別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十五条第二項において同じ。）

六　任意後見契約の解除についての許可の審判事件（別表第一の百二十一の項の事項についての審判事件をいう。）

第二百十九条中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」を「任意後見開始」に改める。

第二百二十条第一項中「第一号及び第四号にあっては、」を削り、同項ただし書中「心身の障害」を「精神上の理由」に改め、同項各号を次のように改める。

一　任意後見開始の審判　本人

二　任意後見監督人の選任の審判　本人

三　任意後見監督人の解任の審判　本人及び任意後見監督人

四　任意後見人の解任の審判　本人及び任意後見人

五　任意後見契約の解除についての許可の審判　本人及び任意後見人

第二百二十条第二項を次のように改める。

2　家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一　任意後見開始の審判　任意後見受任者

二　任意後見監督人の選任の審判　任意後見監督人となるべき者

第二百二十条第三項を削る。

第二百二十一条中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における」を「任意後見開始及び任意後見契約法第七条第二項の規定による」に改める。

第二百二十二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第二百二十三条第一号中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」を「任意後見開始」に改め、同条第二号中「審判」の下に「（任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る。）」を加え、同条第五号中「並びに本人及びその親族」を「、本人及びその親族、補助人並びに補助監督人」に改める。

第二百二十四条の見出し中「任意後見監督人」を「任意後見人等」に改め、同条中「家庭裁判所調査官に」の下に「任意後見人又は」を加える。

第二百二十五条第一項中「（別表第一の百十七の項の事項についての審判事件をいう。）」を削り、同条第二項中「（別表第一の百二十の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百四十条第三項から第五項まで及び第六項第一号中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第二百五十二条第一項中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは」を「補助人又は」に改め、同条第二項中「又は後見人」を「、未成年後見人又は特定補助人」に、「妻の後見人」を「妻の特定補助人」に、「後見人、」を「特定補助人、」に、「後見人に」を「未成年後見人又は特定補助人に」に改める。

別表第一中「第三条の十二」を「第三条の十二」に改め、「、第百二十八条、第百二十九条、第百三十六条、第百三十七条」を削り、「、第二百十七条、第二百二十五条」を「―第二百十八条、第二百二十六条」に改め、同表の成年後見の部、保佐の部及び補助の部を次のように改める。

補助			
一	補助開始	民法第七条第一項	
二	補助人の同意を得なければならない行為の定め	民法第九条第一項	
三	補助人の同意に代わる許可	民法第九条第四項	
四	特定補助人を付する処分の審判の取消し	民法第九条第六項、第十二条第三項及び第四項並びに第八百七十六条の二十一第二項	
五	特定補助人を付する処分	民法第十条第一項	
六	取り消すことのできる行為の定め	民法第十条第三項	
七	補助人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消し	民法第十条第四項、第十二条第二項及び第八百七十六条の二十一第二項	
八	補助人に対する代理権の付与	民法第十一条第一項	
九	補助開始の審判の取消し	民法第十二条第一項及び第六項並びに第八百七十六条の二十一第二項	
十	取り消すことのできる行為の定めの審判の取消し	民法第十二条第四項及び第八百七十六条の二十一第二項	
十一	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	民法第十二条第五項及び第八百七十六条の二十一第二項	
十二	補助人の選任	民法第八百七十六条の二第一項から第三項まで	
十三	特定補助人とする定め	民法第八百七十六条の二第五項	
十四	補助人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の三	
十五	補助人の解任	民法第八百七十六条の五	
十六	補助監督人の選任	民法第八百七十六条の七	
十七	補助監督人の辞任についての許可	民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の三	
十八	補助監督人の解任	民法第八百七十六条の十において準用する同法第八百七十六条の五	
十九	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六条の十二第一項及び第二項（これらの規定を同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）	
二十	補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六条の十三（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）	
二十一	臨時補助人の選任	民法第八百七十六条の十四	
二十二	補助に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百七十六条の十五第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）	
二十三	特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百七十六条の十六第一項、第三項及び第四項	
二十四	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六条の十九（同法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。）	
二十五	補助の事務の監督	民法第八百七十六条の二十	
二十六	補助に関する管理の計算の期間の伸長	民法第八百七十六条の二十三ただし書	
二十七	補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可	民法第八百七十六条の二十六第一項及び第二項ただし書	
二十八から五十四まで	削除		

別表第一の失踪の宣告の部の次に次の一部を加える。

意思表示の受領の特別代理人		
五十七の二	意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消し	民法第九十八条の三第一項及び第四項

別表第一の六十一の項中「第七百九十四条」を「第七百九十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の七十八の項中「第八百五十七条の二第二項」を「第八百五十八条第二項」に改め、同表の百二の項中「及び」を「（同法第九百七十六条の二第六項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第九百七十九条第三項」の下に「及び第九百七十九条の二第五項」を加え、同表の百三の項中「遺言書」を「遺言書等」に改め、同表の百十一の項中「任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任」を「任意後見開始」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表の百十二の項中「任意後見監督人が欠けた場合における」を削り、「第四条第四項」を「第七条第一項から第三項まで」に改め、同表の百十三の項から百二十一の項までを次のように改める。

百十三	削除	
百十四	任意後見監督人の職務に関する処分	任意後見契約法第十条第三項
百十五	任意後見監督人の辞任についての許可	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の三
百十六	任意後見監督人の解任	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の五
百十七	任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の十二第一項及び第二項
百十八	任意後見監督人に対する報酬の付与	任意後見契約法第十条第四項において準用する民法第八百七十六条の十九
百十九	任意後見人の事務の監督	任意後見契約法第十一条において準用する民法第八百七十六条の二十
百二十	任意後見人の解任	任意後見契約法第十二条
百二十一	任意後見契約の解除についての許可	任意後見契約法第十三条第二項

別表第二中「第三条の八、第三条の十―第三条の十二」を「第三条の九、第三条の十一―第三条の十三」に改める。

（法務局における遺言書の保管等に関する法律の一部改正）

第五条　法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第一項」を「第三条第一項」に改め、「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）」を削る。

第十八条を第二十七条とする。

第十七条に次の一項を加える。

2　第七条第一項の申請に対する処分又はその不作為についての前条第一項の審査請求については、前項の規定にかかわらず、行政不服審査法第三十一条の規定を適用する。

第十七条を第二十六条とする。

第十六条第七項中「第十六条第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条中「及び遺言書保管ファイル」を「、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイル」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条中「及び遺言書保管ファイル」を「、遺言書保管ファイル及び閉鎖遺言書保管ファイル」に改め、同条を第二十三条とし、第十三条を第二十二条とする。

第十二条第一項第二号中「遺言書」の下に「又は遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したもの」を加え、同項第三号中「遺言書情報証明書」の下に「若しくは遺言書情報証明情報」を、「遺言書保管事実証明書」の下に「若しくは遺言書保管事実証明情報」を、「交付」の下に「又は提供」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法務省令で定める方法で同項第一号の申請、同項第二号の閲覧の請求又は同項第三号の交付若しくは提供の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

第十二条を第二十一条とし、第十一条を第二十条とする。

第十条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条第一項中「第七条第二項第二号（第四条第四項第一号に係る部分に限る。）及び第四号」を「第十一条第二項第一号ロ（第六条第四項第一号に係る部分に限る。）及びニ、第二号ハ及びニ若しくは第三号ロ及びハ」に、「第十一条第一項第三号」を「第二十一条第一項第三号」に改め、「交付」の下に「又はこれらの事項を証明した電磁的記録（同号において「遺言書保管事実証明情報」という。）の提供」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（遺言者の死亡を確認したときの通知）

第十九条　第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言者は、法務省令で定めるところにより、当該遺言者の死亡後に、当該遺言者が指定する者に対し、その申請に係る遺言書を保管している旨を遺言書保管官が通知することの申出をすることができる。

2　前項の申出をした遺言者は、いつでも、法務省令で定めるところにより、その申出を撤回し、又はその指定する者を変更することができる。

3　遺言書保管官は、第一項の申出をした遺言者の死亡の事実を確認したときは、法務省令で定めるところにより、その申出に係る遺言書を保管している旨を当該遺言者が指定した者に通知するものとする。ただし、第十四条第一項の撤回がされた場合は、この限りでない。

第九条第一項中「第五項及び第十二条第一項第三号」を「第六項及び第二十一条第一項第三号」に改め、「交付」の下に「又は当該事項を証明した電磁的記録（第六項及び同号において「遺言書情報証明情報」という。）の提供」を加え、同項第二号中「記載された」を「記載され、若しくは記録された」に改め、「（ロに規定する母の相続人の場合にあっては、ロに規定する胎内に在る子に限る。）」を削り、同号イ中「第四条第四項第三号イ」を「第六条第四項第三号イ又は第七条第三項第二号イ」に改め、同号ハ中「（同法第八百

九十二条に規定する推定相続人をいう。以下このハにおいて同じ。）」を削り、同項第三号中「記載された」を「記載され、又は記録された」に改め、同号イ中「第四条第四項第三号ロ」を「第六条第四項第三号ロ又は第七条第三項第二号ロ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「関係遺言書を保管する遺言書保管所」を「特定遺言書保管所」に、「当該関係遺言書」を「遺言書保管所に保管されている自己が関係相続人等に該当する遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。以下この条及び次条第一項において「関係遺言書」という。）（電子保管証書遺言書を除く。）」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　関係相続人等は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている関係遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

第九条第五項中「又は第三項の請求により関係遺言書」を「、若しくは遺言書情報証明情報を提供し、又は第二項若しくは第三項の請求により関係遺言書若しくは遺言書保管ファイルに記録された事項を表示したもの」に、「第四条第四項第三号イ及びロ」を「第六条第四項第三号イ及びロ又は第七条第三項第二号イ及びロ」に改め、同項ただし書中「とき」の下に「その他のその通知をしないことが相当であるときとして法務省令で定めるとき」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は前項」を「から第三項まで」に、「を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければ」を「その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　第一項又は前項の請求は、特定遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

第九条に次の三項を加える。

7　次に掲げる者は、第十四条第一項の撤回をした遺言者が死亡している場合において、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、当該撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

一　当該遺言者の相続人

二　前号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、若しくは記録されていた第一項第二号イからチまでに掲げる者又はその相続人

三　前二号に掲げる者のほか、当該遺言書に記載され、又は記録されていた第一項第三号イからトまでに掲げる者

8　前項の請求は、その請求に係る遺言書を保管していた遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

9　第五項の規定は、第七項の請求について準用する。

第九条を第十七条とする。

第八条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項又は第七条第一項」に改め、同条第二項中「を記載した撤回書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければ」を「その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければ」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第八条の規定は、第一項の撤回について準用する。

第八条第四項中「撤回」の下に「（自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書に係るものに限る。）」を加え、「第六条第一項」を「第九条第一項」に、「遺言書を返還するとともに、前条第二項の規定により管理している当該遺言書に係る情報を消去しなければ」を「自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書を返還しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

5　遺言書保管官は、遺言者が第一項の撤回をしたときは、遅滞なく、第十一条第二項の規定により管理しているその遺言書に係る情報を消去するとともに、当該情報その他法務省令で定める情報を、磁気ディスクをもって調製する閉鎖遺言書保管ファイルに記録しなければならない。

6　遺言者が第一項の撤回（保管証書遺言書に係るものに限る。）をしたときは、その保管証書遺言書については、遺言を撤回したものとみなす。

第八条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（閉鎖遺言書保管ファイルに記録された情報の消去）

第十五条　遺言書保管官は、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあっては、これに相当する日として政令で定める日）から相続に関する紛争を防止する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、閉鎖遺言書保管ファイルに記録された情報を消去することができる。

（遺言者による閉鎖遺言書保管ファイルの記録の閲覧）

第十六条　遺言者は、第十四条第一項の撤回をした場合において、特別の事由があるときは、遺言書保管官に対し、当該撤回がされた申請に係る遺言書に係る閉鎖遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　前項の請求は、その請求に係る遺言書を保管していた遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

3　第十三条第三項から第五項までの規定は、第一項の請求について準用する。

第七条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項及び前条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　遺言書に係る情報の管理は、次の各号に掲げる遺言書の区分に応じ、当該各号に定める事項を、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第十四条第五項において同じ。）をもって調製する遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

一　自筆証書遺言書　次に掲げる事項

イ　自筆証書遺言書の画像情報

ロ　第六条第四項第一号から第三号までに掲げる事項

ハ　自筆証書遺言書の保管を開始した年月日

ニ　特定遺言書保管所の名称及び保管番号

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

二　書面保管証書遺言書　次に掲げる事項

イ　書面保管証書遺言書の画像情報

ロ　第七条第三項第一号及び第二号に掲げる事項

ハ　書面保管証書遺言書の保管を開始した年月日
ニ　特定遺言書保管所の名称及び保管番号
ホ　民法第九百六十八条の三第一項に定める方式に従って遺言をしたときは、その旨（通訳人の通訳により申述したときにあっては、その旨及び当該通訳人の氏名）
ヘ　民法第九百七十三条の規定により医師が立ち会ったときは、当該医師の氏名及び申述の趣旨
ト　第七条第六項の規定により申請人が同項の法務省令で定める措置を講じたときは、その旨
チ　イからトまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

第七条第三項中「前条第五項」を「第九条第二項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（遺言者による自筆証書遺言書等の閲覧）

第十二条　遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言書（電子保管証書遺言書を除く。）の閲覧を請求することができる。

2　前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

3　第八条第一項の規定は、第一項の請求について準用する。

（遺言者による遺言書保管ファイルの記録の閲覧）

第十三条　遺言者は、遺言書保管官に対し、いつでも、第六条第一項又は第七条第一項の申請に係る遺言書に係る遺言書保管ファイルに記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　前項の請求は、特定遺言書保管所以外の遺言書保管所の遺言書保管官に対してもすることができる。

3　第一項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

4　遺言書保管官は、請求人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、第一項の閲覧をさせることができる。

5　第八条の規定は、第一項の請求について準用する。

第六条の見出しを「（自筆証書遺言書等の保管）」に改め、同条第一項を次のように改める。

自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書の保管は、第六条第四項の規定により提供された自筆証書遺言書又は第七条第三項の規定により提供された書面保管証書遺言書を遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において保管することによって行う。

第六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に、「遺言書の」を「自筆証書遺言書又は書面保管証書遺言書の」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子保管証書遺言書の保管）

第十条　電子保管証書遺言書の保管は、第七条第三項の規定により提供された電子保管証書遺言書に記録された事項を遺言書保管官が次条第二項に規定する遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

第五条中「は、」の下に「第六条第一項又は」を、「ため、」の下に「出頭を求め、」を加え、「書類」を「資料」に、「提出」を「提供」に改め、同条に次の一項を加える。

2　遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、同項に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。

第五条を第八条とする。

第四条の見出し中「遺言書」を「自筆証書遺言書」に改め、同条第一項中「遺言書の」を「自筆証書遺言書の」に改め、同条第二項中「遺言書」を「自筆証書遺言書」に改め、同条第三項中「が保管されている遺言書保管所」を「に係る特定遺言書保管所」に改め、同条第四項中「遺言書に添えて、次に掲げる事項を記載した申請書」を「自筆証書遺言書及び次に掲げる事項に係る情報（次項において「申請情報」という。）に、「提出しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項第一号及び第三号中「遺言書」を「自筆証書遺言書」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その申請情報と併せて、前項第二号に掲げる事項を証する情報その他法務省令で定める情報を提供しなければならない。

第四条第六項を削り、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保管証書遺言書の保管の申請）

第七条　保管証書によって遺言をしようとする者は、遺言書保管官に対し、保管証書遺言書の保管の申請をしなければならない。

2　前項の保管証書遺言書は、法務省令で定めるところにより作成したものでなければならない。

3　第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、保管証書遺言

書及び次に掲げる事項に係る情報（次項において「申請情報」という。）を遺言書保管官に提供しなければならない。

一　遺言者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあっては、国籍）

二　保管証書遺言書に次に掲げる者の記載又は記録があるときは、その氏名又は名称及び住所

イ　受遺者

ロ　民法第千六条第一項の規定により指定された遺言執行者

三　前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4　第一項の申請をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その申請情報と併せて、前項第一号に掲げる事項を証する情報その他法務省令で定める情報を提供しなければならない。

5　遺言書保管官は、第一項の申請があった場合には、申請人に、民法第九百六十八条の二第一項第二号の口述（当該口述に代えてする同法第九百六十八条の三第一項の規定による通訳人の通訳による申述又は自書を含む。以下この条において同じ。）をさせるものとする。ただし、同法第九百六十八条の三第二項の法務省令で定める措置を講ずるときは、同項の目録については、この限りでない。

6　第一項の申請人は、保管証書遺言書の遺言の全文が外国語により記載され、又は記録されている場合には、その遺言の全文の日本語による翻訳文の遺言書保管官への提供及び民法第九百六十八条の二第一項第二号の口述の通訳をさせる措置その他の当該口述がされたことを遺言書保管官において確認するために必要な措置として法務省令で定めるものを講じなければならない。

7　遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人（遺言書保管官が通訳人に通訳をさせる場合にあっては、遺言書保管官並びに申請人及び当該通訳人）が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、民法第九百六十八条の二第一項第二号の口述をさせることができる。

8　遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び立会人である医師が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、民法第九百七十三条第三項の規定による申述をさせることができる。

9　前条第三項の規定は、第一項の申請について準用する。

第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（遺言書保管官の除斥）

第五条　遺言書保管官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による保管証書遺言書の保管の申請又は第十四条第一項の規定による保管証書遺言書の保管の申請の撤回に係る職務を行うことができない。

一　当該遺言書保管官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であった者を含む。）が当該申請又は当該撤回に係る申請人であるとき。

二　当該遺言書保管官が推定相続人（民法第八百九十二条に規定する推定相続人をいう。第十七条第一項第二号ハにおいて同じ。）若しくは受遺者又はその配偶者若しくは直系血族であるとき（前号に該当するときを除く。）。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　自筆証書遺言書　民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八条の自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。

二　保管証書遺言書　民法第九百六十八条の二の保管証書によってする遺言に係る遺言書をいう。

三　書面保管証書遺言書　保管証書遺言書のうち、書面をもって作成されたものをいう。

四　電子保管証書遺言書　保管証書遺言書のうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十七条第一項及び第十八条第一項において同じ。）をもって作成されたものをいう。

五　特定遺言書保管所　遺言書保管所（次条第一項に規定する遺言書保管所をいう。以下この号において同じ。）に遺言書（自筆証書遺言書又は保管証書遺言書をいう。以下同じ。）が保管されている場合における当該遺言書保管所（電子保管証書遺言書が保管されている場合にあっては、当該電子保管証書遺言書の保管の申請に係る遺言書保管所）をいう。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第九条の規定　公布の日

二　第一条中民法第八百九十一条第五号の改正規定、同法第九百六十八条の改正規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、同法第九百七十条第一項及び第九百七十三条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、同法第九百七十四条の改正規定、同法第九百七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九百七十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項及び第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九百八十条から第九百八十二条まで、第九百八十四条、第千四条（見出しを含む。）、第千五条及び第千二十四条（見出しを含む。）の改正規定並びに第四条中家事事件手続法第二百十一条、第二百十二条及び第二百十四条第二号の改正規定並びに同法別表第一の百二の項及び百三の項の改正規定並びに附則第五条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　第一条中民法第九百六十七条の改正規定、

同法第九百六十八条第二項の改正規定（「含む」の下に「。第九百六十八条の三第二項において同じ」を加える部分に限る。）及び同条の次に二条を加える改正規定並びに第五条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（後見開始の審判等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定（前条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第七条の規定により後見開始の審判がされた場合（当該審判が取り消された場合を除く。）における当該審判を受けた成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号。次条第一項において「平成十一年改正法」という。）附則第三条第一項の規定により旧民法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなされる者を含む。以下同じ。）並びにその成年後見人及び成年後見監督人（同項の規定によりその成年後見人及び成年後見監督人とみなされる者を含む。以下同じ。）に関する民法の規定の適用については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる成年後見人及び成年後見監督人の解任については、成年後見人を第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第七条第四項の規定による補助人と、成年後見監督人を新民法第八百七十六条の七の規定による補助監督人とそれぞれみなして、新民法第八百七十六条の五（新民法第八百七十六条の十において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、新民法第八百七十六条の五中「補助開始の審判を受けた者」とあるのは、「成年被後見人」とする。

3　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年後見人による同項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮については、当該成年後見人を新民法第七条第四項の規定による補助人と、当該成年被後見人を同項に規定する補助開始の審判を受けた者とそれぞれみなして、新民法第八百七十六条の十一の規定を適用する。

4　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年後見人又は成年後見監督人は、同項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人について、新民法第七条第一項の規定による審判（当該審判と同時にされる新民法第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の規定による審判を含む。次項において同じ。）の請求をすることができる。

5　家庭裁判所は、第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人について、新民法第七条第一項の規定による審判の請求があった場合において、当該審判をするに当たっては、施行日前に後見開始の審判を受けたことを考慮しないものとする。

6　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人である本人について、新民法の規定による補助開始の審判をする場合には、家庭裁判所は、その本人に係る施行日前にされた後見開始の審判を取り消さなければならない。

7　家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により、旧民法第七条の規定による後見開始の審判を取り消すことができる。

8　施行日前に旧民法第七条の規定によりされた後見開始の審判の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新民法第七条第一項の規定によりされた補助開始の審判の請求とみなす。

（保佐開始の審判等に関する経過措置）

第三条　施行日前に旧民法第十一条の規定により保佐開始の審判がされた場合（当該審判が取り消された場合を除く。）における当該審判を受けた被保佐人（平成十一年改正法附則第三条第二項の規定により旧民法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなされる者を含む。以下同じ。）並びにその保佐人（同項の規定によりその保佐人とみなされる者を含む。以下同じ。）及び保佐監督人に関する民法の規定の適用については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2　前条第二項から第七項までの規定は、前項の規定によりなお従前の例によることとされる被保佐人、保佐人及び保佐監督人について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「後見開始」とあるのは「保佐開始」と、同項中「第七条」とあるのは「第十一条」と読み替えるものとする。

3　前条第八項の規定は、施行日前に旧民法第十一条の規定によりされた保佐開始の審判の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）について準用する。

（補助開始の審判等に関する経過措置）

第四条　施行日前に旧民法第十五条第一項の規定によりされた補助開始の審判は、施行日以後は、新民法第七条第一項の規定による補助開始の審判とみなす。この場合においては、旧民法第十五条第一項の規定による補助開始の審判を受けた被補助人並びにその補助人及び補助監督人は、施行日以後は、それぞれ新民法第七条第一項の規定による補助開始の審判を受けた者並びにその補助人及び補助監督人とみなす。

2　施行日前にされた次の各号に掲げる審判は、施行日以後は当該各号に定める審判とみなす。

一　旧民法第十七条第一項の規定による補助人の同意を要する旨の審判　新民法第九条第一項の規定による補助人の同意を要する旨の審判

二　旧民法第八百七十六条の九第一項の規定によりされた補助人に代理権を付与する旨の審判　新民法第十一条第一項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判

3　施行日前にされた次の各号に掲げる請求（いずれも施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は当該各号に定める請求とみなす。

一　旧民法第十五条第一項の規定による補助開始の審判の請求　新民法第七条第一項の規定による補助開始の審判の請求

二　旧民法第十七条第一項の規定による補助人の同意を要する旨の審判の請求　新民法第九条第一項の規定による補助人の同意を要する旨の審判の請求

三　旧民法第八百七十六条の九第一項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の請求　新民法第十一条第一項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判の請求

（遺言の方式に関する経過措置）

第五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

日前にされた遺言については、第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の民法第九百六十八条、第九百七十条第一項、第九百七十三条、第九百七十四条、第九百七十六条第一項、第九百七十九条第一項及び第三項、第九百八十条から第九百八十二条まで並びに第九百八十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一条の規定による改正後の民法第九百七十三条第二項の規定の適用については、同項中「保管証書又は秘密証書」とあるのは、「秘密証書」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

（任意後見契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第二条の規定による改正後の任意後見契約に関する法律（次項及び第三項において「新任意後見契約法」という。）の規定は、施行日前に締結された任意後見契約についても適用する。ただし、同条の規定による改正前の任意後見契約に関する法律（同項及び次条第二項において「旧任意後見契約法」という。）の規定によって生じた効力を妨げない。

2　施行日前に締結された任意後見契約には、新任意後見契約法第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされた時からその効力を生ずる旨の定めがあるものとみなす。

3　施行日前に旧任意後見契約法第四条第一項の規定によりされた任意後見監督人の選任の請求（施行日前に当該請求に係る審判が確定したものを除く。）は、施行日以後は、新任意後見契約法第五条第一項の規定によりされた任意後見開始の審判の請求とみなす。

（後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人、成年後見人及び成年後見監督人の登記（第四項において「後見の登記」という。）、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる被保佐人、保佐人及び保佐監督人の登記（第四項において「保佐の登記」という。）並びに次条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる第四条の規定による改正前の家事事件手続法（以下この項及び次条において「旧家事事件手続法」という。）第百二十六条第一項又は第二項の規定によりされた後見開始の審判事件を本案とする保全処分の登記及び次条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧家事事件手続法第百三十四条第一項において準用する旧家事事件手続法第百二十六条第一項の規定又は旧家事事件手続法第百三十四条第二項の規定によりされた保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の登記（第三項において「審判前の保全処分の登記」という。）については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された任意後見契約の登記に記録すべき事項並びに変更及び終了の登記の申請については、なお従前の例による。

3　第三条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条の規定は、施行日以後に申し立てられた家事審判の事件に係る補助の登記、任意後見契約の登記及び審判前の保全処分の登記の手数料について適用し、施行日前にされた家事審判の事件に係るこれらの登記の手数料については、なお従前の例による。

4　後見の登記及び保佐の登記であって、施行日以後に申し立てられた家事審判の事件に係るものの手数料については、第一項の規定にかかわらず、当該家事審判の事件を補助に関する審判事件とみなして、第三条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一条の規定を適用する。この場合において、同条第三項第一号中「家事事件手続法別表第一の一の項、二の項、四の項から十二の項まで又は十四の項から十九の項まで」とあるのは「民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）第四条の規定による改正前の家事事件手続法（以下「改正前家事事件手続法」という。）別表第一の二の項から八の項まで、十の項、十八の項、二十の項から二十四の項まで、二十六の項から二十九の項まで、三十二の項又は三十三の項」と、同項第三号中「家事事件手続法別表第一の一の項、五の項、十五の項又は十八の項」とあるのは「改正前家事事件手続法別表第一の五の項、八の項、二十四の項又は二十八の項」とする。

（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる成年被後見人、成年後見人及び成年後見監督人並びに附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる被保佐人、保佐人及び保佐監督人に関する家事審判に関する手続については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧家事事件手続法第百二十六条第一項又は第二項の規定によりされた後見開始の審判事件を本案とする保全処分（当該保全処分の効力が消滅した場合を除く。）については、旧家事事件手続法第百二十六条第一項、第二項及び第五項から第八項まで並びに同項において準用する旧家事事件手続法第百二十五条第一項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧家事事件手続法第百二十六条第一項及び第二項中「後見開始の申立て」とあるのは「補助開始の申立て」と、同条第一項、第二項、第五項、第七項及び第八項中「成年被後見人となるべき者」とあるのは「補助開始の審判を受ける者となるべき者」とする。

3　施行日前にされた次の各号に掲げる申立て（いずれも施行日前に当該申立てに係る保全処分がされたものを除く。）は、施行日以後は当該各号に定める申立てとみなす。

一　旧家事事件手続法第百二十六条第一項の規定によりされた後見開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て　第四条の規定による改正後の家事事件手続法（次号及び第五項において「新家事事件手続法」という。）第百二十六条第一項の規定によりされた補助開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て

二　旧家事事件手続法第百二十六条第二項の規定によりされた後見開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て　新家事事件手続法第百二十六条第二項の規定によりされた補助開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て

4　施行日前に旧家事事件手続法第百三十四条第一項において準用する旧家事事件手続法第百二十六条第一項の規定又は旧家事事件手続法第百三十四条第二項の規定によりされた保佐開始の審判事件を本案とする保全処分（当該保全処分の効力が消滅した場合を除く。）については、同条第一項、同項において準用する旧家事事件手続法第百二十六条第一項、旧家事事件手続法第

百三十四条第二項から第六項まで及び同項において準用する旧家事事件手続法第百二十五条第一項から第六項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧家事事件手続法第百三十四条第一項において準用する旧家事事件手続法第百二十六条第一項中「後見開始の申立て」とあるのは「補助開始の申立て」と、「成年被後見人となるべき者」とあるのは「補助開始の審判を受ける者となるべき者」と、旧家事事件手続法第百三十四条第二項中「保佐開始の申立て」とあるのは「補助開始の申立て」と、同項及び同条第四項から第六項までの規定中「被保佐人となるべき者」とあるのは「補助開始の審判を受ける者となるべき者」とする。

5　施行日前にされた次の各号に掲げる申立て（いずれも施行日前に当該申立てに係る保全処分がされたものを除く。）は、施行日以後は当該各号に定める申立てとみなす。

一　旧家事事件手続法第百三十四条第一項において準用する旧家事事件手続法第百二十六条第一項の規定によりされた保佐開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て　新家事事件手続法第百二十六条第二項の規定によりされた補助開始の審判事件を本案とする保全処分の申立て

（政令への委任）

第九条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）、第二条及び第三条の規定並びに第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年六月十六日

法務委員長　伊藤　孝江

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか六十の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　家庭裁判所による補助人の選任に当たり、本人の意見が重要な考慮要素であること及び補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化された趣旨に鑑み、本人意向を最大限尊重し、その利益の最大化に資するよう、家庭裁判所による適切な情報収集に向けた必要な研修その他の取組に努めるとともに必要な体制整備を図り、また、補助人と親族その他日常的に本人を支援する福祉関係者等との適切な連携が確保されるよう、関係機関に対する周知及び運用の徹底を図ること。

二　成年後見制度の利用終了後においても、判断能力が不十分な者が地域において必要な支援を継続して受けることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉及び金融包摂の観点から、第二種社会福祉事業による支援を含む権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援の中核的役割を担う中核機関について、全市町村での設置及び十分な相談機能の発揮に努めること。

三　家庭裁判所が市町村長その他適当な者に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑み、中核機関をはじめ福祉関係者から意見聴取することなどを通じて、本人が地域において適切な支援を受けることに結びつくよう、適切な制度周知や研修その他の必要な取組に努めること。

四　成年後見制度に係る事件の審理及び補助人等の監督が適切に行われるよう、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行うこと。

五　新たな解任事由の創設を踏まえ、専門職後見人による支援の必要性が低下した場合には、親族後見人や市民後見人等への適切な引継ぎを含め、本人の状況に応じた適切な役割分担が図られるよう制度の周知及び環境整備に努めること。また、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するため、市民後見人の確保及び育成に向け、研修の充実、相談・支援体制の整備その他必要な施策を推進すること。

六　補助人等の報酬について、補助人等が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることが規定上明確化されることに鑑み、報酬の額に事務の内容及び負担の実態を適切に反映し、利用者と補助人等の双方に過度な負担を生じさせることがないよう、裁判官等の裁判所職員に対する研修その他必要な取組に努めること。

七　居住する地域や資力の有無にかかわらず成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとること。

八　改正後の法定後見制度の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、本人の自己決定権を最大限尊重し、ノーマライゼーションの理念が十分に反映され、特に、特定補助人を付する制度については、真に必要な場合に限り適切に利用され、障害者の権利を不当に制約することのないよう、制度の周知・広報及び関係者への研修を充実させるとともに、その利用状況について不断の検証を行うこと。

九　家庭裁判所による特定補助人の選任に係る「必要があると認めるとき」の要件については、その判断の予見可能性及び適正性を確保するため、要件該当性の判断に当たり考慮すべき事項及び判断基準の明確化を図る観点から、特に、本人があらかじめ特定補助人の選任を望まない

意向を示していた場合その他本人の意向を把握することができる場合には、その意向を適切に考慮するなど、国会審議において示された考え方を踏まえた適切な制度利用がなされるよう、政府及び最高裁判所においてその周知等必要な取組に努めること。

十　補助人等による不正の未然防止及び早期発見並びに被害発生時の適切な対応が実効的に行われるよう、家庭裁判所による監督に関し研修その他必要な取組に努めるとともに、専門職団体による内部監査その他の自主的な不正防止の取組との連携強化に努めること。

十一　任意後見制度の利用が低調である要因について実態を把握し分析するとともに、精神上の理由により将来の財産管理や身上保護に不安を感じる様々な立場にある者が、任意後見制度を積極的に活用し、本人の意思を尊重した生活を営むことが可能となるよう、利用のための相談体制の充実、任意後見監督人の候補者に関する情報の提供の在り方を検討し、更なる改善に努めるとともに、両法による改正の趣旨も含めた任意後見制度の一層の周知・広報などを通じて、利用の促進を図ること。

十二　成年後見制度の利用の前又は利用と同時に備えることのできる財産の管理・承継のための将来設計として、高齢者、障害者等の生活を支援する福祉型信託を利用することが有効な手段であることに鑑み、国民がその機能、役割等を理解し、利用するためのあらゆる環境整備を進めることについて検討すること。

十三　任意後見制度の適正な利用の促進及び身寄りのない高齢者等の問題に関して、高齢者等終身サポート事業における預託金等の管理業務の信頼性を確保する観点から、信託会社、信託銀行等と高齢者等終身サポート事業との連携の在り方について検討するとともに、適正な事業運営を確保し、利用者が安心して利用できるよう努めること。

十四　成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大を防止するため、高齢の消費者や障害のある消費者の保護の強化などについて検討を行い、知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合などの対応について、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずること。

十五　両法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、民法等の一部を改正する法律附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

十六　現行の成年後見制度でも、家庭裁判所の審判に対する不服申立てにおいて親族側の意見が採用されていないこと等が指摘されていること等を踏まえ、民法等の一部を改正する法律の施行から三年後の検討が実証的なものとなるよう、速やかに成年後見制度の利用者及びその親族から意見を聴取するなど必要な調査を行うこと。

十七　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に置き換える等の改正がされた各法律について、今後個別にその改正を検討する際に、成年後見制度において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」との認定がされたことをもって当該法律に規定する制度において「特定補助人」又は「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に一定の地位を付与することの当否についても検討を行い、必要な措置を講じること。

十八　次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、両法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。

十九　新設される保管証書遺言を含む各種の遺言制度が円滑に運用されるよう、関係機関と連携し、遺言の作成を希望する者が適切な遺言制度を選択するために必要な情報提供その他の遺言制度の利用促進に関する取組を推進すること。

二十　新設される保管証書遺言の信頼を高めるため、法務局の人的・物的体制の充実を図るとともに、保管証書遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の業務の適正な遂行及び利便性向上のため体制の整備等、必要な措置を講ずること。また、本制度の創設により、法務局において電子保管証書遺言書の保管等を行うことなどに鑑み、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティ対策を着実に行うこと。

右決議する。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年五月二十六日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（商法の一部改正）

第一条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（未成年後見人登記）」に改め、同条第一項中「後見人が被後見人」を「未成年後見人が未成年被後見人」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第五百四十一条第二号中「後見開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

（公証人法等の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「、保佐人」を削る。

一　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十二条第二号及び第三十五条第三項第五号

二　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十一条第一項第二号

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条第二項

（恩給法の一部改正）

第三条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「成年被後見人」を「特定補助人ヲ付スル処分ノ審判ヲ受ケタル者」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第五十八条第一項中「後見人」を「未成年後見人」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に、「向つて」を「向かつて」に改める。

第五十九条中「後見人」を「未成年後見人」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第百二十一条第一項ただし書中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第五条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六の五第一項中「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

第三十三条の九中「後見の」を「未成年後見の」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第六条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「未成年者の後見」を「未成年後見」に改める。

第三十一条第一項本文中「又は成年被後見人」を削り、「後見人を」を「未成年後見人を」に改め、同項ただし書中「又は成年被後見人」を削り、同条第二項中「又は後見人」を「、未成年後見人又は特定補助人」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

届出をすべき者が特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、特定補助人も届出をすることができる。

第三十二条中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

第六十四条中「遺言の謄本を添附して」を「遺言書等（民法第千四条第一項に規定する遺言書等をいう。以下この条及び第八十一条第二項において同じ。）の謄本又は遺言書等の内容を記載した書面を添付して」に改める。

第四章第八節の節名中「未成年者の後見」を「未成年後見」に改める。

第八十一条第一項中「民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見（以下「未成年者の後見」という。）」を「未成年後見」に、「同法」を「民法」に改め、同条第二項中「遺言の謄本」を「遺言書等の謄本又は遺言書等の内容を記載した書面」に改め、同項第一号中「後見開始」を「未成年後見の開始」に改める。

第八十四条中「未成年者の後見」を「未成年後見」に改める。

第八十七条第二項中「後見人、保佐人」を「未成年後見人」に、「及び任意後見受任者」を「、任意後見受任者及び補助開始の審判又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によつて本人の指定した者」に改める。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第七条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「後見人、後見監督人又は保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。次号において同じ。）」に改め、同項第三号中「後見人、後見監督人又は保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人」に改める。

（予防接種法の一部改正）

第八条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「又は後見人」を「並びに未成年後見人及び特定補助人」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第九条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第七号中「乃至第四百条」を「から第四百条まで」に改める。

第三十条第二項中「保佐人」を「補助人」に改める。

第四十二条第一項中「保佐人」を「補助人」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の定」を「の定め」に改める。

第七十九条中「保佐人」を「補助人」に改める。

第八十二条第二項中「保佐人」を「補助人」に改め、同条第三項中「取消」を「取消し」に改める。

第八十七条第一項中「保佐人」を「補助人」に、「を以て」を「で、」に改める。

第八十八条第一項中「保佐人」を「補助人」に改める。

第百四十七条中「左に」を「次に」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二号中「後見人、後見監督人又は保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。次号において同じ。）」に改め、同条第三号中「後見人、後見監督人又は保佐人」を「未成年後見人、未成年後見監督人、特定補助人又は補助監督人」に改める。

第三百四十二条の三、第三百四十五条の四第一項及び第三百五十三条中「保佐人」を「補助人」に改める。

第四百三十九条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に改め、同項第三号中「言渡」を「言渡し」に、「保佐人」を「補助人」に改め、同項第四号中「言渡」を「言渡し」に、「在る」を「ある」に改め、同条第二項中「言渡」を「言渡し」に改める。

第四百九十四条の八第一項及び第五百二条中「保佐人」を「補助人」に改める。

（検察審査会法及び裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見監督人」に改める。

一　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第七条第三号

二　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十七条第三号

（少年法等の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「法定代理人、保佐人」を「補助人」に改める。

一　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第十条第一項

二　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第八十五条第三項及び第九十三条第一項

三　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十四条第三項及び第八十一条第一項

（労働組合法等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

一　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十七条の二第一項第三号
二　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三条第一項第三号
三　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第二項第六号
四　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）第七条第二項第六号
五　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第九十四条第二項第六号
六　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第三条第三号
七　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三第一項第三号
八　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十九条第二項第五号
九　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第二項第六号

（身体障害者福祉法等の一部改正）

第十三条　次に掲げる法律の規定中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項ただし書
二　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第四条
三　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第二項

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十四条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び後見人又は保佐人」を「、未成年後見人及び特定補助人」に改め、同項第三号中「、保佐人」を削る。

第二十八条第二項中「後見人又は保佐人」を「未成年後見人、特定補助人」に改める。

第五十一条の十一の二中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第五十一条の十一の三の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「「後見等」を「単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十五条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「後見人」を「未成年後見人若しくは特定補助人」に、「第一項但書」を「第一項ただし書」に改める。

第八十一条の見出し中「後見人選任」を「未成年後見人等の選任」に改め、同条中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に、「及び後見人」を「及び未成年後見人の職務を行う者並びに特定補助人」に、「すみやかに、後見人」を「速やかに、未成年後見人又は補助人」に改める。

（検疫法の一部改正）

第十六条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「又は後見人」を「並びに未成年後見人及び特定補助人」に改める。

（特許法の一部改正）

第十七条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「未成年者、成年被後見人等」を「未成年者等」に改め、同条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「後見監督人」を「未成年後見監督人又は補助監督人（特定補助人に係るものに限る。第十六条第三項において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「被保佐人又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定補助人を付する処分の審判を受けた者の法定代理人）

第七条の二　特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者を代理して手続をすることができる。

第十六条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「後見監督人が」を「未成年後見監督人又は補助監督人が」に、「後見監督人の」を「未成年後見監督人若しくは補助監督人の」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第三項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第百三十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第百三十九条第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第百八十四条の五第二項第二号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

（知的障害者福祉法の一部改正）

第十八条　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第二十八条中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第二十八条の二の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「「後見等」を「単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第十九条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第六条第三号を次のように改める。

三　未成年後見人登記簿

第三章第三節の節名中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第四十条の見出し中「後見人登記」を「未成年後見人登記」に改め、同条第一項第一号中「後見人の氏名」を「未成年後見人の氏名」に改め、「並びに当該後見人が未成年後見人又は成年後見人のいずれであるかの別」を削り、同項第二号中「被後見人」を「未成年被後見人」に改め、同項第

五号中「、又は数人の成年後見人が共同してその権限を行使すべきことが定められたとき」を削り、同項第七号及び同条第二項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第四十一条第一項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第二項後段を削り、同条第三項中「後見人の」を「未成年後見人の」に、「新後見人」を「新未成年後見人」に改める。

第四十二条第一項第一号及び第二号中「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同項第三号並びに同条第二項及び第四項中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第五項中「、成年被後見人について後見開始の審判が取り消されたこと又は後見人」を「又は未成年後見人」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第二十条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項」を「第七条第一項、第九条第一項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項」に改める。

第三十二条の二の見出し中「後見等」を「補助」に改め、同条第一項中「後見、保佐及び」を削り、「「後見等」を「この条において単に「補助」に、「後見等の」を「補助の」に改め、同条第二項中「後見等」を「補助」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号㈠ハ中「後見人登記」を「未成年後見人登記」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第二十二条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二九の項の次に次のように加える。

二九の二	家事事件手続法別表第一の一の項に掲げる事項についての審判の申立て	三千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千九百円）

別表第一の三〇の項中「十七の項、三十六の項、」を削り、同項の次に次のように加える。

三〇の二	家事事件手続法別表第一の四の項、七の項、九の項から十二の項まで、十五の項、十六の項、十八の項、百十一の項、百十二の項、百十六の項、百二十の項又は百二十一の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百円）
三〇の三	家事事件手続法別表第一の二十三の項に掲げる事項についての審判の申立て	二千百円

別表第一の三一の項中「一の項から八の項まで、十八の項、二十の項から二十四の項まで、二十六の項から二十八の項まで、三十二の項、三十三の項、三十七の項、三十九の項から四十三の項まで、四十五の項から四十七の項まで、五十一の項、五十二の項」を「二の項、五の項、六の項、八の項、十四の項、十七の項」に、「から五十八の項まで」を「、五十七の項、五十八の項」に、「百十一の項から百十四の項まで、百十六の項、百十七の項、百二十の項、百二十一の項」を「百十五の項」に改め、同表の三二の項中「十二の二の項、」を削り、同表の三三の項中「十二の項、十四の項、十五の項、十九の項」を「三の項、二十一の項」に、「三十四の項、三十八の項、四十四の項、五十三の項」を「五十七の二の項」に改め、「百十の項」の下に「、百十九の項」を加え、同表の三四の項中「九の項、十一の項、十三の項、十六の項、十六の二の項、三十の項、三十一の項、三十五の項、四十九の項、五十の項、五十四の項」を「二十の項、二十二の項、二十四の項、二十六の項、二十七の項」に、「百十九の項」を「百十八の項」に改める。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正）

第二十三条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

第十九条第一項中「から第三項まで」を「及び第二項、第七条の二」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第二十四条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「、第八条」を「から第八条まで」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第六条第二号

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第五項

三　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第二項

（民事訴訟法の一部改正）

第二十六条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第二十八条中「訴訟無能力者」を「訴訟能力を欠く者」に改める。

第三十一条の見出し中「未成年者及び成年被後見人」を「未成年者等」に改め、同条中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

第三十二条の見出し中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に改め、同条第一項中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、「、保佐人若しくは保佐監督人」を削

り、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第二項中「被保佐人、被補助人又は後見人」を「補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人」に改める。

第三十五条第一項を次のように改める。

裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、民事訴訟に関する手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

第三十五条第三項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

第四十条第四項中「被保佐人若しくは被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第九十九条の見出し中「訴訟無能力者等」を「訴訟能力を欠く者等」に改め、同条第一項中「訴訟無能力者」を「訴訟能力を欠く者」に改める。

第百二十四条第五項中「が保佐人又は補助人」を「が補助人（民法第十条第一項の規定により特定補助人として付され、又は同法第八百七十六条の二第五項の規定により特定補助人と定められた者を除く。第一号において同じ。）」に、「同号」を「第一項第三号」に改め、同項第一号中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「保佐人又は補助人」を「補助人」に改め、同項第二号中「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に改める。

第百九十六条第二号中「後見人と被後見人」を「未成年後見人と未成年被後見人」に改め、同条に次の一号を加える。

三　特定補助人と特定補助人を付する処分の審判を受けた者の関係にあること。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律及び有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第二十七条　次に掲げる法律の規定中「後見開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

一　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第十二条第三号

二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二十六条第三号

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二十八条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「又は後見人」を「並びに未成年後見人及び特定補助人」に改める。

第五十三条の三第二項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第二十九条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の三の見出し中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判等」に改め、同条中「後見開始、保佐開始又は」を削り、「審判」の下に「又は特定補助人を付する処分の審判」を加える。

（人事訴訟法の一部改正）

第三十条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第二項中「第三条の十二各号」を「第三条の十三各号」に改める。

第十三条第一項中「、第十三条」を削り、「第十七条」を「第十条第二項及び第三項」に改める。

第十四条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に、「成年後見人は」を「特定補助人は」に改め、同項ただし書中「成年後見人」を「特定補助人」に改め、同条第二項中「成年後見監督人が、成年被後見人」を「補助監督人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第三十一条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「乃至第四百条」を「から第四百条まで」に改める。

第二十三条の二第一項中「後見人若しくは保佐人」を「未成年後見人若しくは補助人」に改め、同項第三号中「、保佐人」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一　未成年後見人又は補助人

（不動産登記法の一部改正）

第三十二条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百条第一項中「後見開始若しくは保佐開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

（会社法の一部改正）

第三十三条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条の二第一項中「成年被後見人が」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者が」に、「成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法（明治二十九年法律第八十九号）第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「成年後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人及び後見監督人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の同意を得た上で、民法第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第四項中「成年後見人及び後見監督人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同項を同条第二項とする。

第六百七条第一項第七号中「後見開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第三十四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第五号中「後見、保佐及び」を削る。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第三十五条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第一項中「成年被後見人が」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者が」に、「成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意）を得た上で、成年被後見人」を「特定補助人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「成

年被後見人又は被保佐人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同項を同条第二項とする。

（法の適用に関する通則法の一部改正）

第三十六条　法の適用に関する通則法（平成十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（補助開始の審判）」に改め、同条中「成年被後見人、被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受ける者」に、「後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）」を「補助開始の審判」に改める。

第三十五条の見出しを「（未成年後見等）」に改め、同条第一項中「後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）は、被後見人、被保佐人又は被補助人（次項において「被後見人等」と総称する。）」を「未成年後見又は補助（以下「未成年後見等」と総称する。）は、未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者」に改め、同条第二項中「被後見人等」を「未成年被後見人又は補助開始の審判を受けた者」に、「後見人、保佐人」を「未成年後見人」に、「後見等に」を「未成年後見等に」に改め、同項第一号中「後見等」を「未成年後見等」に改め、同項第二号中「後見開始の審判等」を「補助開始の審判」に改める。

（信託法の一部改正）

第三十七条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第二号中「後見開始又は保佐開始」を「特定補助人を付する処分」に改める。

第六十条第一項中「成年後見人若しくは保佐人」を「特定補助人」に改める。

（統計法の一部改正）

第三十八条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「又は成年被後見人」を削り、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により報告を求められた個人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者である場合には、その特定補助人は、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しつつ、当該報告に関し必要な支援を行うよう努めなければならない。この場合において、当該特定補助人は、必要があると認めるときは、本人に代わって当該報告を行うことができる。

（非訟事件手続法の一部改正）

第三十九条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第十六条第二項中「被保佐人、被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「後見人」を「未成年後見人」に改め、「、保佐人若しくは保佐監督人」を削り、「後見監督人」を「未成年後見監督人」に改め、同条第三項中「被保佐人、被補助人又は後見人」を「補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人」に改める。

第十七条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第四項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正）

第四十条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第三号中「後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人」を「未成年後見人、未成年後見監督人」に改める。

第四十三条第二項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に、「被保佐人又は被補助人」を「補助開始の審判を受けた者」に、「保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは」を「補助人又は」に改め、同条第三項及び第四項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に、「後見監督人」を「未成年後見監督人又は補助監督人」に改める。

第四十四条の見出し中「未成年者又は成年被後見人」を「未成年者等」に改め、同条中「又は後見人」を「若しくは未成年後見人又は特定補助人」に、「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改める。

第四十五条第一項中「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に改め、同条第四項中「後見人」を「未成年後見人又は特定補助人」に改める。

第五十一条第一項中「、成年被後見人、被保佐人及び被補助人」を「及び補助開始の審判を受けた者」に改める。

（成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正）

第四十一条　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「成年後見人等」を「補助人等」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第二項中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条第一項の規定による補助開始の審判を受けた者

第二条第二項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「任意後見監督人が選任された」を「任意後見開始の審判がされた」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「成年後見人等」を「補助人等」に改める。

第三条第一項中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者等」に改め、同条第二項中「成年後見人等」を「補助人等」に改める。

第六条及び第八条中「成年後見人等」を「補助人等」に改める。

第九条後段を削る。

第十一条第一号を削り、同条第二号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者等」に、「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「成年被後見人等」を「補助開始の審判を受けた者等」に、「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「後見開始、保佐開始又は」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号中「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「成年後見人等」を「補助人等」に改め、同号を同条第十号とする。

第十五条中「成年後見人等」を「補助人等」に改める。

附則第二条中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号。以下「民法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第六条中戸籍法第六十四条の改正規定及び同法第八十一条第二項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）　民法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（成年被後見人等に関する経過措置）

第二条　民法等改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する成年被後見人、成年後見人及び成年後見監督人並びに民法等改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する被保佐人、保佐人及び保佐監督人については、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）にかかわらず、なお従前の例による。

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に締結された消費者契約の条項については、第二十九条の規定による改正後の消費者契約法第八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び民法等改正法附則第二条第一項又は第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（実用新案法の一部改正）

第六条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項第一号及び第四十八条の五第二項第二号中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第七条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「第三十五条第二項及び第三項」を「第三十五条第三項及び第四項」に改める。

投票者氏名

日程第一　令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

賛成者氏名　二二五名

青木　一彦君　赤松　健君　加田　裕之君　加藤　明良君　脇　雅昭君　渡辺　猛之君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　かまやち敏君　神谷　政幸君　青木　愛君　石垣のりこ君
阿達　雅志君　有村　治子君　北村　経夫君　木村　義雄君　石橋　通宏君　泉　房穂君
生稲　晃子君　石井　準一君　見坂　茂範君　上月　良祐君　打越さく良君　小沢　雅仁君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　鬼木　誠君　勝部　賢志君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　小林　一大君　小林孝一郎君　岸　真紀子君　木戸口英司君
猪口　邦子君　今井絵理子君　こやり隆史君　酒井　庸行君　熊谷　裕人君　郡山りょう君
岩本　剛人君　いんどう周作君　櫻井　充君　自見はなこ君　古賀　千景君　古賀　之士君
上野　通子君　臼井　正一君　清水　真人君　進藤金日子君　小島とも子君　小西　洋之君
江島　潔君　大家　敏志君　末松　信介君　鈴木　大地君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
岡田　直樹君　小川　克巳君　鈴木　宗男君　高橋　克法君　柴　愼一君　杉尾　秀哉君
越智　俊之君　梶原　大介君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　高木　真理君　田島麻衣子君
鶴保　庸介君　出川　桃子君　田名部匡代君　辻元　清美君
寺田　静君　友納　理緒君　徳永　エリ君　長浜　博行君
永井　学君　中西　祐介君　広田　一君
西田　昌司君　西田　英範君　羽田　次郎君
野上浩太郎君　野村　哲郎君　福士　珠美君
橋本　聖子君　長谷川　岳君　牧山ひろえ君
長谷川英晴君　馬場　成志君　水岡　俊一君
東野　秀樹君　福岡　資麿君　三上　えり君
福山　守君　藤井　一博君　村田　享子君
藤川　政人君　藤木　眞也君　森本　真治君
船橋　利実君　古川　俊治君　横沢　高徳君
星　北斗君　堀井　巌君　吉田　忠智君
本田　顕子君　舞立　昇治君　足立　康史君
牧野たかお君　松川　るい君　伊藤　孝恵君
松下　新平君　松村　祥史君　上田　清司君
松山　政司君　三原じゅん子君　牛田　茉友君
宮沢　洋一君　宮本　和宏君　江原くみ子君
宮本　周司君　森　まさこ君　かごしま彰宏君
山下　雄平君　山田　太郎君　後藤　斎君
山田　宏君　山谷えり子君　榛葉賀津也君
山本　啓介君　山本佐知子君　田村　まみ君
山本　順三君　吉井　章君　庭田　幸恵君
若井　敦子君　若林　洋平君　浜口　誠君
原田　秀一君　平戸　航太君
舟山　康江君　水野　孝一君
山田　吉彦君　秋野　公造君
石川　博崇君　伊藤　孝江君

上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
北村　晴男君
安野　貴博君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

反対者氏名

一六名

岩渕　友君
小池　晃君
吉良よし子君
白川　容子君

川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
百田　尚樹君
尾辻　朋実君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
高良　沙哉君
ラサール石井君

日程第二　令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

賛成者氏名

二三四名

赤松　健君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
梶原　大介君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林　一大君
酒井　庸行君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋　克法君
滝波　宏文君
出川　桃子君

大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君
伊波　洋一君
福島みずほ君

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
加田　裕之君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
高橋はるみ君
鶴保　庸介君

寺田　静君
永井　学君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　雅昭君
青木　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君

友納　理緒君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君

徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
森　ゆうこ君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君

片山　大介君　　金子　道仁君　　阿達　雅志君　　有村　治子君　　舞立　昇治君　　牧野たかお君　　奥村　祥大君　　かごしま彰宏君
串田　誠一君　　佐々木りえ君　　生稲　晃子君　　石田　昌宏君　　松川　るい君　　松下　新平君　　川合　孝典君　　後藤　斎君
柴田　巧君　　石　平君　　石井　浩郎君　　石田　昌宏君　　松村　祥史君　　松山　政司君　　小林さやか君　　榛葉賀津也君
高木かおり君　　中条きよし君　　磯﨑　仁彦君　　井上　義行君　　三原じゅん子君　　宮沢　洋一君　　竹詰　仁君　　田村　まみ君
新実　彰平君　　松沢　成文君　　猪口　邦子君　　今井絵理子君　　宮本　周司君　　堂込麻紀子君　　庭田　幸恵君
松野　明美君　　安達　悠司君　　岩本　剛人君　　いんどう周作君　　宮本　和宏君　　芳賀　道也君　　浜口　誠君
安藤　裕君　　岩本　麻奈君　　上野　通子君　　臼井　正一君　　森　まさこ君　　山下　雄平君　　浜野　喜史君　　原田　秀一君
梅村みずほ君　　大津　力君　　江島　潔君　　大家　敏志君　　山田　太郎君　　山田　宏君　　平戸　航太君　　舟山　康江君
神谷　宗幣君　　後藤　翔太君　　岡田　直樹君　　小川　克巳君　　山谷えり子君　　山本　啓介君　　水野　孝一君　　山田　吉彦君
櫻井　祥子君　　塩入　清香君　　越智　俊之君　　梶原　大介君　　山本佐知子君　　山本　順三君　　秋野　公造君　　石川　博崇君
杉本　純子君　　中田　優子君　　加田　裕之君　　片山さつき君　　吉井　章君　　若井　敦子君　　伊藤　孝江君　　上田　勇君
初鹿野裕樹君　　松田　学君　　加藤　明良君　　かまやち敏君　　若林　洋平君　　脇　雅昭君　　川村　雄大君　　窪田　哲也君
宮出　千慧君　　山中　泉君　　神谷　政幸君　　北村　経夫君　　渡辺　猛之君　　青木　愛君　　佐々木雅文君　　里見　隆治君
岩渕　友君　　吉良よし子君　　木村　義雄君　　見坂　茂範君　　石垣のりこ君　　石橋　通宏君　　下野　六太君　　杉　久武君
小池　晃君　　白川　容子君　　上月　良祐君　　古賀友一郎君　　泉　房穂君　　打越さく良君　　高橋　光男君　　竹内　真二君
大門実紀史君　　仁比　聡平君　　古庄　玄知君　　小林　一大君　　小沢　雅仁君　　鬼木　誠君　　竹谷とし子君　　谷合　正明君
山添　拓君　　北村　晴男君　　小林孝一郎君　　こやり隆史君　　勝部　賢志君　　岸　真紀子君　　司　隆史君　　西田　実仁君
百田　尚樹君　　伊波　洋一君　　酒井　庸行君　　櫻井　充君　　木戸口英司君　　熊谷　裕人君　　原田大二郎君　　平木　大作君
高良　沙哉君　　安野　貴博君　　自見はなこ君　　清水　真人君　　古賀　之士君　　古賀　千景君　　三浦　信祐君　　宮崎　勝君
尾辻　朋実君　　齊藤健一郎君　　進藤金日子君　　末松　信介君　　小西　洋之君　　小島とも子君　　横山　信一君　　青島　健太君
ながえ孝子君　　平山佐知子君　　鈴木　大地君　　鈴木　宗男君　　塩村あやか君　　斎藤　嘉隆君　　浅田　均君　　石井　苗子君
福山　哲郎君　　望月　良男君　　高橋　克法君　　高橋はるみ君　　杉尾　秀哉君　　柴　愼一君　　石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君
　　滝波　宏文君　　鶴保　庸介君　　田島麻衣子君　　高木　真理君　　上野ほたる君　　岡崎　太君
　　出川　桃子君　　寺田　静君　　辻元　清美君　　田名部匡代君　　嘉田由紀子君　　片山　大介君
　　友納　理緒君　　永井　学君　　長浜　博行君　　徳永　エリ君　　金子　道仁君　　串田　誠一君
　　中西　祐介君　　西田　昌司君　　広田　一君　　羽田　次郎君　　佐々木りえ君　　柴田　巧君
　　西田　英範君　　野上浩太郎君　　牧山ひろえ君　　福士　珠美君　　石　平君　　高木かおり君
　　野村　哲郎君　　橋本　聖子君　　三上　えり君　　三上　えり君　　中条きよし君　　新実　彰平君
　　長谷川　岳君　　長谷川英晴君　　水岡　俊一君　　村田　享子君　　松沢　成文君　　松野　明美君
　　馬場　成志君　　東野　秀樹君　　森　ゆうこ君　　森本　真治君　　安達　悠司君　　安藤　裕君
　　福岡　資麿君　　福山　守君　　山内佳菜子君　　横沢　高徳君　　岩本　麻奈君　　梅村みずほ君
　　藤井　一博君　　藤川　政人君　　吉川　沙織君　　吉田　忠智君　　大津　力君　　神谷　宗幣君
　　藤木　眞也君　　船橋　利実君　　蓮　舫君　　足立　康史君　　後藤　翔太君　　櫻井　祥子君
　　古川　俊治君　　星　北斗君　　礒﨑　哲史君　　伊藤　孝恵君　　塩入　清香君　　杉本　純子君
　　堀井　巌君　　本田　顕子君　　伊藤　辰夫君　　上田　清司君　　中田　優子君　　初鹿野裕樹君
　　　　牛田　茉友君　　江原くみ子君

反対者氏名　七名

伊勢崎賢治君　　大島九州男君
奥田ふみよ君　　木村　英子君
天畠　大輔君　　福島みずほ君
ラサール石井君

日程第三　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二六名

青木　一彦君　　赤松　健君
浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君

松田　学君　　宮出　千慧君
山中　泉君　　北村　晴男君
百田　尚樹君　　安野　貴博君
尾辻　朋実君　　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　　平山佐知子君
福山　哲郎君　　望月　良男君

反対者氏名　一五名

岩渕　友君　　吉良よし子君
小池　晃君　　白川　容子君
仁比　聡平君　　山添　拓君
伊勢崎賢治君　　大島九州男君
奥田ふみよ君　　木村　英子君
天畠　大輔君　　伊波　洋一君
高良　沙哉君　　福島みずほ君
ラサール石井君

日程第四　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二四〇名

青木　一彦君　　赤松　健君
浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君
阿達　雅志君　　有村　治子君
生稲　晃子君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　　井上　義行君
猪口　邦子君　　今井絵理子君
岩本　剛人君　　いんどう周作君
上野　通子君　　臼井　正一君
江島　潔君　　大家　敏志君
岡田　直樹君　　小川　克巳君
越智　俊之君　　梶原　大介君
加田　裕之君　　片山さつき君
加藤　明良君　　かまやち敏君
神谷　政幸君　　北村　経夫君
木村　義雄君　　見坂　茂範君
上月　良祐君　　古賀友一郎君
古庄　玄知君　　小林　一大君
小林孝一郎君　　こやり隆史君
酒井　庸行君　　櫻井　充君
自見はなこ君　　清水　真人君
進藤金日子君　　末松　信介君
鈴木　大地君　　鈴木　宗男君
高橋　克法君　　高橋はるみ君
滝波　宏文君　　鶴保　庸介君
出川　桃子君　　寺田　静君
友納　理緒君　　永井　学君
中西　祐介君　　西田　昌司君
西田　英範君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　橋本　聖子君
長谷川　岳君　　長谷川英晴君
馬場　成志君　　東野　秀樹君
福岡　資麿君　　福山　守君
藤井　一博君　　藤川　政人君
藤木　眞也君　　船橋　利実君
古川　俊治君　　星　北斗君
堀井　巌君　　本田　顕子君
舞立　昇治君　　牧野たかお君
松川　るい君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松山　政司君
三原じゅん子君　　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　　宮本　周司君
森　まさこ君　　山下　雄平君
山田　太郎君　　山田　宏君
山谷えり子君　　山本　啓介君
山本佐知子君　　山本　順三君
吉井　章君　　若井　敦子君
若林　洋平君　　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　　青木　愛君
石垣のりこ君　　石橋　通宏君
泉　房穂君　　打越さく良君
小沢　雅仁君　　鬼木　誠君
勝部　賢志君　　岸　真紀子君
木戸口英司君　　熊谷　裕人君
郡山りょう君　　古賀　千景君
古賀　之士君　　小島とも子君
小西　洋之君　　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　　柴　慎一君
杉尾　秀哉君　　高木　真理君
田島麻衣子君　　田名部匡代君
辻元　清美君　　徳永　エリ君
長浜　博行君　　羽田　次郎君
広田　一君　　福士　珠美君
牧山ひろえ君　　三上　えり君
水岡　俊一君　　村田　享子君
森　ゆうこ君　　森本　真治君
山内佳菜子君　　横沢　高徳君
吉川　沙織君　　吉田　忠智君
蓮　舫君　　足立　康史君
礒﨑　哲史君　　伊藤　孝恵君
伊藤　辰夫君　　上田　清司君
牛田　茉友君　　江原くみ子君
奥村　祥大君　　かごしま彰宏君
川合　孝典君　　後藤　斎君
小林さやか君　　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　　田村　まみ君
堂込麻紀子君　　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　　浜口　誠君
浜野　喜史君　　原田　秀一君
平戸　航太君　　舟山　康江君
水野　孝一君　　山田　吉彦君
秋野　公造君　　石川　博崇君
伊藤　孝江君　　上田　勇君
川村　雄大君　　窪田　哲也君
佐々木雅文君　　里見　隆治君
下野　六太君　　杉　久武君
高橋　光男君　　竹内　真二君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
司　隆史君　　西田　実仁君
原田大二郎君　　平木　大作君
三浦　信祐君　　宮崎　勝君
横山　信一君　　青島　健太君
浅田　均君　　石井　苗子君
石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　　岡崎　太君
嘉田由紀子君　　片山　大介君
金子　道仁君　　串田　誠一君
佐々木りえ君　　柴田　巧君
石　平君　　高木かおり君
中条きよし君　　新実　彰平君
松沢　成文君　　松野　明美君
安達　悠司君　　安藤　裕君
岩本　麻奈君　　梅村みずほ君
大津　力君　　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　　櫻井　祥子君
塩入　清香君　　杉本　純子君
中田　優子君　　初鹿野裕樹君
松田　学君　　宮出　千慧君
山中　泉君　　岩渕　友君
吉良よし子君　　小池　晃君
白川　容子君　　大門実紀史君
仁比　聡平君　　山添　拓君
伊勢崎賢治君　　大島九州男君
奥田ふみよ君　　木村　英子君
天畠　大輔君　　北村　晴男君
百田　尚樹君　　伊波　洋一君

高良　沙哉君　　安野　貴博君
尾辻　朋実君　　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　　平山佐知子君
福山　哲郎君　　望月　良男君

反対者氏名　二名
福島みずほ君　　ラサール石井君

日程第五　民法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第六　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二一名

青木　一彦君　　赤松　健君
浅尾慶一郎君　　朝日健太郎君
阿達　雅志君　　有村　治子君
生稲　晃子君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　　井上　義行君
猪口　邦子君　　今井絵理子君
岩本　剛人君　　いんどう周作君
上野　通子君　　臼井　正一君
江島　潔君　　大家　敏志君
岡田　直樹君　　小川　克巳君
越智　俊之君　　梶原　大介君
加田　裕之君　　片山さつき君
加藤　明良君　　かまやち敏君
神谷　政幸君　　北村　経夫君
木村　義雄君　　見坂　茂範君
上月　良祐君　　古賀友一郎君
古庄　玄知君　　小林　一大君
小林孝一郎君　　こやり隆史君
酒井　庸行君　　櫻井　充君
自見はなこ君　　清水　真人君
進藤金日子君　　末松　信介君
鈴木　大地君　　鈴木　宗男君
高橋　克法君　　高橋はるみ君
滝波　宏文君　　鶴保　庸介君
出川　桃子君　　寺田　静君
友納　理緒君　　永井　学君
中西　祐介君　　西田　昌司君
西田　英範君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　橋本　聖子君
長谷川　岳君　　長谷川英晴君
馬場　成志君　　東野　秀樹君
福岡　資麿君　　福山　守君
藤井　一博君　　藤川　政人君
藤木　眞也君　　船橋　利実君
古川　俊治君　　星　北斗君
堀井　巌君　　本田　顕子君
舞立　昇治君　　牧野たかお君
松川　るい君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松山　政司君
三原じゅん子君　　宮沢　洋一君
宮本　和宏君　　宮本　周司君
森　まさこ君　　山下　雄平君
山田　太郎君　　山田　宏君
山谷えり子君　　山本　啓介君
山本佐知子君　　山本　順三君
吉井　章君　　若井　敦子君
若林　洋平君　　脇　雅昭君
渡辺　猛之君　　青木　愛君
石垣のりこ君　　石橋　通宏君
泉　房穂君　　打越さく良君
小沢　雅仁君　　鬼木　誠君
勝部　賢志君　　岸　真紀子君
木戸口英司君　　熊谷　裕人君
郡山りょう君　　古賀　千景君
古賀　之士君　　小島とも子君
小西　洋之君　　斎藤　嘉隆君
塩村あやか君　　柴　愼一君
杉尾　秀哉君　　高木　真理君
田島麻衣子君　　田名部匡代君
辻元　清美君　　徳永　エリ君
長浜　博行君　　羽田　次郎君
広田　一君　　福士　珠美君
牧山ひろえ君　　三上　えり君
水岡　俊一君　　村田　享子君
森　ゆうこ君　　森本　真治君
山内佳菜子君　　横沢　高徳君
吉川　沙織君　　吉田　忠智君
蓮　舫君　　礒﨑　哲史君
伊藤　孝恵君　　足立　康史君
伊藤　辰夫君　　上田　清司君
牛田　茉友君　　江原くみ子君
奥村　祥大君　　かごしま彰宏君
川合　孝典君　　後藤　斎君
小林さやか君　　榛葉賀津也君
竹詰　仁君　　田村　まみ君
堂込麻紀子君　　庭田　幸恵君
芳賀　道也君　　浜口　誠君
浜野　喜史君　　原田　秀一君
平戸　航太君　　舟山　康江君
水野　孝一君　　山田　吉彦君
秋野　公造君　　石川　博崇君
伊藤　孝江君　　上田　勇君
川村　雄大君　　窪田　哲也君
佐々木雅文君　　里見　隆治君
下野　六太君　　杉　久武君
高橋　光男君　　竹内　真二君
竹谷とし子君　　谷合　正明君
司　隆史君　　西田　実仁君
原田大二郎君　　平木　大作君
三浦　信祐君　　宮崎　勝君
横山　信一君　　青島　健太君
浅田　均君　　石井　苗子君
石井めぐみ君　　猪瀬　直樹君
上野ほたる君　　岡崎　太君
嘉田由紀子君　　片山　大介君
金子　道仁君　　串田　誠一君
佐々木りえ君　　柴田　巧君
石　平君　　高木かおり君
中条きよし君　　新実　彰平君
松沢　成文君　　松野　明美君
岩渕　友君　　吉良よし子君
小池　晃君　　白川　容子君
大門実紀史君　　仁比　聡平君
山添　拓君　　北村　晴男君
伊波　洋一君　　高良　沙哉君
安野　貴博君　　尾辻　朋実君
福島みずほ君　　ラサール石井君
齊藤健一郎君　　ながえ孝子君
平山佐知子君　　福山　哲郎君
望月　良男君

反対者氏名　二〇名

安達　悠司君　　安藤　裕君
岩本　麻奈君　　梅村みずほ君
大津　力君　　神谷　宗幣君
後藤　翔太君　　櫻井　祥子君
塩入　清香君　　杉本　純子君
中田　優子君　　初鹿野裕樹君
松田　学君　　宮出　千慧君
山中　泉君　　伊勢崎賢治君
大島九州男君　　奥田ふみよ君
木村　英子君　　天畠　大輔君

「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月三日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一　殿

「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書

国家安全保障戦略（二〇二二年十二月）では、「二〇二七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（ＧＤＰ）の二％に達するよう、所要の措置を講ずる」こととされた（以下「防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ」た経費を「安全保障関連経費」という。）。二〇二二年度の名目ＧＤＰ（実績見込み）は約五百六十兆円であり、その二％は約十一兆円である。二〇二五年に提出した質問主意書に引き続き現状を整理したく、「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費について、以下質問する。

一　安全保障関連経費の二〇二六年度予算及び二〇二二年度名目ＧＤＰに対する同予算額の比率を示されたい。また、防衛力整備計画対象経費及び防衛力の抜本的強化を補完する取組の経費の二〇二六年度予算額をそれぞれ示されたい。

二　私が提出した「特定利用空港・港湾の利用及び整備状況に関する質問主意書」（第二百十九回国会質問第三一号）に対する答弁（内閣参質二一九第三一号）において、政府は、「特定利用空港・港湾の整備」について、二〇二五年度における①事業の内容及び②予算額を「特定利用空港・港湾」ごとに答弁した。同様に、「特定利用空港・港湾の整備」について、二〇二四年度及び二〇二六年度における①事業の内容及び②予算額を「特定利用空港・港湾」ごとに示されたい。

三　二〇二六年度において追加することとなる特定利用空港・港湾について示されたい。

四　防衛力の抜本的強化を補完する取組の経費のうち、総合的な防衛体制を強化するための取組に関する経費の二〇二六年度予算額を示されたい。そのうち、(1)研究開発、(2)公共インフラ整備、(3)サイバー安全保障、(4)わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力に係る経費の内訳（金額）をそれぞれ示されたい。また、ＳＡＣＯ関係経費・米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費の二〇二六年度予算額をそれぞれ示されたい。あわせて、関係省庁所管分の総額及び省庁ごとの内訳（金額）を示されたい。

五　安全保障関連経費について、必要事業の積上げにより金額を決定したか示されたい。積上げにより金額を決定した場合、私が提出した「特定利用空港・港湾に係る経費等に関する質問主意書」（第二百十九回国会質問第三八号）に対する答弁（内閣参質二一九第三八号）において、二〇二七年度における総合的な防衛体制を強化するための取組に関する経費である「一兆円程度の経費の内訳」が示せなかった理由を示されたい。

六　前記五の答弁においては、「二〇二七年度までにいくつの空港・港湾を特定利用空港・港湾にしようとしているのか」との質問に対する答弁が得られなかった。国家安全保障戦略を策定した時点で、二〇二七年度までにいくつの空港・港湾を特定利用空港・港湾にするか決定していなかったとの理解でよいか示されたい。

右質問する。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員福島みずほ君提出「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「安全保障関連経費」の令和八年度予算額は約十・六兆円であり、「二〇二二年度名目ＧＤＰ」である五百六十・二兆円に対する当該予算額の比率は約一・九パーセントである。また、お尋ねの「防衛力整備計画対象経費」の令和八年度予算額は約八・八兆円であり、「防衛力の抜本的強化を補完する取組の経費」の同年度予算額は約一・八兆円である。

二について

お尋ねの「特定利用空港・港湾の整備」について、令和六年度及び令和八年度における①事業の内容及び②予算額を「特定利用空港・港湾」ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

令和六年度

那覇空港　①誘導路及び照明施設の改良、航空保安無線施設の改修等　②八十二億円

宮崎空港　①誘導路及び照明施設の改良、航空保安無線施設の改修等　②二十九億円

長崎空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等　②二十億円

福江空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修　②二億円

北九州空港　①滑走路及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修等　②六十三億円

石垣港　①泊地及び防波堤の建設、道路の改良　②二十五億円

博多港　①航路・泊地及び岸壁の改良　②二十六億円

高知港　①防波堤の建設及び改良　②十八億円

須崎港　①防波堤の改良　②八億円

宿毛湾港　①防波堤の改良　②三億円

高松港　①岸壁の建設　②六億円

室蘭港　①防波堤及び岸壁の改良　②六億円

苫小牧港　①岸壁の建設、防波堤の建設及び改良、航路の改良　②二十七億円

釧路港　①航路・泊地の建設、防波堤の建設及び改良、道路の改良　②二十八億円

留萌港　①航路及び防波堤の改良　②三億円

石狩湾新港　①防波堤及び岸壁の建設　②十九億円

令和八年度

那覇空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②七十九億円

鹿児島空港　①誘導路、エプロン及び照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十一億円

徳之島空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設の改修　②四億円

宮崎空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十七億円

大分空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十四億円

熊本空港　①航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②四億円
長崎空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十四億円
福江空港　①エプロン及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修　②二億円
北九州空港　①滑走路、エプロン及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②六十八億円
高知空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十九億円
松山空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②四十二億円
高松空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十一億円
山口宇部空港　①滑走路、誘導路及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十一億円
南紀白浜空港　①滑走路及び照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十二億円
中部国際空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十三億円
仙台空港　①航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②九億円
青森空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十億円
新千歳空港　①誘導路の新設、照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②四十二億円
稚内空港　①航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②〇・五億円
釧路空港　①気象の観測に必要な施設の改修等　②〇・二億円
函館空港　①照明施設の改良、空港用地の整備、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②二十一億円
旭川空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修　②二億円
中標津空港　①滑走路及び照明施設の改良、空港用地の整備、気象の観測に必要な施設の改修　②八億円
女満別空港　①照明施設の改良、航空保安無線施設及び気象の観測に必要な施設の改修等　②十三億円
平良港　①防波堤の建設及び改良、岸壁の改良　②十八億円
石垣港　①泊地及び防波堤の建設、道路の改良　②二十五億円
鹿児島港　①道路の建設　②三十六億円
志布志港　①岸壁の建設、防波堤の建設及び改良　②九億円
川内港　①泊地、岸壁及び航路・泊地の建設　②八億円
西之表港　①泊地及び岸壁の建設、防波堤の改良　②九億円
名瀬港　①防波堤及び岸壁の改良　②九億円
和泊港　①防波堤の建設　②七億円
細島港　①防波堤及び岸壁の建設　②十一億円
熊本港　①防波堤及び岸壁の建設　②九億円
八代港　①航路の建設　②十九億円
博多港　①航路及び岸壁の改良　②二十八億円
境港　①岸壁の建設、防波堤の改良　②十一億円
高知港　①防波堤の建設及び改良　②十八億円
須崎港　①防波堤の改良　②八億円
宿毛湾港　①防波堤の改良　②三億円
高松港　①岸壁の建設　②八億円
徳島小松島港　①泊地の建設、岸壁の建設及び改良、防波堤の改良　②二十二億円
名古屋港　①航路の建設、岸壁及び航路・泊地の改良　②百五十七億円
三河港　①岸壁及び道路の改良　②五億円
敦賀港　①岸壁の建設及び改良　②九億円
金沢港　①航路の建設、泊地及び防波堤の改良　②十八億円
仙台塩釜港　①防波堤及び岸壁の建設、航路・泊地の改良　②二十六億円
青森港　①岸壁の建設、道路の改良　②二十五億円
室蘭港　①防波堤及び岸壁の改良　②六億円
苫小牧港　①防波堤、岸壁、泊地及び港湾施設用地の建設、航路の改良　②二十九億円
函館港　①岸壁の建設及び改良、防波堤及び道路の改良　②十二億円
釧路港　①航路・泊地の建設、防波堤の建設及び改良、泊地の改良　②三十億円
留萌港　①航路、防波堤及び岸壁の改良　②三億円
稚内港　①防波堤及び岸壁の改良　②四億円
石狩湾新港　①防波堤、岸壁、航路・泊地及び港湾施設用地の建設　②十九億円
紋別港　①泊地及び岸壁の改良　②五億円
白老港　①防波堤の建設　②一億円

三について

お尋ねの「二〇二六年度において追加することとなる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「特定利用空港・港湾」は、必要に応じて関係者と調整した上で追加することとしており、現時点で確たることを申し上げることは困難である。

四について

令和八年度予算額については、お尋ねの「(1)研究開発」に係る経費が約五千百四十四億円、「(2)公共インフラ整備」に係る経費が約二千二百五十億円、「(3)サイバー安全保障」に係る経費が約三百四十七億円、「(4)わが国と同志国の抑止力向上などのための国際協力」に係る経費が約百八十一億円であり、これらを合計すると約七千九百二十三億円である。また、お尋ねの「ＳＡＣＯ関係経費」が約百十五億円、「米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分に関する経費」が約二千百四十五億円である。さらに、お尋ねの「関係省庁所管分」の「省庁ごとの内訳（金額）」は、内閣官房が約六百二十五億円、内閣府が約四百七十七億円、総務省が約九百八十三億円、外務省が約四百四十一億円、財務省が約四百六十億円、厚生労働省が約七十五億円、国土交通省が約二千九百七十一億円、環境省が約十四億円、防衛省が約千六百四十七億円であり、これらを合計すると約七千六百九十四億円である。

五について

前段のお尋ねについては、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「国家安全保障戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）において、「必要とされる防衛力の内容を積み上げた上

で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、二千二十七年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（ＧＤＰ）の二パーセントに達するよう、所要の措置を講ずる。」としているところであり、御指摘の「安全保障関連経費」の令和八年度予算額についても必要な額を積み上げたものである。

後段のお尋ねについては、先の答弁書（令和七年十一月二十一日内閣参質二一九第三八号）二についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねのとおりである。

ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月三日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書

中東情勢の緊迫化及びホルムズ海峡の封鎖に伴い、原油、ナフサその他石油由来原材料の供給制約が生じ、石油化学製品等を製造する工場において操業停止・減産等の事業活動の縮小が相次いでいると報じられている。今回の原因は、景気後退等による需要減少ではなく、原材料の入手困難等による供給制約である。

厚生労働省ウェブサイトは、雇用調整助成金について、「原材料の入手困難や価格高騰等に伴い、事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合、要件を満たせば支給対象になります。」と説明している。また、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合」に助成するとし、その要件として、「売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近三か月間の月平均値が前年同期に比べて十％以上減少していること。」（以下「当該要件」という。）等を満たす必要がある。

しかし、今回のように原材料の入手困難等によって突発的に事業活動の縮小が発生した場合、一定期間を経なければ当該要件を満たせない。このため、厚生労働省が支給対象となり得るとしている事案でも、事業活動の縮小直後の最も厳しい時期に迅速な支給を受けられないおそれがある。また、今後、国際情勢の悪化その他の要因に伴う原材料供給の途絶により、更なる事業活動の縮小が発生する可能性は否定できない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　雇用調整助成金について、輸入の停滞等に伴う原材料の入手困難等によって事業活動の縮小を余儀なくされた場合でも、当該要件を満たさなければ、原則として支給対象にならないと理解してよいか示されたい。

二　今回のホルムズ海峡をめぐる情勢悪化のように、需要減少ではなく供給制約によって事業活動の縮小が生じる場合、現行の雇用調整助成金の要件では「従業員の雇用を維持した場合」に十分な助成ができていないと考えるが、政府の認識を示されたい。

三　原材料の入手困難等によって事業活動の縮小を余儀なくされた場合、当該要件によって雇用調整助成金を迅速に支給できない。「原材料の供給制約により事業活動の継続が困難となっている場合」にも支給できるよう要件を見直す考えはあるか、政府の認識を示されたい。

四　ホルムズ海峡の封鎖によって、一部の事業者において原材料の入手困難等が生じている現状を踏まえ、原材料の供給制約、輸入の停滞その他サプライチェーン上の支障が、取引先との契約書、納入遅延通知、輸入停止通知その他客観的資料により確認できる場合には、当該要件を満たすことなく、迅速に雇用調整助成金を支給可能とする運用又は制度改正を行う考えはあるか、政府の認識を示されたい。

五　我が国経済が海外からの原材料及び燃料供給に依存している現状を踏まえ、雇用調整助成金について、景気後退等による需要減少だけでなく、原材料の入手困難等による供給制約を原因とした事態にも対応できる制度へ見直す必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

六　ホルムズ海峡の封鎖その他国際情勢の悪化に伴う原材料の入手困難等により、今後、雇用調整助成金の申請件数及び支給額が大幅に増加する可能性について、政府の認識を示されたい。

七　前記六の事態が生じた場合、雇用調整助成金に係る財源が不足する可能性について、政府の認識を示されたい。

八　雇用調整助成金について、供給制約を原因とする事態への対応として支給要件を緩和する場合、雇用保険二事業に係る積立金の積増し、一般会計からの繰入れその他必要な財源措置を講ずる必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

九　新型コロナウイルス感染症拡大時、雇用調整助成金の特例措置及び財源措置のために法改正等が実施されたことを踏まえ、今回のような大規模な供給制約を原因とする事態への対応に当たっても、新たな特別措置法の制定又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）等の改正が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのとおりである。

二について

雇用調整助成金の支給手続については、「雇用関係助成金支給要領」（平成二十五年五月十六日付け職発〇五一六第一九号・能発〇五一六第〇四号・雇児発〇五一六第〇九号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知別添一）において示しているとおり、「事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」において、事業主が提出した「雇用

調整助成金休業等実施計画（変更）届」等を審査し、支給決定を行うこととしているところである。

その上で、お尋ねの「十分な助成ができていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省の集計によれば、御指摘の「今回のホルムズ海峡をめぐる情勢」に伴い、事業主から、令和八年三月三十日から同年六月九日までの約二箇月間で、二百六十四件の「雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届」の提出があり、都道府県労働局において、順次、審査を行い、同日現在で、七件の支給決定を行っているところであり、雇用調整助成金の支給が必要な事業主において、適切に活用されているものと考えている。

三について

御指摘の「迅速に支給できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該要件」については、「雇用関係助成金支給要領」において、「生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標・・・の最近三か月間の月平均値が前年同期・・・に比べ十パーセント以上減少している事業所の事業主」と示しているところ、当該「最近三か月間の月平均値」に関しては、御指摘のような「原材料の入手困難等によって事業活動の縮小を余儀なくされた場合」も含め、令和八年六月四日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「直近一か月の生産量などが大きく落ち込んだことにより、直近一か月ですぐに生産量要件を満たして雇用調整助成金の対象となる場合はございます」と答弁しているとおりであり、必ずしも三箇月間、御指摘の「事業活動の縮小」が継続していることを求めているものではなく、お尋ねのように「要件を見直す」ことは考えていない。

四について

雇用調整助成金の支給に当たっては、その適正な支給の観点から、二について及び三について述べたとおり、事業主が「雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届」を提出することや、「生産量（額）、販売量（額）又は売上高等事業活動を示す指標・・・の最近三か月間の月平均値が前年同期・・・に比べ十パーセント以上減少している」こと等が確認できることなどが必要であると考えており、御指摘のような「原材料の供給制約、輸入の停滞その他サプライチェーン上の支障」が「取引先との契約書、納入遅延通知、輸入停止通知その他客観的資料により確認できる」ことのみをもって、「当該要件を満たすことなく」支給することは適当ではないと考えている。いずれにせよ、御指摘のような「原材料の入手困難等が生じている」場合であっても、「当該要件」等を満たす場合には、「雇用調整助成金を支給可能とする運用」としているところであり、お尋ねのように「制度改正を行う」ことは考えていない。

五について

雇用調整助成金については、御指摘の「原材料の入手困難等による供給制約を原因とした事態」においても、適切に「対応できる制度」であると考えており、当該制度を見直す予定はない。

六及び七について

お尋ねの「大幅に増加する可能性」及び「不足する可能性」については、仮定の質問であることからお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、引き続き、事業主から雇用調整助成金の申請があれば、適切に対応してまいりたい。

八について

御指摘のような「支給要件」の「緩和」について、現時点では検討を行っていないため、それを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

御指摘の「今回のような大規模な供給制約を原因とする事態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、雇用調整助成金については、「供給制約を原因とする事態」にも対応しているものであるところ、令和八年六月一日の参議院決算委員会において、上野厚生労働大臣が「コロナ禍での雇用調整助成金の特例措置は、国が事業者や国民に対し強い休業要請を行った際の異例の対応でありますので、今般の状況とは性質的にも大分異なるものではないかと考えておりますが、また、現時点では雇用調整助成金の活用を具体的に検討する段階に至っている事業者は少なく、要件緩和など特例措置を行う状況にはないと考えておりますけれども、引き続き状況については十分注視していきます」と答弁しているとおりであり、現時点で、お尋ねのように「新たな特別措置法の制定又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）等の改正が必要」とは考えていない。

第百九十六回国会参議院会議録第十九号（その二）中正誤

ページ	段	行	誤	正
二三四	四	二三	第七百五十八条	第七百五十八条第一項第一号